

令和7年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和7(2025)年6月
国際ファッション専門職大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	4
基準 1. 使命・目的	4
基準 2. 内部質保証	15
基準 3. 学生	24
基準 4. 教育課程	43
基準 5. 教員・職員	59
基準 6. 経営・管理と財務	71
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	84
基準 A. 産学・国際連携事業	84
基準 B. 教授方法と研究活動の有機的な連携事業	87
V. 特記事項	90
VI. 法令等の遵守状況一覧	91
VII. エビデンス集一覧	107
エビデンス集（データ編）一覧	107
エビデンス集（資料編）一覧	108

国際ファッション専門職大学

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

<大学の目的>

我が国最初の専門職大学のひとつである国際ファッション専門職大学（以下、本学）は、平成31（2019）年の創設以来、デザインなどの創造活動（クリエイション）とビジネスの領域で国際的に活躍できる人材を育成し、社会に送り出すことを目的に歩みを進めてきた。

本学が依って立つべき理念と目標は、「国際ファッション専門職大学 学則（以下、学則と表記）」第1条（平成31（2019）年4月1日制定）に述べているように、「教育基本法及び学校教育法に則り、ファッション業界における地域社会や産業界との密接な連携による実践職業教育を通じて、時代に即した価値創造をもってグローバルに活躍できる専門性の高い人材を育成・輩出するとともに、地域の職業教育を先導する高等教育研究機関として、職業に関連する複合的新領域や実践職業教育の手法や効果に関する研究を行い、その成果を広く提供することにより社会発展に寄与すること」である。

<教育研究上の目的と特徴（学士課程）>

国際ファッション学部では、基礎科目と職業専門科目のバランスの取れた配分によって、最初の2年間で広く核となる学問知と技術知を学習し、その後、展開科目において地域企業・地方産地、海外実習先等と連携した臨地実習科目を配分して実践知を習得し、総合科目で4年間の学修の取り組みを追求して総合的にまとめ発表する教育課程（学士課程）を有しており、高度かつ実践的な職業教育を行う高等教育機関としての学生の教育に努めている。

つまり、本学では、ファッション産業を服飾にのみ特化した狭い意味ではなく、自然資源、地域文化、最新のデザイン、先端的テクノロジーが有機的に組み合わせられた知財の創造の場として広く捉えている。職業教育を行う新たな高等教育機関として、本学は、総合的観点からファッション産業の領域の拡大に寄与しようとする人材、すなわち、これまで大学と専門学校において別々に教えられてきた学問知と技術知を統合することで、主体的に判断し国際的に通用する実践知を備えた人材の育成を目指している。

<大学の現況>

・ 専門職大学名： 国際ファッション専門職大学

・ 設置者： 学校法人日本教育財団

・ 所在地：

<東京キャンパス>

〒160-0023 東京都新宿区西新宿一丁目7番3号

<大阪キャンパス>

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田三丁目3番2号

<名古屋キャンパス>

〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目27番1号

表1 学部の名称等（学位）：

・学部等の名称		・学位の分野と名称	
国際ファッション学部		家政関係	
	ファッションクリエイション学科		ファッションクリエイション学士（専門職）
	ファッションビジネス学科		ファッションビジネス学士（専門職）
	大阪ファッションクリエイション・ビジネス学科		ファッションクリエイション・ビジネス学士（専門職）
	名古屋ファッションクリエイション・ビジネス学科		ファッションクリエイション・ビジネス学士（専門職）

表2 学生数、教員数、職員数（令和7年5月1日現在）：

・学生数	国際ファッション学部：661人
・教員数	専任教員：49人、助手5人
・職員数	専任職員：28人

エビデンス集（データ編）

「共通基礎様式1（組織・設備等）【改正前】」

「3-1 学部、学科別在籍者数」

「5-1 職員数と職員構成」

Ⅱ. 沿革

＜法人の沿革と理念＞

本学の設置者である学校法人日本教育財団は、平成 28（2016）年前身の学校法人モード学園を再編成して発足した。モード学園は昭和 41（1966）年に名古屋で開校して以来、大阪、東京へ拡大し、約 50 年以上にわたって国内のファッション産業やデザイン業界の中核となる即戦力人材を輩出してきた。特徴は、「ホームメイド及び注文服からアパレル産業へ変化する時代の先駆けとなる人材教育」、「インターンシップによる実践教育、職業実践専門課程の設置」、「ファッション以外の分野、グラフィック、インテリア、美容業界とも連携したデザイン全般のスペシャリストの育成」にある。また、国際コンペティションを実施し、パリに設置したクレアポール（パリ大学区庁認定高等教育機関）と連携するなどの努力により、希望者就職率 100%を長年にわたり実現してきた。

「創造力」と「豊かな人間性」を教育の根幹とする。本法人の教育理念のもと、自立して学ぶ意欲を持つ学生に伝えるべく、学生を中退させない教育、最後まで学生の面倒を見る教育を目指してきた。職業人として高い遂行能力につながる技術教育を提供し、業界で活躍できる人材の育成に努めてきた。本法人の歩みは技術教育もさることながら、日本学術会議による平成 22（2010）年の提言「21 世紀の教養教育」にある「実践知」、つまり市民的・職業的活動に参加して自らのあり方を自制し調整できる知のあり方を重視した教育基盤を提供し続けてきたといえる。

エビデンス集（資料編）

【資料 1-1-a】国際ファッション専門職大学 ホームページ（国際ファッション専門職大学について）

【資料 1-1-b】国際ファッション専門職大学 ホームページ(沿革)

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

1-1-① 学内外への周知

【留意点】使命・目的及び教育研究上の目的をどのように学生、教職員、役員、学外関係者に周知しているか。

本学は、令和元（2019）年の大学設置に際し、今後のデジタル化やグローバル化の進展にともなって、産業構造や雇用などを含めた社会全体のあり方が変化すると想定し、その変化に柔軟にかつ主体的に対応できる人材の育成を掲げてきた。

実際には、コロナ禍という未曾有の経験を経て、当該産業の構造や雇用等を含めたデジタル化やグローバル化、あるいはローカル化の進展は、この想定を上回るスピードで進んだ。このように激変する社会環境に対応するために、優れた専門技能等を身につけ、新たな価値の創造に貢献する専門職業人材の育成を目的とする高等教育機関として、専門職大学学士課程にふさわしい卒業生を順調に輩出してきたといえよう。育成すべき専門職業人材とは、高度な実践力（理論に裏づけられた高度な実践力によって、専門業務を引率できる人）、豊かな創造力（社会の変化に対応して、新たなモノやサービスを作り出すことができる人）および、豊かな人間性と職業倫理を備えた人である。

こうした本学の使命・目的及び教育研究上の目的については、設立の理念や使命に即して、学則第 1 条および『設置の趣旨等記載した書類 国際ファッション専門職大学』（1.1 設置の趣旨と必要性）に適切に設定されている。こうした内容をホームページに掲載し、学生、教職員、役員、学外関係者に広く周知している。

また本学は、令和 5（2023）年度に分野別認証評価の実施義務に際し、学校教育法第 109 条第 3 項に定める代替え措置として、第三者（外部者）で構成する「自己点検評価第三者検証委員会」が実施した自己点検評価を受審した。その結果もホームページを通じて広く周知している。

受審結果には、「国際ファッション専門職大学の目的は、設立の理念や使命に即して適切に設定されている（学則第 1 条および『設置の趣旨等記載した書類 国際ファッション専門職大学』1.1 設置の趣旨と必要性）。この目的には、この専門職大学が育成しようとする人材像および個性と特徴が具体的かつ明確に記述されている（『設置の趣旨等記載した書類 国際ファッション専門職大学』1.2 養成する人材像、教育上の目的と学位授与の方針）。この人材育成の目標に沿った教育課程が構築されている」と示されている。

エビデンス集（資料編）

【資料 F-3】学則

【資料 1-1-a】国際ファッション専門職大学 ホームページ（国際ファッション専門職大学について）

【資料 1-1-b】国際ファッション専門職大学 ホームページ(沿革)

【資料 1-1-c】設置の趣旨等記載した書類 国際ファッション専門職大学

【資料 1-1-d】自己点検評価第三者検証報告書

1-1-② 中期的な計画への反映

【留意点】使命・目的及び教育研究上の目的を中期的な計画に反映しているか。

基準 1-1-①で述べたように、本学の目的は、設立の理念や使命に即して、主に、学則第 1 条および『設置の趣旨等記載した書類 国際ファッション専門職大学』（1.1 設置の趣旨と必要性）に示されている。

本学が属する学校法人日本教育財団では、理事会にて 4 年ごとに「中期計画」を策定している。本学の使命・目的及び教育研究上の目的も、理事会が定める「中期計画」に明確に反映されており、計画的かつ実効的な教育研究活動の実施が進められている。

直近で策定された『学校法人日本教育財団中期計画 2023-2026』に記載されている本学の該当部分を、以下のとおり、すべて引用して示す。

使命・目的

ファッションという専門性をたて糸に、国際的な教養をもった人間性をよこ糸にしたグローバル人材を育成し、国内の地域企業・地方産地及び国際社会において、ファッション分野を通じて貢献する。

[代表的 Action Plan]

・ファッション産業の国際化や情報化といった現代的な変化に対応し国際的に活躍できるよう豊かな学問知と実践知を組み入れた教育課程を改めて再構築する。

学生受け入れ・学修環境

国内外における社会貢献を目指す強い意志を持ち、多様な価値観や文化的背景をもった人々の中で活躍したいと考える人を積極的に受け入れる。臨地実習や海外実習を通じて、実用的な知識や技術を修得させる学修環境を整備。

[代表的 Action Plan]

・入学後の早い段階から進路に関する意識付けを行い、必修の臨地実習等を通じて就業観の形成を支援する。

・企業・団体の人材需要動向を常に調査・把握し、就職先の確保に努めるキャリアサポートセンター、就職委員会を設置する。

・ICTを用いた教育の一環として、2D、3Dでのデザイン、パターン、制作・加工が可能なソフト・ハードウェアを配備。最新のソリューションが実現できる環境を整える。

教育課程

教育課程連携協議会を設置し円滑かつ効果的な産業界及び地域社会との連携を図り、教育課程の編成に反映。

[代表的 Action Plan]

・地域企業・地方産地、海外の実習先と密接に関連したカリキュラムを構成。

- ・ファッション産業の関係者等を構成員とする教育課程連携協議会を設置。産業界等との連携の役割を果たす組織として確立する。
- ・ファッションの製造業を中心とする企業等での臨地実習と地方産地との連携に向けた臨地実習を全学生必修として実施する。
- ・国際ファッション市場で海外実習を全学生必修として実施。広く国際的に活動経験を積む機会を提供する。

教員・職員

学長のリーダーシップのもと教学マネジメントの機能性を確立。

[代表的 Action Plan]

- ・教学にかかる重要事項は学長を議長とする大学評議会で審議し推進。
- ・学生管理や教育指導のデジタル化を推進し、業務の効率化を図る。
- ・国際的なファッション市場で長年に渡り業界を牽引してきた実務家教員を配置し、世界のファッション産業分野を牽引する研究を推進。
- ・定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が高いことから、完成年度後については学内教員の昇格及び公募による若手教員の採用などにより適切な年齢構成を図る。

内部質保証

教育研究水準の向上を図り本学の目的・使命を果たすため、教育研究活動等について自己点検・評価を行い不断の改善を推進。

[代表的 Action Plan]

- ・学長の下に設置された自己点検・評価委員会で定期的、継続的に自己点検・評価を実施。
- ・学長が議長を務める大学評議会からの方針・指示のもと、教育課程の不断の見直しを推進。
- ・専門職大学の特色を活かした産官学連携や異分野の専門性を持つ教員同士の共同研究を推進。
- ・2023 年度に分野別認証評価、2025 年度に機関別認証評価を受けていく。

以上のように、本学の使命・目的および教育研究上の目的は、中期的な計画に明確に反映されており、社会的課題に応える専門職人材の育成を中核に据えた教育研究体制が体系的に構築されている。

エビデンス集（資料編）

【資料 F-8】2024 年度（令和 6 年度） 事業報告書

【資料 F-9】学校法人日本教育財団 中期計画 2023-2026

1-1-③ 3つのポリシーへの反映

【留意点】使命・目的及び教育研究上の目的を 3 つのポリシーに反映しているか。

本学の使命・目的及び教育研究上の目的を、以下に示す3つのポリシーに反映している。具体的には、1学部4学科という体制で、当該産業に新しい価値やサービスを産み出しイノベーションを起こす人材（思考力、分析・判断力、応用力、コミュニケーション力など）の養成をめざして、卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を、またその方針と一貫性がある明確な、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定めている。さらに、これらの方針と密接に関係する入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）を定めている。

3つのポリシー（学部）：

<学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）>

1. 国際社会で通用する教養とコミュニケーション能力を持つ。
2. ファッションの基本的知識と技術を学び、当該分野で自立できる能力がある。
3. ファッションに関わる知識や技術を深化させながら企画開発戦略などの構想力を持つ。
4. ファッションに関わる国際化、情報化などの変化に対応し、主体的に課題に取り組むことができる。

<教育課程の編成の方針（カリキュラム・ポリシー）>

1. 国際社会で通用する教養（汎用的能力）を養う課程
 - ・ 「基礎科目」に、4年間を通じた学修の基礎となる教養科目と語学科目を配置する。「比較文化論」「フィールドワーク入門」「メディア概論」「情報リテラシー」などを通じて、職業人としての倫理や生涯にわたり自らの資質を向上させることにつながる人文・社会・自然科学の基本的視点・考え方及びリテラシーを身につける。
 - ・ 1年次より4年次に至るまで、各学年・学期に演習科目を配置し、問題意識を高め主体性を養う。演習科目の担当教員は学生の専門的な学修の助言と支援を行い、学修の過程と行動を整える。1年次等に配置する「基礎ゼミ」では、大学への適応及び学修スキルの修得、将来に向けた学びの計画づくりに取り組む初年次教育並びにキャリア教育を行い、社会的及び職業的自立をはかるための必要な基礎力を養う。
2. コミュニケーション能力（汎用的能力）を養う課程
 - ・ 国内外の人と積極的にコミュニケーションをとる能力を、語学科目などを通じて養成する。授業では、課題発表や集団討論の機会を可能な限り設ける。事前事後学修の課題を充実させるとともに、定期試験や外部試験などで習熟度の確認と評価を行う。
 - ・ 2年次以降の「職業専門科目」や「展開科目」では、専門分野の内容を英語などで伝えることを求める科目を配置し、実用的なコミュニケーション能力を養成する。学外学修と関連して、専門分野を展開するための実践的なコミュニケーション能力を養成する。
 - ・ 学修成果として、アドミッション・ポリシーで求める高校卒業程度の英語力をもつ学生の能力を、CEFRなどの基準において数段階ほど高めることを目標にする。
3. 職業分野の基本的知識と技術（基本的技術）を養う課程

- ・ ファッション産業の専門知識や技術を、「職業専門科目」の「デザイン科目群」及び「ビジネス科目群」を通じて体系的に養成する。ファッションデザインや被服、ファッションビジネスや経済に関する概説科目を通じて基礎理論を学ぶ。実習科目や専門的な講義を通じて、専門職業分野の実践力を身につける。
 - ・ 実践力の養成のみならず、当該産業の各職種を包括し当該産業分野全般に精通するための人文・社会などの一定の幅を持つ分野の理論的知識を「ファッション論科目群」や「メディア科目群」の科目を通じて学ぶ。「ファッションとは何か」「多様な装いの文化」「メディア」というキーワードを手助けに、ファッション産業を読み解くための歴史性や同時代性、媒介などの観点や視点について学ぶ。
4. 専門知識・技術を深化させ、展開する力（知識・理解）を養う課程
- ・ ファッション産業の専門に関連する他分野の応用的な能力であって、情報化や国際化に対応した企画や構想などの創造的な展開力を養成するための科目を「展開科目」に配置する。主に、「発信力科目群」を通じて、「環境」「地域」「デジタルテクノロジー」などのキーワードを手助けに、各分野における理論と具体的な応用について理解を深める。
5. 国際化・情報化等、変化への対応力（態度・志向性）を養う学外学修課程
- ・ 3年次までに修得した知識や技術を、「世界における日本」「地域における当該産業」といった地域的な枠組み、または国際的な枠組みのなかで実践的に問い鍛える。「職業専門科目」及び「展開科目」の臨地実習及び演習を通じて、自らの問題意識に応えるための能動的な力を修得する。
 - ・ 実習前には「フィールドワーク入門」や演習を通じて、学外学修に必要な視点や能力を学ぶ。実習先は、学業成績及び本人の希望、計画書による書類審査と担当教職員との面談を通じて、2年後期に決定する。
 - ・ 実習前に取得すべき必修の単位が修得できるか到達確認試験などを用いて確認する。不合格の者には補習課題や再試験を課し、実習先決定までに合格を求める。実習評価は、担当教員が巡回のうえ、所定の臨地実務実習の基準に沿って行う。
6. 総合力（態度・志向性）を養う課程
- ・ 4年間の学修の総合的な取り組みとして全員が「卒業制作・研究」とその「演習」を履修する。担当教員の指導のもとで専門的な演習を受け、意見の形成と発表、討論やプレゼンテーションの能力、自主性と協調性の力を修得する。学修成果として「卒業制作・研究」を発表し、担当教員による判定に合格することで卒業を目指す。
7. 学修成果の評価の在り方
- ・ 学位授与の方針に掲げる能力、資質及び必要単位の修得状況を把握し、卒業判定をする。基礎力、専門性、展開力、総合力を養成することを目指し体系的に配置した各科目を、配当年次にしたがって履修し、卒業要件の基準をみたくす単位数を取得することを求める。各科目の学修方法・学修過程、学修成果の評価の在り方は、評価の客

観性を担保し、あらかじめシラバス等で示す。各科目は、シラバスに記された方法と基準に基づき評価し可否を判定する。成績は、学期の所定の時期に開示する。学生の学びの過程と評価は、記録して教育課程の見直しや自己点検、カリキュラムの充実や教育開発にいかす。

<入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）>

1. 多様な地域文化と教養を学び、それを基底に、国際的視野のもとで新しいファッションの価値を創造するという目標に挑戦する人を受け入れる。
2. ファッションの学習に強い興味と意欲をもつ人を受け入れる。
3. 積極的に国内外に発信する意欲のある人を受け入れる。
4. 幅広い分野の教育課程の修了者や社会人、各国留学生など多様な背景や経験をもつ人を受け入れる。

さらに、各学科の特徴と育成する人材像に応じた3つの方針（ポリシー）を設定してホームページにて広く公開している。

エビデンス集（資料編）

【資料 F-3】学則

【資料 F-5】学生要覧

【資料 F-14】国際ファッション専門職大学の3ポリシー

【資料 1-1-c】設置の趣旨等記載した書類 国際ファッション専門職大学

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

【留意点】使命・目的及び教育研究上の目的を達成するために必要な学部・学科などの教育研究組織を整備しているか。

本学の使命・目的及び教育研究上の目的を達成するために必要な教育研究組織として、1つの学部と4つの学科を設置している。この教育研究実施組織は、専門職大学設置基準等に即して構成されており、本学の担う使命を遂行するうえで適切な構成となっている。詳細を以下に示す。

本学は、国際ファッション学部（1学部）、ファッションクリエイション学科、ファッションビジネス学科、大阪ファッションクリエイション・ビジネス学科、名古屋ファッションクリエイション・ビジネス学科（4学科）を設置し、それを東京キャンパス、大阪キャンパス、名古屋キャンパス（3キャンパス）で展開している。

東京キャンパスには、ファッションクリエイション学科、ファッションビジネス学科の2学科を置く。それは、日本のファッション産業における東京という都市の特異性による。大阪キャンパス、名古屋キャンパスには、クリエイションとビジネスをバランスよく学び、地域・地方産地の特性と緊密に連携する大阪ファッションクリエイション・ビジネス学科、名古屋ファッションクリエイション・ビジネス学科が設置されている。

東京は、日本における国際的なファッション発信基地であり、東京キャンパスはその中心部に位置する。世界的な展開を行うファッションブランドは、パリ、ロンドン、ミラノ、

ニューヨークに次いで東京でコレクションを発信する。世界において広く認知されたファッション都市東京は、高度なクリエイション発信力があり、巨大な消費市場を併設することから、ファッションビジネス都市としてすでに認知されている。こうした現状をもとに、本学は、ファッションクリエイションと、ファッションビジネスの2部門から構成する必要があるとの認識から、東京においてかかる2学科を設置している。両学科では、ファッション産業をデザインなどのクリエイションとビジネス両面から学ぶが、職業専門科目の選択やゼミ選択の方向性の違いによって、より専門性の高い人材育成の役割を担う。

一方、大阪キャンパスと名古屋キャンパスでは、学生がファッションを総合的に学び、クリエイションとビジネスを含む幅広い知識と能力をもった人材を育成するという役割を果たす。それは、大阪キャンパスと名古屋キャンパスが、東京キャンパスに比べて地方産地を背景に控え、地方産地連携実習をもとにした基盤知識を身につける人材の育成にふさわしい考えのもとである。

各学科の特色は以下のとおりである。

①ファッションクリエイション学科の特色

国際ファッション学部ファッションクリエイション学科の主たる教育研究対象は、家政学領域にある。被服学を中心として、服を作る基本的な知識と技能を習得できる科目を配置している。ただし、当該産業界が要望する今日の服作りとファッションは、個人の外出着や服装だけではなく、家のなかの装いや暮らし方までを含むより広い対象となっている。本学は、こうした現代的な状況を踏まえ、先に述べたように被服学教育をより広くとらえた知見からクリエイション教育を行っている。

そして、主に実習や演習を担当する教員には、国際的なファッション市場で長年に渡り産業界を牽引してきた実務家教員を配置し、学生が新たなファッションの知財価値を創出する機会を提供する。本学科がある東京は、パリ・コレクション、ロンドン・コレクション、ミラノ・コレクション、ニューヨーク・コレクションに次ぐ国際的なファッションの発信基地として、海外へ向けた発信力を持つ地盤が備わっている。ファッションクリエイション学科は、こうした国内外のファッション関連企業との連携のもとで創作活動を展開し研究する実践的な位置づけがある。

本学科では、日本独自のファッション感覚、日本の意識を基礎としたデザイン力を養う。日本の美意識は、季節による生活の変化と南北に異なる地域の多様性が相まって、多様な衣食住のスタイルと衣服の意匠を生んできた。これらの生活意識や美意識を、ファッションを通じて形あるものとして再現し、日本の伝統技術の単なる継承からファッション知財を創出する。これを通じて、ファッション産業において、クリエイションの分野で、従来よりモノづくりや意匠を重点的に担ってきたデザイナーの職種に由来しながら、ビジネスにも目配せをすることのできる、ディレクターとなる新たな人材育成を目指す。

②ファッションビジネス学科の特色

ファッションビジネス学科の主たる教育研究対象は、家政学領域にある。ファッションは先述したように、経済学や経営学の実践的な知見をもとに産業として国際市場で活躍できる人材の養成が求められている。本学は産業界の現代的な要請を基底に、世界のファッ

ション市場を形成することに成功したフランスのビジネスモデルに学び、日本の多様な知財の価値を再評価し創作された製品を、国内外で展開することのできるビジネスモデルの探求と教育を行う。

本学科は、クリエイション学科と同様、グローバル化を続ける国際ファッション産業の現状を理解するとともに、国際市場で通用するファッションビジネスの基本やルールを学び、同時に、日本文化の基底となる美意識に基づいたファッション知財の創出を手掛ける。具体的には、プロジェクトのスタートアップ方法、経営学的手法、伝統技術の活用方法、工業化デザインへの転換、デザインから販売方法にいたるまでの一連のビジネス手法を学ぶ。同時に、国際市場で強いアイデンティティを持たせるためのメディアの活用や、デザインされた制作物の販売網の開拓、ブランドの構築方法を学ぶ。これを通じて、ビジネスの分野で、従来より販売や経営の管理を重点的に担ってきたマーチャンダイザーの職種に由来しながら、ものの美的な価値にも理解を示し、国際ビジネス市場でも展開できるような新たなプロデューサーとなる人材の育成を目指す。

③大阪ファッションクリエイション・ビジネス学科の特色

大阪ファッションクリエイション・ビジネス学科の主たる教育研究対象は、家政学領域にある。当学科は、西日本最大の都市大阪に設置する。大阪ファッションクリエイション・ビジネス学科では、先の2学科と同様、グローバル化を続ける国際ファッション産業の現状を理解すると同時に、国際市場で通用するファッションビジネスの基本やルールを学び、同時に、日本文化の基底となる美意識に基づいたファッション知財の創出を手掛ける。メディアの活用は、上記の学科と共通である。

ただし、本学科では、ファッションクリエイションとファッションビジネスが地域企業、近隣の繊維産地と密接して発展をしてきた地域的背景がある。こうした大阪の地域性を活かし、地域と連携した形の学科として設置している。立地の背後にある織物産地の産業再生、地方創生という視点では、特に、大阪は中核に据えられる。古くからある大阪府・京都府・兵庫県・和歌山県等の織物や編物業者や職人の世界を、学生は基礎科目の段階からフィールドワークを通して訪れる。そして、3年次以降の臨地実務実習ではさらに実践的な学習を行う。

当学科では、異なる地域の多様性が相まって作られる職人の世界、そして企業やビジネスの世界において彼らと共に創造的な仕事をするができる人材、特にクリエイションとビジネスをバランスよく学ぶことから、双方の職種に由来し、総合的なクリエイターとなるような人材の育成を目指す。

こうした立地の背景にある大阪、京都、神戸の織物産地の産業再生、地方創生とかかわりのある教育課程という特徴を持つ大阪ファッションクリエイション・ビジネス学科では、主に基礎科目の「地域論入門」、展開科目の「地域産業論・大阪論」に特色が表れる。これらの科目では、地方の経済的困難が進行するなかで地域創生が課題となっている現状を認識し、経済社会産業上の要請として、グローバルな経済化とインバウンド現象のなかでイノベーションや創発を基軸に据えて発想することが求められていることへの理解を深める。地域産業、産業集積論、クラスター論を学び、パリ（フランス）、コモ（イタリア）、東大門（韓国）などの産業集積の例を比較対象として取り上げた後、大阪及び関西の産業集積、

特に泉州（大阪府）、倉敷市児島（岡山県）、播州（兵庫県）の事例を学ぶ。以上の講義を通じて、地域産業、産業集積に関して課題発見につながる分析視角を身につける。そして、職業専門科目の「地域企業・地方連携ゼミ」「臨地実習Ⅰ」「臨地実習Ⅱ」において、学生の実習課題と目的を明確にしたうえで臨地実務実習を行い、臨地実務実習では、大阪、京都、兵庫の織物産地及び企業で実践的な知識、技術を身につけると同時に、地域の産地及び企業が抱える課題を、各自の問題式に位置づけて認識するよう教育する。実習後に行うゼミでは、学生と教員が互いにその成果と課題を認識し、地方創生に向けた教育研究を促進する。以上の科目は、東京のファッションクリエイション学科及びファッションビジネス学科において教育されている内容とは異なり、地域独自の経済社会産業的要請に基づいた、大阪ファッションクリエイション・ビジネス学科の教育編制の特色である。

④名古屋ファッションクリエイション・ビジネス学科の特色

名古屋ファッションクリエイション・ビジネス学科の主たる教育研究対象は、家政学領域にある。当学科は、中部地域の中心都市である名古屋に設置する。名古屋ファッションクリエイション・ビジネス学科では、先の2学科と同様、グローバル化を続ける国際ファッション産業の現状を理解するとともに、国際市場で通用するファッションビジネスの基本やルールを学び、同時に、日本文化の基底となる美意識に基づいたファッション知財の創出を手掛ける。メディアの活用は、上記の学科と共通である。ただし、名古屋では、ファッションクリエイションとファッションビジネスが地域企業、近隣の繊維産地と密接して発展をしてきた地域的背景がある。こうした地域性を活かし、地域と連携した形の学科として設置している。

名古屋においては立地の背後にある愛知県・三重県・岐阜県等の織物や編物業産地の産業再生、地方創生が重要である。織物や編物業者や職人の世界を、学生は基礎科目の段階からフィールドワークを通して訪れる。そして、3年次以降の臨地実務実習ではさらに実践的な学習を行う。

当学科では、異なる地域の多様性が相まって作られる職人の世界、そして企業やビジネスの世界において彼らと共に創造的な仕事をするができる人材、特にクリエイションとビジネスをバランスよく学ぶことから、双方の職種に由来し、総合的なクリエイターとなるような人材の育成を目指す。こうした立地の背景にある毛織物尾州産地の産業再生、地方創生とかかわりのある教育課程という特徴を持つ名古屋ファッションクリエイション・ビジネス学科では、主に基礎科目の「地域論入門」、展開科目の「地域産業論・名古屋論」に特色が表れる。科目では、地方の経済的困難が進行するなかで地域創生が課題となっている現状を認識し、経済社会産業上の要請として、グローバルな経済化とインバウンド現象のなかでイノベーションや創発を基軸に据えて発想することが求められていることへの理解を深める。地域産業、産業集積論、クラスター論を学び、パリ（フランス）、コモ（イタリア）、東大門（韓国）などの産業集積の例を比較対象として取り上げた後、名古屋の産業集積、特に豊田（愛知県）、一宮（愛知県）、尾州（愛知県）、有松（愛知県）の事例を学ぶ。以上の講義を通じて、地域産業、産業集積に関して課題発見につながる分析視角を身につける。

そして、職業専門科目の「テキスタイル中級（令和6（2024）年に「テキスタイルⅡ」に

改称)」「地域企業・地方連携ゼミ」「臨地実習Ⅰ」「臨地実習Ⅱ」において、学生の実習課題と目的を明確にしたうえで臨地実務実習を行う。臨地実務実習では、特に尾州の織物産地を取り上げ、オーストラリアの羊毛の輸入から製糸、織布などの中間財の生産を学習し、ファッション産業における国際的な生産連携を学ぶ。そして企業で実践的な知識、技術を身につけると同時に、地域の産地及び企業が抱える課題を、各自の問題式に位置づけて認識するよう教育する。実習後に行うゼミでは、学生と教員が互いにその成果と課題を認識し、地方創生に向けた教育研究を促進する。以上の科目は、東京のファッションクリエイション学科及びファッションビジネス学科において教育されている内容とは異なり、地域独自の経済社会産業的要請に基づいた、名古屋ファッションクリエイション・ビジネス学科の教育編制の特色である。

エビデンス集（資料編）

【資料 F-5】 学生要覧

【資料 1-1-c】 設置の趣旨等記載した書類 国際ファッション専門職大学

1-1-⑤ 変化への対応

【留意点】社会情勢や組織の改編などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育研究上の目的の検証を行っているか。

本学は、社会情勢や組織の改編などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育研究上の目的の検証を行っている。検証をおこなう組織として、学長のリーダーシップのもと、大学評議会が主たる役割を担う。

大学評議会は、その下部組織である「自己点検・評価委員会」を招集し、内部質保証の方針を定め、実施の責任を負う。大学評議会の下部組織である「自己点検・評価委員会」には、教授会の下部組織である「自己点検委員会」がまとめた自己点検評価書が上程され、その検証がなされる。

その他「教務委員会」等、教授会下部組織にある 16 の委員会が議論する関連テーマのうち、全学的に審議すべき必要議題については、学部会議、教授会、大学評議会という会議体に上程され審議される。大学評議会での審議を経て、決定した事項については、教授会で報告され学内で周知される。なお審議を継続する場合は、各会議体に差し戻されて審議がなされる。

これまで、基準 1-1-④「教育研究組織の構成と整合性」で述べた組織の改編は行われていない。主な社会情勢などに対応した変化への対応事例としては、教育課程連携協議会や「教務委員会」などの議論を経て上程されたカリキュラムの科目追加などが挙げられる。詳細は、基準 2-3-2、基準 4-2-5 の教育課程連携協議会の項目を参照のこと。

エビデンス集（資料編）

【資料 F-6】 大学組織図

【資料 F-10】 学校法人日本教育財団就業規則・規程類、国際ファッション専門職大学規程一覧

【資料 1-1-e】 令和 2（2020）年度 教育課程連携協議会議事録（東京キャンパス）

【資料 1-1-f】 令和 4 (2022) 年度 教育課程連携協議会議事録 (東京キャンパス)

【基準 1 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学は、法令に則り適切に使命・目的及び教育研究上の目的を定め、広く一般にその内容を公開している。こうした目的を法人の中期計画に反映して、社会情勢の変化などに対応する姿勢を示している。主な変化への対応として、コロナ禍を通じて広く当該産業で取り入れられたデジタル化への対応策として、必要な科目追加を行った点があげられる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

理事会が定める「中期計画」に、本学の目的は反映されているものの、教職協働でその文言や点検要素を検討する必要があるという課題が発見された。本学が東京、大阪、名古屋の 3 キャンパスに分かれているため、運営上の協働がスムーズに行使できないのではないか、という懸念が示されたが、ズームなどのアプリを使用することでキャンパス間、学科間の関係は格段に向上した。また、東京の臨地実習Ⅱのゼミを愛知県や大阪府で実施することで、教育レベルでの交流も盛んになっている。加えて、日本教育財団傘下の国際工科専門職大学や専修学校（専門学校）との連携の強化が指摘された。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

令和 9 (2027) 年以降の理事会が定める「中期計画」において、本学の内容が反映される以前に、必要な確認を大学評議会、および自己点検・評価委員会で行う予定である。また同法人な傘下の大学や専修学校との連携も教育や研究レベルでの取り組みが始まっている。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【留意点】内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。

【留意点】内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。

【留意点】内部質保証のための責任体制が明確になっているか。

本学は、学則第 1 条（目的）において「国際ファッション専門職大学は、教育基本法及び学校教育法に則り、ファッション業界における地域社会や産業界との密接な連携による実践職業教育を通じて、時代に即した価値創造をもってグローバルに活躍できる専門性の高い人材を育成・輩出するとともに、地域の職業教育を先導する高等教育研究機関」と規定し、その目的を「職業に関連する複合的新領域や実践職業教育の手法や効果に関する研究を行い、その成果を広く提供することにより社会発展に寄与すること」と述べている。また同第 2 条において、「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的・使命を果たすため、教育研究活動等について自ら点検及び評価を行う」と定めており、その教育・研究活動の水準の維持・向上のため、以下について自らの責任において質の向上を図るよう、恒常的に改善に取り組む。

1. 内部質保証に関わる体制を整備し、PDCA サイクルを有効に機能させる。
2. 定期的に自己点検・評価等を実施し、結果を公表する。
3. 認証評価機関等による大学評価を受審し、その結果に対して適切に対応する。
4. ホームページ等を通じて教育・研究活動および大学に関する情報を発信する。

自己点検・評価を通じて内部質保証を行うための実施体制として、学長が議長を務める大学評議会の統括のもと、各部局において改革・改善・向上に取り組む。「大学評議会規程」第 4 条第 5 号に基づき、大学評議会の決定により「自己点検・評価委員会」を設置しており、「自己点検・評価委員会」の委員長は、「自己点検・評価規程」第 3 条に基づき、学長が委員長を務める。これによって内部質保証のための責任体制は明確である。その他の委員としては副学長、学部長、統轄責任者（「組織及び業務分掌規程」の定めに従い学校法人が置く大学全般を掌理する者）、担当理事、専任教員、加えてその他に学長が必要と認める者で構成している。

本学の自己点検・評価の流れとしては、各部局が以前の自己点検・評価の結果を踏まえて今後の事業計画を策定し（Plan）、各教職員は、部局が策定した事業計画を遂行するとともに、全学的な方針を念頭に、授業や各自業務遂行において改善に取り組む（Do）。その取り組みに対して、「自己点検・評価委員会」が、「自己点検委員会規程」第 3 条第 3 号に基づき、「自己点検委員会」からの報告を受ける体制をとっている（Check）。「自己点検委員会」による検討内容は、大学各部局や大学本部より各データ提供及び分析により支援されており、それを踏まえて作成された自己点検結果は「自己点検・評価委員会」に報告され、さらに同委員会から大学評議会へと報告される。大学評議会は、「自己点検・評価委員会」からの報告等に基づいて本学の諸活動を定期的に検証し、各レベルでの改革・改善・向上

を促し、必要な指示や指導を行う（Action）。また、大学評議会の議長である学長から理事会に本学の諸活動を定期的に報告し、理事会・理事長よりそれに対する改善指示が学長に対してなされる。これら一連のプロセスを通じて得られた成果は、「自己点検・評価規程」第5条第3項に基づき、個人・組織を問わず活用され、教育研究活動の質的向上に資することを目的としている。

このように本学では、教育目的を実現するために、全学を挙げてPDCAサイクルに基づく内部質保証体制を確立し、継続的な自己点検・評価を通じて教育研究の質の向上に努めている。

エビデンス集（資料編）

【資料 F-3】学則

【資料 F-10】学校法人日本教育財団就業規則・規程類、国際ファッション専門職大学規程一覧

【資料 2-1-1】内部質保証の方針

【資料 2-1-2】内部質保証のための組織図

【資料 2-1-3】国際ファッション専門職大学 大学評議会規程

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

【留意点】内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。

【留意点】エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的実施しているか。

【留意点】自己点検・評価の結果を学内で共有しているか。

本学における自己点検・評価活動は、教育の質の保証と継続的な改善を目的として、設置当初より定期的かつ計画的に実施されており、その実施は「内部質保証」の要として位置づけられている。こうした自己点検・評価は、外部からの要請に基づくものだけでなく、本学自身が自律的・主体的に取り組むものであり、大学の使命達成と社会的責任を果たすうえで不可欠な活動として展開している。

平成 31（2019）年度から令和 4（2022）年度までは、専門職大学としての設置直後の段階にあり、「設置計画履行状況等調査報告書」を作成し、文部科学省へ提出した。この報告書は、設置計画に記された各項目及び認可時についた附帯事項（教育課程の編成や授業内容の見直し、教育研究に係る施設・設備のスペース、教員の配置、国際的な経歴を持つ教員の充実、教員の年齢に係る組織体制の見直しなど）が実施状況と照らして適切に履行されているかを点検・評価するものであり、内部的な検証と外部的な確認の両面を兼ね備えた実践であった。点検に際しては、学校基本調査や内部調査データなどのエビデンスを用いて評価を行っている。これにより、データに裏づけられた質的判断が可能となり、信頼性の高い自己評価が実現されてきた。

令和5(2023)年度には、学校教育法第109条第3項但し書に基づき、分野別認証評価の代替措置として第三者による検証委員会を設置し、自己点検評価書の作成とともに、外部有識者による第三者評価を実施した。この取り組みでは、学内の担当教職員が収集・整理した多様な資料や文部科学省による調査の結果を用いて、客観的根拠に基づいた検証がなされ、その過程および成果を「国際ファッション専門職大学 国際ファッション学部 自己点検評価第三者検証報告書」としてとりまとめ、大学ホームページにて公開し、文部科学省にも提出している。

これらの自己点検・評価の結果については、学部会議、大学評議会、教授会などにおいて報告・検討を行い、必要な対応策を決定するとともに、その内容を学内外に公開している。なお、令和6(2024)年度については、前年度に実施された第三者評価の指摘事項への対応を優先し、その内容に関する改善活動を継続して実施しており、内部質保証の一環としての取り組みがなされた。また、同年度は機関別認証評価機関の選定・申込・準備等も行っていった。このように、本学では原則として毎年度、自己点検・評価を実施する方針を掲げており、外部評価を受けた年度の翌年度については、評価結果に基づく改善の優先を図る観点から、年間スケジュールや評価項目の柔軟な調整を行っている。このことは本学の自己点検・評価活動が、自主的・自律的な質保証の取り組みとして、大学の理念と方針に即した内部改善を継続的に支える重要な仕組みとして機能していることを示している。

エビデンス集(資料編)

【資料2-2-1】国際ファッション専門職大学 自己点検・評価規程

【資料2-2-2】令和5(2023)年度 専門職大学分野別認証評価 自己点検評価書

【資料2-2-3】令和6(2024)年度 自己点検・評価委員会議事録

【資料2-2-4】令和5(2023)年度 第11回教授会議事録

【資料2-2-a】自己点検評価第三者検証報告書

2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【留意点】現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う体制を整備しているか。

本学では、大学運営、教育の質の保証および学生支援の充実を目的として、定量的なデータの収集、及び学生を対象とした各種調査を計画的に実施している。これらの調査は、学生募集、入試状況、学修状況や進路意識、就職活動の実態、卒業後の進路など、学生生活全般にわたる幅広い内容を対象としており、大学運営の方針決定や支援施策の改善に向けた基礎資料として重要な位置づけを有している。調査は原則としてオンラインで実施され、学生の利便性に配慮しつつ、回答率の向上と信頼性のあるデータ収集に努めている。

主な調査には、学生募集に関する結果集計、学修に対する満足度や意識、教育環境への意見を把握する在校生アンケート「Voice of Students (VOS)」(以下、VOS)、学費納入状況を把握する進級調査集計、キャリア支援施策の状況把握のための内定者数集計や就職アンケート(就職満足度調査)などがあり、いずれも継続的に実施されている。これらの調査は、大学運営や教育・学生支援体制の改善、実務に直結する支援施策の充実に反映させている。

本法人は、東京、大阪、名古屋の3拠点に、同分野の専修学校（モード学園）があり、また同じ拠点に別分野の専門職大学（国際工科専門職大学）などもあるため、定量的な各種 IR 分析データは、経年変化だけでなく地区や分野を踏まえた比較分析が可能であり、これらを比較することで、社会的なトレンドによる影響か、個別校独自の問題による影響なのかを切り分ける材料として活用している。このように学校横断的な分析を行うため、法人本部（企画本部、大学本部、学務室、システム室）らが中心となって IR (Institutional Research) 分析を企画・実施し、集計結果を各大学にフィードバックしている。本学では、大学本部から集計結果のフィードバックを受け、その結果を分析し対応策を検討のうえ、大学評議会等の意思決定機関へ報告し、改善につなげている。

学生募集に関する集計としては、広報媒体別の資料請求数、オープンキャンパス申込・参加数、出願者数、受験者数、合格者数、辞退者数といった定量データを月2回集計し、時系列かつ過年度との比較、他校比較等を行い、分析を行っている。過年度に比べて数値が落ち込んでいるといった場合に追加施策の検討などを行っている。年度末には広報媒体別の資料請求者数に対し出願に至った志願者数の比率から広報施策の投下効率を算出し、継続可否を判断している。

VOS は、7月と12月の年2回実施している。VOS の運用体制としては、オンラインで調査を行い、集計はシステム室が担っている。集計結果をもとに学科長が分析を行う。VOS では科目毎、教員毎に5段階評価の定量的データが収集され、教員評価のひとつとしても扱われている。科目ごとに自由記述を求める設問「フリーアンサー」もあり、定量データとともに学生からの率直な意見として授業の改善活動に活用している。その他、「前向きな自由意見」記入欄があり、大学全体としての課題や提案を吸い上げる形を取っている。

学費納入状況を把握する進級調査集計は、11月、2月、3月、4月のタイミングで行われる。この調査は、休退学の状況や次年度への進級意思確認などと合わせて行い、次年度収入の見込に活用される。学納金納付期限以降は学納金納入状況も把握できるようになっており、奨学金や教育ローンの紹介といった未納者へのフォローにも活用される。

キャリアサポート施策の状況把握のための内定者数集計については、月2回の内定獲得者数を集計し、過年度と比較して内定の進捗状況を把握するとともに、就職活動が出遅れている学生を速やかに察知し支援している。就職活動がひと段落する2月に就職アンケート（就職満足度調査）を行い、就職先の職種・業種の満足度や、担任およびキャリアサポート・センターのサポート体制に対する評価やコメントを収集し分析している。

このように、本学では学生の現状を的確に把握するための調査態勢と、得られたデータを学内の検討や意思決定に活かすための枠組みを整えており、調査結果をもとに改善の方向性を検討する取り組みを継続している。今後も、調査項目や方法の見直し、分析体制の充実を図りながら、学生の意見を踏まえた改善の実施に努めていく。

エビデンス集（資料編）

【資料 2-2-5】国際ファッション専門職大学 大学評議会規程

【資料 2-2-b】令和6（2024）年度 VOS 結果

【資料 2-2-c】令和6（2024）年度 就職アンケート集計表

2-3. 内部質保証の機能性

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

【留意点】アンケートや学生との対話をはじめとする、学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムを適切に整備しているか。

【留意点】学生の意見・要望の分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に反映しているか。

本学では、学修支援、学生生活、学修環境に関する学生の意見・要望を適切に汲み上げるシステムを整備している。具体的には、上述のとおり、前期および後期に VOS を実施し、科目毎に学生の意見を数値化して総合的に評価する手法を導入している。さらに、各科目の担当教員や担任に対するフリーアンサーを収集するとともに、大学の設備や施策に関する自由な意見を集約する仕組みを確立している。

- ・ VOS：授業に対する学生の満足度や意見を把握し、教育内容や方法の改善に活かすため、全学的に前期・後期の年 2 回、授業評価アンケートを実施している。得られた結果は学科単位で分析し、学科会議や学部会議で共有する。
- ・ 実習アンケート：実習の質やサポート体制の適切性を評価するため、対象学生にアンケートを行い、効果的な実習支援体制の整備に役立てている。
- ・ 就職アンケート：学生の就職活動に対する支援の効果を検証するためのアンケートを実施し、キャリア支援の内容や体制の改善に活用している。

VOS 結果は以下のように振り返り・活用されている。教員個人は、学生の声をもとに学期毎に自身の授業に対する評価結果を分析し、次期の授業方法の改善を図る。学科単位では、アンケート結果から学科の傾向を分析し、次期に向けて学科として改善すべき課題を、学科長を中心に教員間で共有することで、継続的な改善を促している。大学としては、各学科でなされた分析を学部会議にて報告し、大学全体としての傾向把握の共有に活用している。また、満足度や達成度も分析することで、改善すべき課題の共有に役立てている。法人は、傘下の専門職大学と専門学校すべての学生満足度状況を把握するための意見として用いている。また、教員の人事評価にも関わる重要な指標として位置づけている。

また、本学では担任制を採用しており、すべての学生に担任がつく。担任は、学修指導から進路相談まで、きめ細やかに学生をサポートする。学生は担任と随時、個別面談を行い、履修や学生生活に関するさまざまな相談をすることができる。留学生については、彼らの母語を話せる教職員が面談に加わることもある。相談の内容に応じて、担任、学科長、統轄責任者が連携して対応にあたる。就職に関することは、キャリアサポート担当者が学生との面談を重ね、個々の希望やニーズを丁寧にくみ取っている。加えて、本学ではオフィスアワーを全学的に設けており、すべての専任教員が曜日と時間を決めて、学生相談に対応している。オフィスアワーはシラバスに明記して学生に周知している。こうした日々の細やかなかわりを通して、意見を汲み上げている。

なお、以下エビデンス資料が示すように、実際に学生からの意見や要望は適切に学生生活に反映されている。例えば、例年東京キャンパス及び大阪キャンパスで要望の多かった

Wi-Fi 環境の充実については、以下のとおり大幅な改善を図った。東京キャンパスでは、本学が主教室として使用する 44 階の各教室に新たに機材を設置することで、オンラインの作業を含む授業がスムーズに行われるようになった。その他、他校と共用し、かつ、Wi-Fi が届きにくい一部の教室については、移動式デバイスを用いて対応した。大阪キャンパスでは、大学が使用する教室での Wi-Fi の増設が完了した。

こうした計画のもととなる学生意見の収集と検討、実行、その評価（更なる学生意見の収集等）、対策・改善は、年 2 回のスケジュール通りに不断に行われており、継続的に遂行されている。

上記のとおり、本学は学生の意見・要望を汲み上げる仕組みとともに、それを教職員にフィードバックすることで、教育研究や大学運営の質の向上に反映させている。

エビデンス集（資料編）

【資料 2-3-1】学生の意見等を改善につなげるシステム図

【資料 2-3-2】国際ファッション専門職大学 大学評議会規程

【資料 2-3-a】Wi-Fi 環境の充実について

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

【留意点】学外関係者に意見・要望を聞き、その分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に生かす努力をしているか。

本学では、学外関係者の意見や要望を適切に収集し、それを分析したうえで教育研究や大学運営の改善・向上に活用している。その一環として、教育課程連携協議会を年 1 回以上開催している。令和 6（2024）年度は前期はオンラインにて学部全体での開催とし、後期は地区ごとに対面形式で実施している。

教育課程連携協議会では毎回、時宜に応じた議題を設定し（例えば令和 5（2023）年度前期「生成 AI」、令和 5（2023）年度後期「臨地実習」、令和 6（2024）年度前期「海外実習」、令和 6（2024）年度後期「産学連携」など）、多角的な視点から意見交換を行っている。この協議会には、「教育課程連携協議会規程」に基づき、学長が指名する教職員をはじめ、「職業」「地域」「協力企業」の各関係者が参加し、現場のニーズや期待に関する貴重な意見や要望を討議している。教職員の参加者には、学長、副学長、学部長、各学科長、担当理事、統轄責任者らが含まれる。なお、「職業」とは、本学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者、「地域」とは地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者、「協力企業」とは臨地実務実習その他の授業科目の開設または授業の実施において当該専門職大学と協力する事業者を指す。

教育課程連携協議会でなされた議論や事項は、各学科の教育課程連携協議会の構成員である教員が自学科へ持ち帰り、学科内での検討に活用される。加えて、教育課程連携協議会での議論を踏まえ大学評議会において必要事項を検討する。学長はすべてに出席しており、出席者からの意見を受けて、大学評議会にて必要事項を検討し、対応の指示を行っている。各学科で検討された内容は大学評議会に報告し、さらに検討を進める。大学評議

会での審議結果は、担当理事が理事会へ報告し、理事会で建議された内容は、議論を受け止めた方法の逆方向を辿って実際の教育課程の改訂につなげる。

教育課程連携協議会での討議を教育内容に反映させた例に、英語関連科目の強化が挙げられる。例えば、令和3(2021)年度に導入された「EC概論」「ECシステム構築演習」は、同協議会での討議を経て開設された科目である。また、令和4(2022)年度の教育課程連携協議会においてさらなる英語力強化の必要性が指摘されたことを重んじ、令和5(2023)年度後期から英語による発信力向上を目的とした選択科目「ビジネス英語」を新設した。

自己点検評価第三者検証委員会による分野別認証評価での意見を受けて、教育内容の改善をした例もある。具体的には、「国際連携ゼミ」を「国際連携ゼミⅠ」「国際連携ゼミⅡ」の2科目構成に強化したほか、「国際特別講義」「TOEIC eラーニング」など、英語力および国際的な発信力を高めることを目的とした新規科目を設置した。

以上のように、本学では学外関係者との継続的な対話を重視し、その意見を大学運営や教育内容の改善に反映する機会を設けている。学外の声を学内に還元し、教育内容の改善や学修環境の向上を図り、より質の高い教育を提供するための努力をしている。

エビデンス集（資料編）

【資料 2-3-3】学外関係者の意見等を改善につなげるシステム図

【資料 2-3-4】国際ファッション専門職大学 教育課程連携協議会規程

【資料 2-3-b】令和2(2020)年度 教育課程連携協議会議事録（東京キャンパス）

【資料 2-3-c】令和4(2022)年度 教育課程連携協議会議事録（東京キャンパス）

【資料 2-3-d】令和5(2023)年度 第5回教授会資料⑩<選択英語科目>

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組み

【留意点】3つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に反映しているか。

【留意点】自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中期的な計画に基づいた大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能しているか。

【留意点】自己点検・評価、認証評価などの結果を積極的に公表・説明し、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう努力しているか。

本学は、学長のリーダーシップのもと、「自己点検・評価委員会」を中心として、組織および責任体制を明確にしたうえで、大学全体の PDCA サイクルを推進している。例えば、令和5(2023)年度の自己点検評価第三者検証委員会による分野別認証評価において指摘された「学修ポートフォリオの導入」については、「教務委員会」で検討を重ね、令和6(2024)年度後期より開始するなど、外部評価に基づく改善も積極的に行っている。

3つのポリシーを起点とした内部質保証の取り組みは、以下のとおりである。アドミッション・ポリシーの検証においては、大学評議会が中心となり、入試状況、入学者属性、出願動向等のデータを分析・集計している。これらの結果は大学評議会や教授会で教職員と共有され、入学者の変化を踏まえた学生募集戦略や入学者受け入れ体制、学修支援体制の見直し・改善に活用されている。

カリキュラム・ポリシーの検証に関しては、「教務委員会」が学期中の出席状況や単位修得率、授業評価（VOS）等のデータを活用し、学生の学修状況を定期的に確認している。得られた結果は学生・教員双方にフィードバックされ、教育内容や学修指導の改善に資する仕組みが構築されている。授業科目別・学年別等の5段階評価の結果をもとに教員は自身の授業科目の課題を把握し、「FD委員会」や研修会での共有・議論をする。このような活動を通じて授業の質の向上に務めている。

ディプロマ・ポリシーの検証においては、学修成果の可視化ときめの細かい評価による教育の質向上を目的に学修ポートフォリオを導入している。学修ポートフォリオは、学生にとっては学修目標の設定やその達成状況の振り返りを記録・蓄積することで、主体的な学びを実現できるだけでなく、教員にとっては学生の学修状況を多面的に把握し、教育内容や指導方法の改善に活かすツールである。さらに、学生自身の成長の整理・表現手段として進路選択や就職活動にも有用である。本学は今後も、学修ポートフォリオを活用しながらディプロマ・ポリシーの達成状況を継続的に検証し、教育の質保証および改善に努めていく。

自己点検・評価書は随時ホームページに公開しており、学生だけでなく、学内外の関係者の理解と支持を得られるように努めている。

以上のように、本学は、本自己点検・評価書全体を通じて述べてきたとおり、自主性・自律性を重視した点検・評価活動およびその結果に基づく改善活動を継続的に実施しており、学部・学科・大学全体のPDCAサイクルが内部質保証の仕組みとして確立し、着実に機能している。

エビデンス集（資料編）

【資料 2-3-5】令和 6（2024）年度 自己点検・評価委員会議事録

【資料 2-3-6】「学修ポートフォリオ」をめぐる議事録

【資料 2-3-7】教育情報の公開ページ

【基準 2 の自己評価】

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

学生から吸い上げた意見・要望をもとに、学修環境の改善（例として Wi-Fi 環境の充実）を推進する仕組みが機能している。また学外関係者（教育課程連携協議会・第三者検証委員会）の指摘を受け、「英語関連科目の強化」、「学修ポートフォリオの導入」を実現している。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

自己点検・評価委員会の開催頻度が少ないという課題が改めて認識されることとなった。さらなる内部質保証の推進を目指すには、自己点検・評価委員会の開催頻度を増やすとともに、その活動をより活発化させることが重要である。

さらに、IR 調査項目として、入試状況や在校生の条項、就職活動についての調査を推進していることは確認できたが、卒業生や就職先企業に対する卒業生採用についての追調査が不足していることを認識することとなった。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

内部質保証のさらなる活性化を図るため、自己点検・評価委員会の開催頻度を高めるとともに、PDCA サイクルの精度を高める方針である。今後は、委員構成が共通する他の会議体との連携を図りつつ、日程調整を適切に行うことで、実質的かつ継続的な議論の場を確保する体制の整備を進める。

就職して数年経過した卒業生に対する「卒業生アンケート」および本学卒業生を採用した企業に対する「就職先企業アンケート」の導入を段階的に進めていく予定である。これにより、社会が本学に対して期待する人材像や教育成果に関するニーズを、よりの確に把握することが可能になると期待される。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-①アドミッション・ポリシーの策定と周知

【留意点】アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか。

本学はファッションという専門性と、国際的な教養を併せ持つグローバル人材を育成し、国内の地域企業・地方産地及び国際社会において、ファッションの分野を通じて貢献することを目的としている。入学者選抜においては、本学の教育理念に共感し国内外における社会貢献を目指す強い意志をもち、多様な価値観や文化的背景をもった人々のなかで活躍したいと考える人を積極的に受け入れるべく、次の4つのアドミッション・ポリシー（1-1-①参照）を定めている。

1. 多様な地域文化と教養を学び、それを基底に、国際的視野のもとで新しいファッションの価値を創造するという目標に挑戦する人を受け入れる。
2. ファッションの学習に強い興味と意欲をもつ人を受け入れる。
3. 積極的に国内外に発信する意欲のある人を受け入れる。
4. 幅広い分野の教育課程の修了者や社会人、各国留学生など多様な背景や経験をもつ人を受け入れる。

上記アドミッション・ポリシーの公表については、本学ホームページ、入試要項、学生要覧に明示し広く周知している。さらにオープンキャンパス、高校訪問、進学相談会、個別相談、SNS の発信などを通じて周知徹底している。各キャンパスでは募集エリアの拡大に向けた取り組みとして、無料送迎バスツアーとしてオープンキャンパスを実施する回を設けている。加えて、名古屋ファッションクリエイション・ビジネス学科では高校内進学ガイダンスや高校訪問などを強化し、アドミッション・ポリシー及び本学の教学プログラムのより一層の周知に努めている。

各学科で運用しているインスタグラムのフォロワー数は、大学公式アカウント及び名古屋ファッションクリエイション・ビジネス学科で各 1500 人強、ファッションクリエイション学科・ファッションビジネス学科の合同アカウント及び大阪ファッションクリエイション・ビジネス学科運用アカウントで 500-700 人ほどあり、積極的な情報発信を行っている。また、入試日には受験生に対してアドミッション・ポリシーを口頭で改めて説明し、理解を促している。

エビデンス集（資料編）

【資料 F-5】学生要覧

【資料 3-1-1】教育情報の公開ページ

【資料 3-1-2】大学評議会規程

【資料 3-1-a】設置の趣旨等記載した書類 国際ファッション専門職大学

【資料 3-1-b】 入試要項 令和 8（2026）年度春入学

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

【留意点】アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜制度を整備しているか。

【留意点】入学者選抜などを、適切な体制のもとで公正かつ妥当な方法により実施し、その検証を行っているか。

アドミッション・ポリシーに沿った強い意欲と多様な背景や経験をもつ入学志願者を受け入れるために、以下に示す総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、留学生入試、編入学試験などを実施している。これらの入試区分と選考方法、募集人員、出願資格などについては、入試要項及び本学ウェブサイトで明示しており、受験生が容易に理解できるよう配慮している。

- ・ 総合型選抜：本学の 3 つのポリシー、アドミッション・ポリシー、及びカリキュラムを説明するガイダンスを実施したうえで、出願書類及び志望理由書に基づく面接と書類審査を通じて本学での学習意欲及びキャリア構想を確認し、志願者の適性を多角的に評価する。具体的には、志望理由書に基づく面接 100 点と調査書 50 点の合計 150 点満点で評価する。
- ・ 学校推薦型選抜：学校推薦型選抜には「指定校」と「公募制」がある。「指定校」は、本学が指定する高等学校からの推薦によって出願する。「指定校」については、全国の高等学校を対象に本学への入学実績などに基づき、毎年選定を行っている。「公募制」では、本学の推薦基準を満たし、高等学校長の推薦があれば、全国の高等学校から出願が可能である。これには既卒者も含まれる。推薦基準については、高校の教育方針、進学実績、就職実績、学外活動実績に加え、本学への入学者の実績などに基づき、高校毎に別途定めたとうえで、高校に通知している。いずれの場合も、評定平均の基準を満たす者で、学校長の推薦書、調査書、志望理由書、面接試験の結果などを基に、高等学校での学習状況や取り組み、実績、受験者の個性や意欲を把握し、アドミッション・ポリシーに沿った人物かを判定する。具体的には、志望理由書に基づく面接 50 点、調査書 100 点の合計 150 点満点で評価する。高等学校段階での良好な学習状況、真摯な学習態度、意欲的な部活動、委員会活動、学校内外の行事への取り組み及び基礎的学力について、調査書を通じた選考比重を高くしている。他の選抜方法と同様に、本学の 3 つのポリシー及びカリキュラムを説明するガイダンスを実施したうえで、面接を行い、本学での学習意欲及びキャリア構想を確認している。
- ・ 留学生入試：留学生を対象に、多様な背景や経験、国際的視点を重視した選抜を実施している。具体的には、書類審査（日本語能力試験 N2 以上であること）50 点、志望動機を確認するプレゼンテーション 100 点の合計 150 点満点で評価する。上記の試験方法から基本的な学習態度及び日本語能力の習得状況を見極め、本学の 3 つのポリシー及びカリキュラムを説明するガイダンスを実施したうえで、面接を行い、本学での学習意欲及びキャリア構想を確認する。
- ・ 編入学試験：本学の学部の専門知識をどの程度まで有しているかを確認する。また、これまでの学びの履修状況のほかに、TOEIC®、TOEFL®、CEFR で一定のスコアを保有している人、ファッション業界において専門的な業務を担っていた社会人など、取得資

格や実務経験によって単位認定を行う。大学、短大等を卒業（見込）または、日本国内や外国の4年制大学で1年以上在学し所定の単位を修得した人物を対象とし、多様な経験や学びを生かしながら学ぶ意欲を持つ志願者を選抜する。適性診断Ⅰ・Ⅱにより、学問的な基礎力と思考力、表現力を確認する。

- ・ 欠員募集：欠員募集については、欠員者が生じた場合のみ実施する。一般選抜と同様に、書類審査、適性診断Ⅰ・Ⅱ、面接から総合的に可否を判定する。

入試実施にかかる体制および方法は以下のとおりである。

入学者受け入れは、教授会の下に設置される「入試委員会」（以下、「入試委員会（教授会下部組織）」と表記）、各地区の入学者選抜の管理実施を担う「入試委員会」（以下、「入試委員会（実施）」と表記）及び学長から任命された教職員から構成される「全学アドミッション・センター」、管理部が運営する入試事務局として受験生の募集や広報、支援業務を担う各地区の「アドミッションセンター」（以下、「アドミッションセンター（管理部）」と表記）が連携して行っている。

入学者選抜は、学長を委員長とした「入試委員会（実施）」によって、アドミッション・ポリシーに沿い、公正かつ妥当な方法で行われている。試験の実施においては、「全学アドミッション・センター」の責任者（副学長）、入試委員長補佐（副学長、学部長）のもとで、各キャンパスの「地区アドミッション・センター」責任者（学科長）兼地区試験実施責任者（学科長）、「地区アドミッション・センター」責任者兼地区試験実施責任者補佐（統轄責任者）、入試事務責任者（「アドミッションセンター（管理部）」担当者）、試験委員（監督委員、面接委員などを含む）で構成される組織体制で行っている。また、適性診断Ⅰ・Ⅱについては、学長が専任教員のなかから任命した作問委員が、本学独自の問題を作成している。委嘱された担当者は、機密性の保持を図るとともに出題過誤が起きないように相互確認を行っている。

入学者選抜試験は、「KF 専門職大学入学者選抜試験実施要項」に基づき実施している。本要項は、毎年必要に応じて「入試委員会（教授会下部組織）」を中心に見直しが検討され、内容は教授会や試験日に各地区試験実施責任者より試験委員をはじめとする教職員に向けて確認がなされている。すべての入試区分において実施される面接試験は、1人の受験者に対して2人の面接委員によって実施され、1人の評価に偏ることなく公平性を保つ工夫がなされている。適性診断Ⅰ・適性診断Ⅱの実施の際は2人の採点者が採点し、相互確認を行っている。

入試判定については、選抜試験実施後に各学科で実施される入試判定会議において、複数の教員による評価と協議をもって行う。その結果を試験当日に開催される臨時教授会で審議し、総合的に判定することで、選考の客観性と公正性を確保している。

各地区の「アドミッションセンター（管理部）」は受験者の募集や広報、オープンキャンパスや入試説明会の企画・運営、個別説明などを行い、受験生が大学の教育環境を理解し、進学の意思決定を円滑に進められるよう支援している。同センターは、東京5人、大阪3人、名古屋3人の担当職員により運営されている。

「入試委員会（教授会下部組織）」及び「全学アドミッション・センター」と、「入試委員会（実施）」、各地区の「アドミッションセンター（管理部）」は連携して、入学試験にお

ける対応や発生した課題や選考方法についての問題点を共有し、継続的な検証・改善を行い、入試制度の信頼性の向上に努めている。

なお、上記の入学者受け入れを担当している各組織は名称が類似し、混乱を招く可能性があるため、今後名称変更も含めて検討する予定である。

エビデンス集（資料編）

【資料 F-10】学校法人日本教育財団就業規則・規程類、国際ファッション専門職大学規程一覧

【資料 3-1-3】大学評議会規程

【資料 3-1-b】入試要項 令和 8(2026)年度春入学

【資料 3-1-c】留学生入学要項

【資料 3-1-d】令和 7(2025)年度 KF 専門職大学入学者選抜試験実施要項

【資料 3-1-e】令和 1(2019)年度_KF 教授会第 3 回資料<アドミッションセンター組織について>

【資料 3-1-f】令和 1(2019)年度 KF 教授会第 3 回資料<アドミッションセンター規定(案)>

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【留意点】入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。

【留意点】実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めているか。

国際ファッション学部の各学科の入学定員は以下のとおりである。

- ・ ファッションクリエイション学科：80 人
- ・ ファッションビジネス学科：38 人
- ・ 大阪ファッションクリエイション・ビジネス学科：38 人
- ・ 名古屋ファッションクリエイション・ビジネス学科：38 人

編入学に関しては、ファッションビジネス学科、大阪ファッションクリエイション・ビジネス学科、名古屋ファッションクリエイションビジネス学科各 2 人であり、欠員があった場合は各学科若干名である。

本学における入学者数については、募集定員の 0.7 倍以上 1.3 倍未満を適正な水準とし、これを維持することとする。なお、この水準は、公益財団法人日本高等教育評価機構が公開している「令和 6(2024)年度 大学機関別認証評価 判断例」のなかで指摘された数値を参考に、設定したものである。

令和元(2019)年から令和 7(2025)年度までの募集結果を以下に示す。なお、第 1 回入試の合格発表前に第 2 回入試が実施されるため、複数回にわたって受験する志願者も含まれる。

ファッションクリエイション学科では、令和元(2019)年度から令和 3(2021)年度にかけて入学者数が徐々に増加していたが、令和 4(2022)年度及び令和 5(2023)年度に減少し、入学定員超過率は 0.71 及び 0.72 と低下している。令和 6(2024)年度及び令和 7(2025)年度には入学定員を下回る状況が続いているものの 0.81 及び 0.91 と徐々に改善している。平

均入学定員超過率は0.89倍である。

ファッションビジネス学科では、令和元(2019)年度から令和6(2024)年度まで入学定員を上回る状況が続いていた。平均入学定員超過率は令和元(2019)年度は1.10、令和2(2020)年度は1.07、令和3(2021)年度は1.15、令和4(2022)年度、令和5(2023)年度はともに1.10、令和6(2024)年度は1.07であった。令和7(2025)年度には初めて0.94となり、入学定員を下回る結果となった。入学定員超過率の平均は1.07倍であり、年度ごとの値はおおむね1.10前後を維持している。

大阪ファッションクリエイション・ビジネス学科では、令和元(2019)年度から令和7(2025)年度まで入学定員を上回る合格者を確保しており、入学定員超過率の平均は1.16である。令和元(2019)年度から令和3(2021)年度までは毎年1.13、令和4(2022)年度、令和5(2023)年度はそれぞれ1.10であった。令和6(2024)年度には1.26、令和7(2025)年度には1.28に達し、適正水準の上限1.3に近づいている。

名古屋ファッションクリエイション・ビジネス学科では、令和元(2019)年度は1.00、令和2(2020)年度には1.13と入学定員を上回っていたが、令和3(2021)年度に0.92、令和4(2022)年度には0.65と適正水準の下限(0.7)を下回る結果となっている。その後、令和5(2023)年度以降は0.78に回復しているが、令和7(2025)年度まで横ばいの状態が続いている。入学定員超過率は平均で0.87倍である。

各学科の入学定員超過率の平均は、大阪ファッションクリエイション・ビジネス学科が1.16倍と高い入学者数を維持しており、ファッションビジネス学科も1.07倍となっている。ファッションクリエイション学科は0.89倍、名古屋ファッションクリエイション・ビジネス学科は0.87倍と、適正水準の範囲内ではあるものの、定員を下回っているのが課題である。ファッションクリエイション学科は回復傾向にあるが、名古屋ファッションクリエイション・ビジネス学科は合格者数が横ばいの状況にある。名古屋ファッションクリエイション・ビジネス学科では入学定員未充足の現状を克服するため、各種取り組みを積極的に行っている。令和7(2025)年度は、認知度及び募集エリアの拡大に向けて、高校訪問や静岡、浜松、掛川、松本で開催される進学ガイダンスへの参加を強化した。また、4校と高大連携協定を締結し、4校で出張授業を実施、そのうち1校では卒業生による進路懇談会も行った。名古屋ファッションクリエイション・ビジネス学科の卒業生の就職実績は好調であり、オープンキャンパスでは卒業生による体験談の発表の機会を設けることで、入学希望者の増加につなげる努力を続けている。全学科においても、入学者数を確保する方策を今後とも全学的に継続する必要がある。

本学では、実務経験者や入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を実施するため、すべての受験生に対して書類審査と面接を行い、個性や能力、将来の目標などから「意欲、情熱と熱意」を評価し、多様な適性を見極めることに努めている。さらに、受験生自身が自己を的確に表現できるよう、自己PR資料の提出を求めている。自己PR資料には、保有資格や検定試験の合格、コンテスト受賞歴といった実績のみならず、社会貢献やボランティア活動、海外留学や滞在経験、就業経験や企業での業務実績、オリジナル作品やポートフォリオなども含まれる。

留学生入試でも同様に、多様な背景や経験をもつ国際的視点を重視した選抜を実施している。各地のアドミッションオフィスでは、日本語学校での訪問説明などを積極的に行い、

より多様な国・地域からの受験を促すよう努めている。留学生は特に東京キャンパスに多く、出身国としては中国、韓国、台湾などの東アジアが大部分を占めるが、オーストラリア、スウェーデン、コスタリカ、ベトナムなど、多国籍な学習環境となっている。

また、編入学試験では大学や短大、英語系の専門学校卒業生のほか、ファッション業界をはじめとする様々な業界で専門的業務を担っていた実務経験者を対象にすることで、多様な経歴を持つ学生を積極的に受け入れている。

エビデンス集（資料編）

【資料 3-1-g】令和 6(2024)年度 大学機関別認証評価 判断例

【資料 3-1-b】入試要項 令和 8(2026)年度春入学

【資料 3-1-c】留学生入学要項

【資料 3-1-h】募集・入試結果を記した資料

3-2. 学修支援

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

【留意点】教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。

本学では、教職協働による学生への学習支援を行っている。学生に対する履修指導、学修相談、授業選択や実習などの助言、入学から就職までのキャリアプランを一括して支援し、学生が学修に集中できるようなサポート体制を整備する方針が掲げられ、ホームページに示されている。具体的には、担任制、少人数クラスの授業運営、地域連携センターを通じたインターンシップや臨地実務実習中の学生の支援、キャリアサポート・センターによる個別の就職活動の指導など各種制度が整備されている。これらの取り組みは学生に公表されており、ホームページではこうした事柄について学生のインタビューが掲載されている。

授業が原則 40 人以下で行われるのが専門職大学の特長のひとつであるが、本学ではさらに入学時から、授業科目とは別に担当教員がつく担任制を採用している。そして学修から進路指導まで、きめ細やかにサポートを行い、対話や議論がしやすい学びの環境を提供している。

また、キャリアアップや就職支援を行う「キャリアサポート・センター」を設け、担当者によるマンツーマン指導も実施している。4 年間の学びを夢の実現につなげるサポート体制を整えており、教員と職員に随時質問や相談ができる体制を整えている。

本学の特色である担任制をより効果的に運営するため、毎月の学科会議では、各学年の出席率、出席不良者、長期欠席者の報告をするとともに、学習支援や配慮を必要とする学生の状況を共有する。また、学生委員会でも同様に、各学科の出席率、及び出席不良者、長期欠席者の報告をするとともに、学習支援を必要とする学生に対する対応策を報告している。学科内、また学科を超えて出席状況・学習状況・学習支援の方策を共有することで、

より適切な学修支援が可能となる。

エビデンス集（資料編）

【資料 F-10】 学校法人日本教育財団就業規則・規程類、国際ファッション専門職大学規程一覧

【資料 3-2-a】 国際ファッション専門職大学ホームページ（就職・キャリアサポート）

【資料 3-2-b】 国際ファッション専門職大学ホームページ（担任制度について）

【資料 3-2-c】 令和 6(2024)年度_FCFB 学科_第 9 回学科会議(1205)

【資料 3-2-d】 令和 6(2024)年度_FCFB 学科_第 10 回学科会議(0109)

【資料 3-2-e】 令和 6(2024)年度_NC 学科_第 9 回学科会議(1205)

【資料 3-2-f】 令和 6(2024)年度_NC 学科_第 12 回学科会議(0306)

【資料 3-2-g】 令和 6(2024)年度_OC 学科_第 9 回学科会議(1202)

【資料 3-2-h】 令和 6(2024)年度_OC 学科_第 11 回学科会議(0206)

3-2-② TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

【留意点】学修支援のために、TA や SA(Student Assistant)などを適切に活用しているか。

【留意点】オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。

【留意点】障がいのある学生への合理的な配慮を行っているか。

【留意点】中途退学、休学及び留年などへの対応策を講じているか。

本学では、令和 7(2025)年度から、専門職大学設置基準第 32 条第 3 項に定める指導補助者として本学の学部学生もしくは法人内他校学生に授業科目を補助させること目的とした「ティーチングアシスタント」制度を開始した。対象科目は、実習・演習科目のうち学生への手厚い指導体制によって教育効果が大きく高まるものを想定している。指導補助者には同科目を高評価で単位取得した上級学生もしくは当該科目に関する技術を有する学生を対象とし、科目担当教員、学科長及び各地区統轄責任者による面接をもって採用を決定する。指導補助者に対しては、補助に先立ち、科目担当教員による研修を行う。

本学では、オフィスアワーを全学的に実施している。すべての専任教員が曜日と時間を設定してオフィスアワーを実施し、授業に関する質問、学生生活及び就職相談にいたるまで対応している。オフィスアワーはシラバス内に記載して周知している。学生には、質問や相談がある場合は遠慮なくオフィスアワーを活用する旨を、学生要覧にも記載して伝えている。

障害のある学生への合理的な配慮としては、「障害のある学生への合理的な配慮の提供に関するガイドライン」に基づき対応している。「教務委員会」及び「学生委員会」が協議し、最終的には、障害学生本人が所属する学科長の意見を踏まえて、学部長が決定する。対応の流れとしては、相談・申出、合理的配慮の内容の検討及び内示、合理的配慮の決定・通知、周知・実施という段階を踏んで進められる。

本学では、中途退学、休学及び留年などへの対応策を講じている。本学では担任制を導入しており、学生一人ひとりの状況を日常的にきめ細かく把握している。学生の出欠状況や日常の様子については、毎回の学科会議で報告を行うとともに、「学生委員会」や「教務委員会」でも学科ごとの学生状況を報告する。

中途退学及び休学の可能性が少しでも見られた場合には、担任が直ちに個別面談を実施し、その状態に至った背景や経緯を詳細に調査する。面談の結果は速やかに学科長に報告・し、これを共有する。中途退学や休学ではなく、本学での学修を継続することが学生の将来にとって有益であると判断される場合には、速やかに学科長を交えた三者面談を新たに設定し、問題の解消に向けた具体的な方策を提示する。その際、必要に応じて他の教員の同席を求めることがある。また、この過程では、担任または状況に応じて学科長が保護者に連絡を取り、家庭での状況も含めてより詳細な背景及び状況把握に努める。必要と判断された場合、これらの面談は複数回実施される。各キャンパスの統轄責任者は、中途退学や休学を可能な限り回避して学生を卒業に導くことを基本方針とし、担任や学科長をはじめとする教員に対して必要な助言を行う。

出席不良、中途退学、休学、留年などにかかわる学生状況については学科会議で情報を把握するとともに、今後の指導方針などについて協議を行う。学生の学修のモチベーションを維持するための方策や、中途退学の発生理由と再発防止策の検討、休学者の復学の可能性や支援体制の検討、留年者への指導方法及び支援策の強化などを議論し、再発の防止に努めている。

なお、毎年、1年次と2年次学生で中退及び休学者（その後中退）が生じている。体調不良、適応不良、就職希望など、理由は様々である。本学では、担任制のもと、担任、学科長、科目担当教員や職員らが中心になって学習支援を行っているにもかかわらず毎年、一定数の退学者や休学者が出ている。この点については今後改善していきたい。

エビデンス集（資料編）

- 【資料 3-2-1】学修支援に関する方針・計画
- 【資料 3-2-2】学生委員会規程
- 【資料 3-2-3】ティーチングアシスタント制度について
- 【資料 3-2-4】オフィスアワーを学生に周知したことを示す文書
- 【資料 3-2-5】障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況
- 【資料 3-2-6】学生委員会規程
- 【資料 3-2-c】令和 6(2024)年度_FCFB 学科_第 9 回学科会議(1205)
- 【資料 3-2-d】令和 6(2024)年度_FCFB 学科_第 10 回学科会議(0109)
- 【資料 3-2-e】令和 6(2024)年度_NC 学科_第 9 回学科会議(1205)
- 【資料 3-2-f】令和 6(2024)年度_NC 学科_第 12 回学科会議(0306)
- 【資料 3-2-g】令和 6(2024)年度_OC 学科_第 9 回学科会議(1202)
- 【資料 3-2-h】令和 6(2024)年度_OC 学科_第 11 回学科会議(0206)

3-3. キャリア支援

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

【留意点】キャリア教育を教育課程に取入れ、適切に実施しているか。

本学の教育理念に基づいてファッション産業界の専門的識を深化させ、実践まで経験させるキャリア教育を実施している。キャリア情報の学生周知体制と常に対応できるキャリア相談体制を確立しており、さらにキャリア指導にあたる教職員は定期開催の「就職委員会」に出席し情報共有を行っている。

本学の教育理念である「国際的に通用する教養を兼ね備えた、深みのあるファッションの専門家」を育成するためのカリキュラムを教育課程に取り入れている。1、2年次のキャリア形成基礎フェーズと3年次の実践的な専門教育・キャリア準備フェーズで体系的なキャリア教育を実現している。具体的には、1年次後期「キャリアデザイン論」、2年次通期「キャリア実践論」、3年次通期「地域企業・地方連携ゼミ」、「臨地実習Ⅰ（企業）」、「臨地実習Ⅱ（地方産地）」、「海外実習Ⅱ」などの科目を通じて実施している。詳細はシラバスに記載のとおりである。

簡潔に述べると、1年次後期「キャリアデザイン論」では、ファッション業界もしくはキャリア教育に精通した担当教員を配置し、在学生や卒業生のゲストスピーカー講義のほか、キャリア教育を担うマイナビ、マネー教育の野村證券の協力も得ながら、ファッション・アパレル業界に関する業界知識、職種理解、社会人基礎力の涵養などを図っている。

2年次通期「キャリア実践論」では、業界知識の深化と拡充を目的として、国内外のファッション業界で活躍する多様な企業からゲストスピーカーを招聘し、カリキュラムを構成している。急速な社会構造の変化やAIの台頭といったトレンドの影響を受けやすいファッション・アパレル業界の特性を踏まえ、招聘する企業は毎年再検討し、受講学生にとってより有益なものとなるよう工夫している。

3年次(専門教育・キャリア準備フェーズ)は、専門職大学の最大の特長である実践的な学びが本格化する年次である。「地域企業・地方連携ゼミ」では、「臨地実習Ⅰ・Ⅱ」の充実を図るため、業界・企業研究、課題探求、プレゼンテーションなどの基礎的なアプローチ方法を指導する。探求的な学びや主体性・協調性の育成を目的とし、対象となる地域企業や地方産業への理解を深めつつ、地域の企業や産業と協働しながら進めている。

「臨地実習Ⅰ（企業）」では、インターンシップを主体とした就業体験を通して、仕事、企業、業界、社会への理解を深め、そして実際の現場を体感することで自らの適性や実力を把握し、就職活動に役立てることを目指している。また、基礎科目・専門科目で学んだ内容を、企業や組織の現場で実践的に発揮する機会としても位置づけられている。実務実習企業の選定にあたっては、担当教員及びキャリアサポート教職員が、学生と事前に面談を重ね、キャリアの方向性、スキル、潜在能力、学業成績などを考慮して選定する。実習の前後及び実施中の諸問題や学生からの相談には、担当教職員が常にサポートを行っている。長時間にわたる実務実習であることから、学生と企業の相互理解が深まり、内定へとつながる事例も多く、こうした傾向は年々増加している。

「臨地実習Ⅱ（地方産地）」では、それまでに培った探求学習の姿勢や、商品企画・立案、マーケティング、プロモーションの知識・スキルを活かし、実践的な課題解決型の実習を行っている。具体的には、イオンリテール及びオンワードデジタルラボとの産学連携プロジェクトに加え、地方産地の理解と活性化を目的として、学生が実際に産地を訪れ、基本的な業務の流れや役割を学ぶ実習を実施している。学生は、企業や産地の現状を把握し、課題の発見とその解決策の立案、SNSを通じた魅力の国内外への発信、新たな商品企画や体

験型イベントの企画・実施などを通して、産地や地域社会への理解を深めている。こうした取り組みのなかで、実習を契機に内定を得る学生もおり、就職後は企業側の立場で次年度の産学連携プロジェクトに参加するなど、企業と大学の良好な関係性を循環的に築いている。なお、実習の主な産地としては、岐阜・愛知（尾州）、京都（丹後・上世屋）、和歌山（高野口）、岡山（倉敷）、福岡（久留米）などが挙げられる。

3年次通期の選択科目である「海外実習Ⅱ」は、実践的に海外での仕事を学ぶ機会を得るための実習として位置づけられる。履修生は欧州、米国、アジア諸国地域に所在する企業や組織にインターンとして参加し、外国語を用いた実務経験を通じて、語学力・コミュニケーション能力を含む職業的専門知識や技術、そして総合的な基礎力を確認・向上させる。こうした実践的な学習を通じて、海外で働くことへの理解を深め、将来のキャリアに対する視野を広げている。実習後は、海外拠点を持つグローバル企業や国際業務に関心をもち、そうした分野への就職を志望・実現する学生もおり、グローバルなキャリア形成に資する科目となっている。

エビデンス集（資料編）

【資料 F-2】 大学案内

【資料 3-3-1】 キャリア支援に関する方針・計画

【資料 3-3-3】 就職委員会規程

【資料 3-3-4】 教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧

【資料 3-3-2】 キャリア関係科目シラバス

【資料 3-3-a】 国際ファッション専門職大学ホームページ（内定者インタビュー）

3-3-② キャリア支援体制の整備

【留意点】 卒業後の進路に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。

1年次から4年次まで手厚いキャリアサポート体制を整えている。さらに生涯的に支援を継続していく体制を通じて、卒業後、職場で直面する問題について相談及び面談を行っている。担当教職員にはキャリアコンサルタントの国家資格を所持している職員も配し、1年次より担任と連携し、定期的なキャリア相談及び面談に対応しつつ、申し出があった場合、その都度面談を実施している。4年間のキャリア指導スケジュールでは、1年次より各学年で習熟すべき内容、準備すべき項目を中心に指導している。またキャリア指導に必要な情報や改善提案は定期開催の「就職委員会」で共有する。これによって、キャリア指導担当の教職員が最新の情報を常に周知できる体勢を維持している。こうして、各キャンパスでのキャリア指導の公平性を保持している。

学生に対する各種アナウンスは担任からの口頭連絡及び学内専用ポータル、学内掲示にて実施している。

こうした教育・指導の成果として、着実に就職実績も上げている。本学では、ファッション産業の分野において優れた実践的貢献ができ、国内外のファッション産業で活躍しうる専門的かつ実践的な知識と技術を身につけた総合的な人材の育成をアドミッション・ポリシーに掲げている。すでに開学からこれまでに第1期生から第3期生までの卒業生を社会に輩出しており、アドミッション・ポリシーやキャリア指針に準ずるファッション・ア

パレル業界を中心に、幅広い業界・職種において就職実績が出ている。具体的な企業名については、大学案内に記載のとおりである。

エビデンス集（資料編）

【資料 F-2】 大学案内

【資料 3-3-b】 国際ファッション専門職大学ホームページ（キャリア）

3-4. 学生サービス

(1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 学生生活の安定のための支援

【留意点】 学生サービス、厚生補導のための組織を設置しているか。

【留意点】 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを、学生の多様性に配慮して適切に行っているか。

【留意点】 奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。

本学では担任制を導入しているため、学生からの相談はまず担任が受け付けている。これを担任が学科長に、学科長が学生サービス全般を担当する管理部の長である統轄責任者に報告する。その相談内容に応じて専門部署や専門の担当に振り分けられる。管理部では、修学支援制度、各種奨学金や各種教育ローンなどの学費支援、アルバイト斡旋や勤労学生控除などの勤労学生支援、寮・アパート・マンションをサポートする住環境支援などを行っている。その他、経済的支援を必要とする学生には、キャリアサポートセンターが就職につながる安全かつ職業体験として有効かつ安全なインターン先を紹介している。

学生の心身に関する健康相談は保健室が対応している。心的支援が必要な場合は担任が通して統轄責任者に報告し、状況に応じて契約しているスクールカウンセラーの予約をとって対応している。

本学ではハラスメント対応規程を整備のうえ、ハラスメント相談窓口を設けており、アカデミック・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、LGBTIQ+ハラスメント、パワーハラスメントなどに応じるための窓口を設置している。相談を希望する学生は、専用メールアドレスで問合せができるようになっている。

「学生教育研究災害傷害保険及び付帯賠償責任保険」に在学生全員が加入しており、通学時、正課時間内、課外活動時の事故などのリスクに備えている。

グループ校である専門学校モード学園、HAL、医校/医専で開講しているスキルアップコース・専科を選考料免除及び在学生特別受講料（一般受講料の約半額）で受講ができる制度、及び受講料無料（教材費別途必要）で目指す分野に応用できる幅広い知識を養うことを目的とした学学連携選択科目の受講ができる制度により、さらなる学習機会を提供している。

卒業単位認定者で就職を希望する学生に完全な形での就職を保証する制度を設けている。正当な事由がないにもかかわらず卒業時に就職決定に至らなかった場合、該当者が卒業後2年間を上限に就職が決定するまで学費全額免除（教材費を除く）で勉学を続行できるこ

とを保証するものである。ただし、これまで就職希望者は就職率 100%であったため、制度適用の事例はない。

学生カウンターが主として学生生活全般にわたり、直接的に学生への対応をおこなっている。必要に応じて学内の事務関係部署等に連絡を行い、連携して諸課題解決のための支援および改善に務めている。詳細は次のとおりである。学籍管理、証明書等発行、学生証、学割・通学証明書、遺失物・拾得物等を扱う。

「学生委員会」では、各校の学科会議で申請されたサークル活動内容を個別審議し、その結果を学部会議に上程している。学部会議での審議後に大学評議会が認可を与え、これを、教授会で報告する。「学生委員会」でのサークル活動内容の審議を通じて、学生の安全を脅かす要素がないか確認し、本学の教育指針との整合性を取り、法令や社会規範に反した活動を未然に防ぐことができる。

令和 6(2024)年度に申請されたサークルとしては、学生会、ファッションサークル、美術部、映画サークル、外国語コミュニケーション力向上のためのサークル、コスプレファッションサークル、ゴルフ部、ダンスサークル、共創チャレンジサークル、大阪学生交流会らがある。日々のサークル活動を通じて、学生の自主性、そして、本学が掲げる国際性、創造力、感性、課題解決力、コミュニケーション力を育てている。

また、「教務委員会」では、学生の表彰制度を整備することで、学生の日々の努力を評価し、学生の模範を示すことを目指している。学術、芸術、課外活動、社会活動等に関し、特に顕著な成果をあげ、本学の名誉を著しく高めたとみとめられたものに対して、「学長賞」「学長奨励賞」「PIIF CAMPUS AWARD」として表彰するものである。表彰の決定までの流れは、「学生表彰制度規定」に則って以下のとおり実施される。学科長に提出された推薦書を基に学科会議にて審議する。学科会議で承認された場合、「教務委員会」へ申請し「教務委員会」で審議する。「教務委員会」で承認された場合、学部会議で審議する。学部会議で承認された場合、学則第 37 条の規定に基づき、学長は教授会の意見を聴いたうえで当該年度の表彰者を決定する。

加えて、各年度の出席状況に応じて、皆勤賞および精勤賞が授与する。4 年次学生は卒業式にて、1~3 年次学生は進級後のオリエンテーションにて表彰している。

本学では、学生の勉学をサポートするために、以下の奨学金制度を導入している。募集は、担任を通じて告知している。

- ・ 日本学生支援機構奨学金制度：本学に在籍し、勉学状況良好であり、経済的に学費を補う必要のある学生に対し、奨学金を給付・貸与する国の重要な教育事業として実施されている制度。
- ・ 授業料及び入学金の減免制度：修学支援法に基づき、日本学生支援機構の給付奨学金対象者は、授業料及び入学金の減免も同時に受けることができる。
- ・ 夢を夢で終わらせない支援金制度：学校法人日本教育財団学祖谷まさるの「夢を夢で終わらせない」という教育理念は、入学時に思い描いた夢をかなえるだけでなく、卒業後も生涯にわたって思い描く夢を実現していく情熱のもととなるものであり、その夢を支援することを目的に設立された支援金制度である。選考会では、学生が卒業後にかねえたい夢に関するプレゼンテーションを行い、その夢がユニークであるかどうかを審議する。その審議をもとに学長が採択課題を決定する。採択された学生は、

- 卒業時に 100 万円を受給し、原則返還の義務はない。
- ・ 卒業生会奨学金制度：強い向学心を持ち、かつ経済的に学費を補う必要があると認められた学生に対し、卒業生会が奨学金を支給する制度。4 年次の学費納入時に 50 万円が支給され原則返還の義務はない。書類選考及び面接によって学部から毎年 1 人を卒業生会奨学生として認定する。
 - ・ 畠山奨学金制度：強い向学心を持ち、かつ経済的に学費を補う必要があると認められた学生に対し、長年にわたり本学の発展にご尽力された畠山展郎氏の寄付から奨学金を支給する制度。4 年次の学費納入時に 30 万円が支給され、原則返還の義務はない。学長を中心とした選考委員会によって書類選考及び面接を行い学部から毎年 1 人を畠山奨学生として認定する。
 - ・ 提携企業学費免除制度(奨学金)：産学連携を教育理念のひとつとする本学では、企業と提携し、日本で例をみない独自の「提携企業学費免除制度」を設けている。この制度は、3 年次に在籍し、卒業後、就職を希望する学生のなかで、即戦力のスペシャリストとして活躍が期待される学生に対して適用され、希望者を学内選考し該当企業に推薦する。該当企業による選考の結果、奨学生となった学生には、4 年次の学費全額が企業から支給される。この奨学金は、卒業後奨学金支給企業に規定年数(企業によって異なるが 3～5 年程度)勤務することによって原則返還の義務を免除される。
 - ・ その他
 - ・ 病気・災害遺児育英制度(あしなが育英会奨学金)
 - ・ 交通遺児育英会奨学金
 - ・ 地方自治体の奨学金

なお、日本学生支援機構の奨学金・学費免除の令和 6(2024)年度の受給実績は【資料 3-4-j】のとおりである。

以上のような奨学金制度によって、学業成績が優秀であるにもかかわらず、経済的な理由によって勉学の継続が困難である学生に対しても、学費や生活費を支援することで、教育機会の不平等を是正し、優秀な人材の確保と育成を目指していく。

エビデンス集 (資料編)

【資料 F-5】 学生要覧

【資料 3-4-1】 学生生活支援に関する方針・計画

【資料 3-4-2】 学生委員会規程

【資料 3-4-3】 学生委員会規程

【資料 3-4-4】 「学生要覧」 抜粋および奨学金に関する規則

【資料 3-4-a】 国際ファッション専門職大学ホームページ (担任制度について)

【資料 3-4-b】 21_KF<学生表彰制度推薦書 (様式 1)>

【資料 3-4-c】 21_KF<学生表彰制度推薦書 (様式 2)>

【資料 3-4-d】 23_KF<学生表彰制度規定 (追加)>

【資料 3-4-e】 23_KF<学生表彰制度推薦書 (様式 1) PIIF CAMPUS AWARD>

【資料 3-4-f】 令和 6(2024)年度_KF 教授会第 2 回資料⑥-1<KF 課外活動団体申請書(表一

覧) >

【資料 3-4-g】令和 6(2024)年度_KF 教授会第 2 回資料⑥-2<KF 課外活動団体申請書(まとめ) >

【資料 3-4-h】令和 6(2024)年度_KF 教授会第 4 回資料⑦<KF 課外活動団体申請書>

【資料 3-4-i】令和 6(2024)年度_KF 教授会第 5 回資料⑦<学生委員会:課外活動団体(L. E. C) >

【資料 3-4-j】令和 6(2024)年度 日本学生支援機構 奨学金・学費免除 受給実績

3-5. 学修環境の整備

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

【留意点】教育研究上の目的の達成のために必要な校地、校舎などの施設・設備を整備し、適切に管理運営しているか。

【留意点】快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。

【留意点】ICT 環境を適切に整備しているか。

本学は、東京・大阪・名古屋の三都市に教育拠点を展開しており、それぞれのキャンパスには本法人が設置する他大学及び専修学校を併設している。

本学のファッションクリエイション学科、ファッションビジネス学科は、本法人が東京都新宿区に保有する総合校舎「モード学園コクーンタワー」の敷地を校地として使用する。当該校舎は、新宿(西口)駅前から徒歩圏内に位置する。新宿駅は JR など多くの路線が乗り入れるターミナル駅でもあり、通学する学生にとっても利便性が極めて高い場所である。上記の 2 学科は当該校舎の 38 階を専有し、1 階から 6 階及び 13 階、15 階、39 階から 42 階、44 階、47 階、50 階を、本法人に所属する既存の学校と共有する。

本学の大阪ファッションクリエイション・ビジネス学科は、本法人が大阪市北区に保有する「大阪総合校舎」の敷地を校地として使用する。当該校舎は、大阪駅前から徒歩圏内に位置する。大阪駅は JR など多くの路線が乗り入れるターミナル駅でもあり、通学する学生にとっても利便性が極めて高い場所である。当学科は、当該校舎の地下 1 階～3 階、5 階、6 階、8 階、10 階、11 階、16 階、17 階を、本法人に所属する既存の学校と共有する。

本学の名古屋ファッションクリエイション・ビジネス学科は、本法人が名古屋市中村区に保有する「モード学園スパイラルタワーズ」の敷地を校地として使用する。当該校舎は、名古屋駅前徒歩圏内に位置する。名古屋駅は JR など多くの路線が乗り入れるターミナル駅でもあり、通学する学生にとっても利便性が極めて高い場所である。当学科は、当該校舎の 32 階、33 階、35 階を専有し、1 階から 4 階、11 階、23 階、24 階、26 階、31 階、34 階、36 階を、本法人に所属する既存の学校と共有する。

校地面積及び校舎面積については、専門職大学設置基準第 45 条から第 47 条、大学設置基準第 36 条から第 37 条の 2、大学通信教育設置基準第 9 条から第 10 条に定められる校舎等施設の基準に準拠しつつ、大学設置認可時の計画に沿って着実に整備を進めてきた。これにより、教育・研究活動に必要な施設の水準を十分に満たす環境が構築されている。

各地区校舎内には学生が交流、休息に利用するためのスペース（学生サロン、ホワイエ、ラウンジなど）を備えている。また、本学は、運動場は所有していないが、モード学園コクーンタワー内、モード学園スパイラルタワーズ内、大阪総合校舎から徒歩15分の距離に立地する専修学校（大阪医専）にトレーニングルームを所有しており、学生はこれらを使用することができる。

学修環境の整備に関しては、校舎がターミナル駅から徒歩圏内で地下道が直結しており通学しやすい快適な立地環境にあり、また以下のとおり、教育課程が十分に遂行できる校舎などの整備を行い、学生が満足して修学できる体制を整えている。

ファッションクリエイション学科、ファッションビジネス学科の講義室は、モード学園コクーンタワー44階に4室（専用）と3階・5階に各1室（共用）、演習室は研究室と兼用で38階に22室（専用）、実習室は40階に2室（専用）、39階に1室（共用）、41階に1室（共用）及び47階に1室（共用）を整備している。学生控室は50階に1室を共有する。学生自習室は5階の図書室と兼用する。管理室は、1階に専修学校3校と共有し、学生の教学などの支援を行う。本法人に所属する他の学校と一部の設備を共有する。1階は入学検討者や来客を応対するサロンが設置されており、本学への入学検討者や来客にも活用する。2階には学生エントランスと学生カウンターがある。1階、2階ともに本法人に所属する他の学校と共用である。

大阪ファッションクリエイション・ビジネス学科の講義室は、大阪総合校舎16階に4室（専用）、8階に1室、2階に2室（共用）及び3階に1室（共用）、演習室は研究室と兼用で5階・10階に計15室（専用）、実習室は地下1階に2室（共有）、5階に3室（共用）及び6階に2室（共用）を整備している。学生控室は19階に1室及び8階に1室（学生自習室と兼用）を共用する。管理室は1階に専修学校2校と共用し、学生の教学などの支援を行う。本法人に所属する他の学校と一部の設備を共用する。1階は入学検討者や来客を応対するサロンが設置されており、本学への入学検討者や来客にも活用する。2階には学生用エントランスと学生カウンターがある。1階、2階ともに本法人に所属する他の学校と共用である。

名古屋ファッションクリエイション・ビジネス学科の講義室は、モード学園スパイラルタワーズ32階に1室（専用）、33階に1室（専用）及び34階に1室（専用）、演習室は研究室と兼用で31階・33階・35階に計15室（専用）、実習室は24階に2室（専用・共用）、26階に1室（共用）を整備している。学生控室は36階に1室及び3階に1室（学生自習室と兼用）を共用する。管理室は2階に専修学校3校と共用し、学生の教学などの支援を行う。本法人に所属する他の学校は一部の設備を共用する。1階は入学検討者や来客を応対するサロンが設置されており、本学への入学検討者や来客にも活用する。2階には学生エントランス学生カウンターがある。1階、2階ともに本法人に所属する他の学校と共用である。

教員の研究室については、以下のとおり、教員が教育研究に専念できる環境を確保している。ファッションクリエイション学科、ファッションビジネス学科の教員の共同研究室として42階に2室及び38階に1室、個人研究室（兼演習室）として38階に22室を整備している。また42階に学長室を整備している。大阪ファッションクリエイション・ビジネス学科の教員の共同研究室として10階に2室、個人研究室（兼演習室）として5階・10

階に合計 15 室を整備している。名古屋ファッションクリエイション・ビジネス学科の教員の共同研究室として、35 階に 1 室、個室研究室（兼演習室）として 31 階・33 階・35 階に合計 15 室を整備している。

教員 1 人あたりの研究スペースは、東京キャンパス 31.6 m²、大阪キャンパス 21.5 m²、名古屋キャンパス 23.6 m²である。個室研究室の構造はガラス面にもブランドやロールカーテンを設置し、専有スペースを確保している。

ICT 環境についても、快適かつ有効な学修が可能となるよう十分に配慮した整備がなされている。特に、デジタルツールの活用が求められる実習系科目においては、授業内の学修にとどまらず、大学外における予習・復習にも対応できるよう、学生に対してノートパソコンの所有を推奨している。また、授業で必要とされる各種ソフトウェアについては、教材として無償で提供されており、経済的な負担を軽減しつつ、ICT リテラシーの向上を図っている加えて、本学の全キャンパスにおいては、学生個人のノートパソコンを使用した学修が円滑に行えるよう、学内ネットワーク環境の整備を進めている。全フロアにおいて Wi-Fi 接続が可能のほか、一部には有線 LAN の接続環境も整備されており、安定したインターネット接続が常時確保されている（詳細は「インターネット接続環境の整備状況」を参照）。

情報インフラ面では、学生一人ひとりに対して、学事システムや学内ネットワークを利用するための「学内アカウント」と、Microsoft 社の各種クラウドサービスを利用するための「マイクロソフトアカウント」が付与されており、授業やレポート作成、自主学習などにおいて積極的に活用されている。さらに、学生には大学ドメインのメールアドレスも付与され、教育活動や連絡体制の円滑化に資する情報ツールとして機能している。

これらの ICT インフラの維持・管理については、法人本部のシステム室が法人全体の校舎を対象に一括して担当しており、組織的かつ計画的なメンテナンス及びセキュリティ管理が行われている。これにより、安定した情報環境のもとで、学生・教職員が安心して ICT を活用できる体制が確立されている。

教育研究活動を支える施設・設備を運用するための管理運営体制については、校舎（建物）以外の教育関連設備に関しては各キャンパスの管理部が管理・運営を行っており、一部の専門的な分野であるネットワーク・学事システムに関しては法人本部システム室と連携体制をとっている。建物とそれに付随する校舎施設・設備の管理運営組織に関しては、「東京管理Ⅱ部」「大阪管理Ⅱ部」「名古屋管理Ⅱ部」にそれぞれ校舎管理責任者の職員がおり、各校の校舎担当者、統轄本部と協働して管理運営業務を行っている。実際の施設・設備の維持、管理、清掃、警備業務については、各拠点でビルメンテナンス事業を行う委託業者に一括で委託をしている。

以上のように、本学では教育環境の整備にとどまらず、それらを教育実践や学生の主体的な学びに結びつけるための運用体制も確立されており、快適で充実した学修環境が構築され、かつ有効に活用されていると評価できる。

エビデンス集（資料編）

【資料 3-5-1】校舎施設・設備の管理運営組織図

【資料 3-5-2】「学生要覧」抜粋

【資料 3-5-a】 インターネット設備環境の整備状況

3-5-② 図書館の有効活用

【留意点】 図書館を十分に利用できる環境を整備し、教育研究に資する十分な学術情報資料を提供しているか。

本学では、教育・研究活動を支える学術情報の提供及び学修環境の充実を目的として、主要キャンパスに図書館を設置し、在学生在が学修・研究に必要な図書館機能を十分に活用できる環境を整備している。

図書館は、東京・大阪・名古屋の各キャンパスに設置されており、利用実態や地域特性に応じた開館時間が設定されている。たとえば、東京図書館及び名古屋図書館は平日 10 時から 20 時 30 分まで、大阪図書館は同 20 時まで開館し、いずれも第 2・第 4 土曜日に開館するなど、学生の学修ニーズに配慮した柔軟な運用体制が構築されている。

利用対象者は在学生在及び一部の卒業生らに限定され、入館時には学生証または図書館利用許可証の提示を義務付けているとともに利用マナーに関する細則を設けることで、快適かつ公平な学修空間の維持に努めている。

圖書の貸出は、学生証提示のもとで一人 3 冊・1 週間までを基本とし、返却期限超過時には延滞日数に応じた利用停止措置を講じている。また、資料の汚損・紛失・不正利用に対しては弁償制度を設けるなど、資料の適切な管理と循環が図られている。

館内には視聴覚資料の利用環境も整備されており、CD・DVD などのメディア資料は図書カウンターを経て AV ブースで視聴可能である。さらに、大阪及び名古屋キャンパスでは、個人所有のノート PC を用いた CD 視聴にも対応し、多様な学修スタイルに応じた柔軟な利用が可能となっている。

施設面では、東京図書館が 693.16 m² (閲覧座席 206 席)、大阪図書館が 408.17 m² (同 140 席)、名古屋図書館が 891.8 m² (同 173 席) の規模を有し、それぞれに十分な閲覧座席と快適な学修環境が整えられている。

蔵書数については、東京図書館が約 51,773 冊 (うち外国書 4,876 冊)、大阪図書館が 12,351 冊 (同 2,093 冊)、名古屋図書館が 29,815 冊 (同 2,257 冊) を所蔵する。また、三館合計で 658 種 (うち外国誌 75 種) の学術雑誌も提供している。加えて、全キャンパス共通で提供している電子ジャーナルは、図書委員会での見直しを経て、令和 7 (2025) 年 1 月より、世界的に評価の高い学術データベース「ProQuest (プロクエスト)」を通じて提供されており、その数は 5,958 種 (すべて外国誌) にのぼる。「ProQuest」は、学術雑誌、新聞、学位論文、書籍、映像資料など多様な情報源を収録する信頼性の高い大規模データベースであり、人文社会科学、経済・経営、教育、芸術、言語学、国際関係、テクノロジーなど、幅広い分野に対応している。これにより、学内外を問わず、高度な検索機能を活用しながら、質の高い学術情報へ利便性の高いアクセスが可能となっており、教育・研究活動の一層の充実に資する環境が整えられている。

また、所蔵書籍に不足がある場合には、学生等の申請を受け付けるリクエストカード制度を運用し、図書委員会で必要が認められた書籍については購入のうえ、館内掲示などを通じて情報共有を行うことで、蔵書の充実と利用者ニーズの反映に努めている。

以上のように、本学の図書館は、開館体制、施設設備、資料提供、電子リソースの導入、

利用支援策など各側面において、学生・教職員が学修・研究を行ううえで必要となる学術情報資源に十分アクセスできる体制を整えており、教育研究活動の基盤として適切かつ効果的に機能している。

エビデンス集（資料編）

【資料 3-5-3】 図書館規程

【資料 3-5-4】 「学生要覧」抜粋（14. 図書館）

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

【留意点】施設・設備は、バリアフリーなど安全性と利便性を図り、学生の多様性に配慮しているか。

【留意点】施設・設備の安全性（耐震など）を計画に基づき適切に管理しているか。

【留意点】実験・実習室及び付属施設のほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保し、適切に活用しているか。

本学校法人のすべての建物が新耐震基準の定められた昭和56(1981)年6月1日以降に建築された建物のため、日本私立学校振興・共済事業の「私立学校校舎等実態調査」に基づき耐震化率を算出すると100%であり、新耐震基準を満たしている。建物外にはスロープを設置しているほか、建物内外の移動を円滑に行うためにエレベーターを設置している。障害者や高齢者に対するバリアフリー化への配慮も行っている。また、LGBTQ+における特にトランスジェンダーの学生に対しては、使用者のジェンダーを特定しない多目的トイレを案内している。学内でトイレを使用することに抵抗がある学生に対しては、学外かつ大学から近くて使いやすいトイレについて情報を提供している。

以上のように、本学の施設・設備に関してはバリアフリーなど安全性と利便性を図り、学生の多様性に配慮しているといえる。

防犯対策としては、防犯カメラや電子錠を導入するとともに、警備会社と契約し、24時間機械警備を行っている。災害や事故などによる緊急事態が生じた場合の安全確保のための連絡体制やシステムも確立している。火災報知器や消火器の点検、教職員の避難訓練を定期的実施するよう努めている。

本学の実習に必要な施設として、3キャンパスそれぞれが撮影スタジオとパターンメイキングルーム（ボディ・縫製機材を整備した実習室）を整備しており、実習に必要な撮影機材一式、ミシンなどの縫製機材、ボディなどの実習機材を適切に整備している。さらにデジタルツールを活用した実習・演習のために、入学定員に合わせた数のノートパソコンを整備している。

本学の臨地実務実習科目は「臨地実習Ⅰ（企業）」「臨地実習Ⅱ（地方産地）」であり、その実習施設として、次に示すとおり教育目的に則った十分な数の臨地実務実習施設を確保している。「臨地実習Ⅰ（企業）」の実習施設は、アパレル関連企業を中心に、キャンパス近く、もしくは学生の希望に応じて国内他地区や海外の実習施設を確保している。「臨地実習Ⅱ（地方産地）」の実習施設は、海外展開を推進・検討している伝統産業の産地、具体的には東京都墨田区（墨田メリヤス）、岐阜県一宮市（尾州）、福岡県八女郡広川町（久留米緋）、京都府宮津市（丹後藤織り）、岡山県児島市（デニム）、愛知県名古屋（有松絞）と

いった産地の施設を確保している。

エビデンス集（資料編）

【資料 3-5-5】国際ファッション専門職大学のホームページ（「建物の耐震化率を示す文書」を示す部分の URL）

【資料 3-5-6】臨地実務実習施設一覧

【資料 3-5-b】バリアフリー設備整備状況

【資料 3-5-c】実習施設設備

【基準 3 の自己評価】

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

担任制およびキャリアサポート・センターによる学生支援の手厚さは、特色ある取り組みといえる。当該分野の有名企業等への就職、とくに総合職や企画職としての就職もみられ、成果が出ている取り組みといえる。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

東京キャンパス、名古屋キャンパスで入学者の減少傾向があり課題であるといえる。入学者確保の取り組みを担う組織と、入試の実施を行う組織に類似した名称があり、わかりにくいため再検討する必要があるといえる。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

入学者確保への努力として、ホームページや SNS での情報発信を強化するとともに、オープンキャンパスの実施回数や訪問対象となる高等学校の数の拡大、高大連携の実施による対応の強化がみられる。こうした取り組みを今後とも継続的にすすめる予定である。また、入学者確保の取り組みを担う組織の名称と入試の実施業務を行う組織の名称について、整理して変更する予定である。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

【留意点】ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。

本学は、本学の使命・目的及び教育研究上の目的を反映した卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を学則に定め、ホームページで広く公開するとともに、学生に配布する学生要覧に記し周知をしている。このディプロマ・ポリシーは、基準 1-1-③において示している。

エビデンス集（資料編）

【資料 F-5】学生要覧

【資料 F-14】国際ファッション専門職大学の 3 ポリシー

【資料 4-1-1】教育情報の公開ページ

【資料 4-1-2】大学評議会規程

【資料 4-1-3】「学生要覧」抜粋（1. ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針））

【資料 4-1-a】設置の趣旨等記載した書類 国際ファッション専門職大学

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

【留意点】ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。

【留意点】ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準、修了認定基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。

【留意点】入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力について単位認定基準を適切に定め、厳正に適用しているか。

本学は、基準 1-1-③、基準 4-1-①に示した卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を踏まえ、学則規定に則り、本学に 4 年以上在籍し、所定の要件を満たして 126 単位以上を修得した者に対し学長が卒業を認定する。国際ファッション学部の各学科は、本学の教育理念、教育目標に沿って設定した授業科目を履修して基準となる単位数を修得し、卒業要件を満たす者に学位を授与する。修得すべき授業科目には、講義のほかに実習や演習、臨地実務実習及び卒業制作などの科目が含まれる。主に全学科に共通する基礎科目を通じてなされた教養教育と、各学科の特性に応じて編成された職業専門教育、展開科目、総合科目をともに修得しているかどうか、学士を授与する基準や要件となる。以下の単位認定基準、進級基準、卒業認定基準の詳細は、学生要覧に掲載して学生への周知を図っている。

単位認定基準は、各科目の評価基準に沿って厳正に評価されている。各教科は、評価点に応じて、S（100-90 点、特に優秀な成績、合格者の 10%）、A（89-80 点、優秀な成績、同

20%)、B(妥当と認められる成績、79-70 点、30%)、C (合格と認められる最低限度の成績、69-60 点、50%)、D (60 点未満、不合格) の 5 段階評価からなる。ただし、科目の性質や履修者数によっては、上記の配分率を遵守しているわけではない。

本学の単位認定基準では、出席率が 80%以上かつ評定値が 60 点 (C 評価) 以上の場合、単位認定する。また、出席率が 60%以上かつ 80%未満の場合、または評定値が 60 点未満 (D 評価) の場合には再試験対象となり、再試験の結果次第で単位認定となる。出席率 60%に満たない場合には単位取得不可である。その際、本学では 15 分以上の遅刻・早退をも欠席とみなす。したがって、期中に遅刻や欠が目立ち、単位認定基準を満たす可能性が低いと判断した場合には、担任は早急に問題の解消を図るため、学生との個別面談を行う。

なお、GPA の算出方法は次のとおりである。

$$\frac{(S \text{ の取得単位数} \times 4) + (A \text{ の取得単位数} \times 3) + (B \text{ の取得単位数} \times 2) + (C \text{ の取得単位数} \times 1)}{\text{履修登録した総単位数}}$$

病気など何らかの理由で試験を受けられなかった場合、その理由を検討し、追試を受けることができる。追試験受験該当者として、以下のような事例が想定されている。病気による公的診断書がある者、及び就職活動に関する証明がある者、保証人及び他の証明書がある者、交通機関の延着により受験できなかった者などである。

試験 (レポート試験を含む) で不合格になった場合、再試験を受けることができる。再試験でも必修科目が不合格となった場合は、次年度に改めて履修をする。選択科目が不合格になった場合は、この限りではない。

成績評価の客観性・公平性を保つため、学科長を中心に各教員の評価比率を把握するとともに学科ごとに情報交換を行い、継続的に検討している。なお、試験で不正行為を行った場合、原則として当該学期のすべての履修科目の成績評価が無効となる。期末試験あるいは期末レポートについては、掲示または学生用ポータルで周知している。また、試験については、不正、剽窃や捏造がないように注意を喚起している。不正行為の様態及び懲戒基準については、オリエンテーションや学生要覧で周知し、授業内でも注意喚起を行っている。単位認定については、各教員の授業評価の報告に基づき、「教務委員会」で検討後、教授会において学長が意見を聴き確定している。

成績発表は、成績通知書として担任経由で連絡する。また、大学ポータルサイトでも成績・出席状況などを確認することができる。

進級基準は、2 年次から 3 年次に進級する段階で設けている。履修登録をした科目のうち、必修科目及び選択科目として基礎科目群 2 単位・職業専門科目群 2 単位・展開科目群 4 単位) 以上が認定されない場合は、原則 2 年次に留年とする。進級基準は、学生要覧に掲載し、また年初及び後期開始時のオリエンテーションで学生に直接注意を促すことでも周知を図り、厳正に適用している。

卒業認定基準として次の 4 つの条件を満たす必要がある。①4 年間 (編入生は 3 年間もしくは 2 年間) 以上の在学期間があること。②学科で定められた卒業要件単位 126 単位以上 (基礎科目 (必修科目 18 単位、選択科目 2 単位以上)、職業選択科目 (必修科目 72 単位、選択科目 2 単位以上)、展開科目 (必修科目 10 単位、選択科目 10 単位以上)、統合科

目（必修科目 12 単位）（編入生は別途定める）を修得していること。③卒業までに必要な学費およびその他の費用の全額を納入していること。④教授会の意見を聞いたうえで学長が卒業を認定すること。卒業認定基準は学則第 7 章で定め、ホームページ及び学生要覧に掲載し、また年初及び後期開始時のオリエンテーションで学生に直接注意を促すことでも周知を図り、厳正に適用している。

他の大学などから編入学、転入学する者は、学則第 6 章に従い、一定の単位数を超えない範囲で本学において修得した単位として認めることができる。

また、学則第 33 条第 2 項において、社会人入学者の入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力を当該実践的な能力の修得を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることとしている。「専門職大学に関し必要な事項を定める件」第 6 条に従い、ファッション業界においての実務経験と取得済の資格に対して単位を与える方法として、関連する授業科目に単位の個別認定を行うこととし、その基準を整備している。

エビデンス集（資料編）

【資料 F-5】 学生要覧

【資料 4-1-4】 学位規程

【資料 4-1-5】 科目履修・単位認定規程

【資料 4-1-6】 大学評議会規程

【資料 4-1-7】 ファッション業界経験の単位認定

4-2. 教育課程及び教授方法

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

【留意点】カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。

本学は、本学の使命・目的及び教育研究上の目的を反映した卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を学則に定め、その方針と一貫性がある明確な、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定めている。本学のカリキュラム・ポリシーは、基準 1-1-③において示しており、ホームページで広く公開するとともに、学生に配布する学生要覧に記し周知をしている。

エビデンス集（資料編）

【資料 F-5】 学生要覧

【資料 F-14】 国際ファッション専門職大学の 3 ポリシー

【資料 4-2-1】 教育情報の公開ページ

【資料 4-2-2】 大学評議会規程

【資料 4-2-3】 「学生要覧」抜粋（2. カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針））

【資料 4-2-a】 設置の趣旨等記載した書類 国際ファッション専門職大学

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

【留意点】カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているか。

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは一貫性をもって策定されている。カリキュラム・ポリシー「(1) 国際社会で通用する教養（汎用的能力）を養う課程」、「(2) コミュニケーション能力（汎用的能力）を養う課程」は、ディプロマ・ポリシー「(1) 国際社会で通用する教養とコミュニケーション能力を持つ」を受けて策定されたものである。カリキュラム・ポリシー「(3) 職業分野の基本的知識と技術（基本的技術）を養う課程」は、ディプロマ・ポリシー「(2) ファッションの基本的知識と技術を学び、当該分野で自立できる能力がある」を受けて策定されたものである。カリキュラム・ポリシー「(4) 専門知識・技術を深化させ、展開する力（知識・理解）を養う課程」は、ディプロマ・ポリシー「(3) ファッションに関わる知識や技術を深化させながら企画開発戦略などの構想力を持つ」を受けて策定されたものである。カリキュラム・ポリシー「(5) 国際化・情報化等、変化への対応力（態度・志向性）を養う学外学修課程」は、ディプロマ・ポリシー「(4) ファッションに関わる国際化、情報化などの変化に対応し、主体的に課題に取り組むことができる」を受けて策定されたものである。カリキュラム・ポリシー「(6) 総合力（態度・志向性）を養う課程」は、卒業要件の1つである「卒業制作・計画」の発表に関するものであり、「(7) 学修成果の評価の在り方」は、ディプロマ・ポリシーに応じた卒業判定に関するものである。

エビデンス集（資料編）

【資料 F-5】 学生要覧

【資料 F-14】 国際ファッション専門職大学の 3 ポリシー

【資料 4-2-a】 設置の趣旨等を記載した書類 国際ファッション専門職大学

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

【留意点】カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施しているか。

【留意点】シラバスを適切に整備しているか。

【留意点】履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っているか。

基準 4-2-①で示したカリキュラム・ポリシーに沿って、体系的な教育課程を編成し、実施している。

本学の教育課程は、「基礎科目」「職業専門科目」「展開科目」「総合科目」からなる。修得すべき授業科目には、講義のほか実習や演習、臨地実務実習及び卒業制作・研究等の科目がある。科目の編成については、「基礎科目」、「職業専門科目」、「展開科目」、「総合科目」の科目区分ごとに詳述する。これらの科目は、国際的な通用性を求められる高等教育機関大学の枠組みのなかに、本学の教育研究水準を位置づけるとともに、産業界及び地域社会と緊密に連携して実践的な職業教育を可能にする大きな要素である。

「基礎科目」では、学生が豊かな人間性と文化性を養い、国際的な市民社会の一員とし

て多様な価値観を認め合い、活発に活動できるような職業倫理を涵養するための基礎となる講義を中心とした授業を展開している。

「職業専門科目」では、学生が当該分野において専門的かつ実践的な能力を高めることのできる講義・実習・演習の授業を展開している。

「展開科目」では、専攻する特定の職業分野に関連する他分野の応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成することを目的としている展開科目の趣旨を踏まえて、専門分野を展開し価値創造力を高める講義・実習・演習の授業を展開している。

「総合科目」では、4年間の学びを集大成した卒業制作・研究を作るとともに、そのための創造的な役割を担うことができるようなゼミを展開している。

上記4つの大分類科目のなかで、「職業専門科目」と「展開科目」には共通する目的をもつ科目について中分類を設けている。「職業専門科目」には、「ファッション論科目群」、「デザイン科目群」、「ビジネス科目群」、「メディア科目群」、「地域・地方科目群」の中分類を設け、「展開科目」には「発信力科目群」、「国際科目群」の中分類を設けている。

科目名の命名規則は、内容の階層性あるいは順序性を重視し、履修順序を考慮すべき科目から順に科目を並べている。また末尾にⅠ、Ⅱといったローマ数字を付している科目は、ⅠからⅡへ数字の小さな科目から大きな科目へという順序で履修する法則性を設定している。

本学の教育課程の編成の考え方とともに、本学が採用する教育課程として特徴的な点のひとつは、地域企業・地方産地との緊密な連携プログラムのもとに展開される臨地実務実習科目の「臨地実習Ⅰ・Ⅱ」である。「臨地実習Ⅰ・Ⅱ」は、学内の講義・実習では理解することのできない、各企業や各産地に特徴的な素材や技術及び商業的慣習を実際に経験することを狙いとする。さらに「臨地実習Ⅰ・Ⅱ」は、実習の前後に学内での実習・演習と有機的な体系を有し、通常の大学機関において個々の学生が行うインターンシップとは異なる。本学は、学生全員に「臨地実習Ⅰ・Ⅱ」を必修させ、効果の高い実践力を組織的に育成する。かかる実習は、高度な専門的技術を提供する提携先と本学が組織的に緊密な連携をとることで可能になっており、教室では経験することが困難な技術、疑問や質問を現場で解決することで錬成される実践知を学修することにつながる。こうした高度かつ長期に渡る実務実習は専門職大学ならではのカリキュラムである。

具体的には、東京・大阪・名古屋の各キャンパスに隣接する地域企業及び地方産地と密接に連携し、学生が当該地に赴き、自らの問題意識に応じて高度な専門的知識を実践的に学修するプログラムを提供している。また各キャンパスには実務家出身の教員が相当数おり、この教員が地理的距離の近い地域の企業及び産地に赴き、適宜学生の学修状況に応じた質疑応答などの指導を行うことで、企業や産地任せにしない実習を可能にしている。これによって、実践知の習熟において、学内の教室で一方向的な教授学習関係に偏りがちであった教育から、地域企業及び地方産地と連携するプログラムを利用した、双方向的な教育に転換している。個別の学生の具体的教育環境を確保すると同時に、学生が学修した結果は学内の演習や統合ゼミで共有することにより、学生同士及び学生と教員間のより深い理解を促し、学問知、技術知として蓄積されうる利点がある。本学はこのプログラムを大いに生かした職業専門教育活動を展開している。

加えて本学は、学術的研究を基礎とした専門知識と、実践的な技術を基礎とする専門能力をもって、ファッション産業界及び関連する地域企業や社会の課題を多面的に認識し、その課題に対応するために必要な科目を自ら設定し開設している。特徴的なのは、基礎科目における多文化共生などの教養を身につける文化論科目、社会科学や自然科学の基礎教養を身につける科目、基礎ゼミなどである。また、職業専門科目における「ファッション論科目群」、「デザイン科目群」、「ビジネス科目群」は、ファッション産業のモノを作り・モノを売るという両方の要素に関係する科目で構成されており、概ね必修であるため全学生が基本的な知識と技術を身につけることができる。さらに、展開科目における「発信力科目群」、「国際科目群」である。「デジタル・テクノロジー演習」などの現代的な情報化とさまざまな産業の関係を考える応用的科目、ファッション産業に関する基本的知識と技術を国際的に展開する「海外実習Ⅰ・Ⅱ」などの応用的科目などで構成し、これらの科目を通じて、本学が考える上記の展開力、より具体的には、「豊かな日本の装いの文化と知財を学び、それを新たな情報技術や創作技術と結びつける対応力」と、「ファッション産業のクリエイションやビジネスの国際的な動向に関心を持ち、実際の現場で能動的に課題発見や解決に取り組もうとする対応力」を養成しようとしている。

上記の科目は、その前後の科目とつながって体系的な専門知識や技術を学ぶことができるとともに、学内外の学習ともつながりを持つ設計にしている。例えば、基礎科目や一部職業専門科目で学ぶ基礎ゼミは、大学4年間を通じて問題発見と解決方法を探求するという自主学習や演習の練習となるように設計している。同時に、各基礎ゼミ科目は、基礎科目の文化論科目、職業専門科目の「ファッション論科目群」などと有機的につながりがあり、講義とゼミを往復して学生の習熟を促すことのできる場としても設計されている。このような演習の練習を早期に積むことで、「臨地実習Ⅰ・Ⅱ」等の学外における学びをより主体的なものとし、かつ学びの結果をフィードバックすることを通じて、柔軟で実践的な力をつけるような科目としている。

また、この科目設定は、大学開設後も不断の見直しを行ってきた。特に、基準1-1-⑤「変化への対応」および教育課程連携協議会に関連する事項でも扱うように、関係する学外の諸機関や産業界との連携を図りつつ、互いに意見を交換し検討する体制を設けている。本学の教育課程は、理論と実務をつなぐようなものであり、かつ、ファッション産業界及び関連する地域企業や社会の課題を多面的に認識し、その課題に対応するものである。基準1-1の「3ポリシー」に関連して、社会状況の変化に応じる形で組織的な取り組みを続けている。

履修科目の年間上限の設定については、開学から設けていない。それは、本学が、一般の大学のように幅広く教養を身につける科目編成ではなく、専門職大学として1年次より専門性に特化した多くの必修科目が開講される編成となっているためである。また、履修科目の年間上限を設定するほどの選択科目を配置していなかったという理由もあった。そのため履修科目の年間登録上限（CAP制）等を設けなくても、学習時間を十分に確保できる編成となっていた。

今回の自己点検を通じて、開学当初より科目が増えていること、今後も学生の興味関心をさらに引き出す選択科目の充実が見込まれていることを勘案して、将来的な履修科目の年間登録上限（CAP制）の導入に向けた議論を開始している。導入に向けては、選択科目

の増設や、科目を選択できる年限を拡大するという方策と合わせて、専門職大学として本学の3ポリシーに照らして、ファッション業界における地域社会や産業界との密接な連携による実践職業教育を通じて、時代に即した価値創造をもってグローバルに活躍できる専門性の高い人材の育成にとって望ましいありかたを議論しつつ、適切な運用にむけて議論を重ねていく。

なお、現時点では、履修モデルや履修プランをオリエンテーションで紹介し、目的をもって、かつ無理のない履修計画を立てるように指導している。また、欠席や課題の未提出が目立つ学生には、随時教員たちが話し合っ、て、科目の位置づけなどを明示することで、学習意欲を高める努力を行っている。シラバスや科目全体を鳥瞰できる履修モデルや履修プランによって学生たちは、幅広い知識が得られ、卒業に向けての知識・技能の習得を目指すことが可能になっている。

エビデンス集（資料編）

【資料 F-10】学校法人日本教育財団就業規則・規程類、国際ファッション専門職大学規程一覧

【資料 F-13】「6. カリキュラム」「7. 履修登録」（学生要覧抜粋）、2025 年度シラバス

【資料 4-2-1】教育情報の公開ページ

【資料 4-2-3】【資料 F-5】2025 年度 学生要覧 抜粋

【資料 4-2-4】カリキュラムツリー

【資料 4-2-5】科目履修・単位規程

【資料 4-2-6】教務委員会規程

【資料 4-2-7】シラバス作成依頼（メール本文）

【資料 4-2-a】設置の趣旨等記載した書類 国際ファッション専門職大学

4-2-④ 教養教育の実施

【留意点】教養教育を適切に実施しているか。

本学ではカリキュラム・ポリシー「(1) 国際社会で通用する教養（汎用的能力）を養う課程」及び、「(2) コミュニケーション能力（汎用的能力）を養う課程」として1-2年次に配置する「基礎科目」「語学科目」および「職業専門科目」の「ファッション論科目群」「メディア論科目群」を中心に、教養教育に力を入れている。教養教育に関しては、教育課程連携協議会、「教務委員会」で検討されている。

「基礎科目」は全学科共通で19科目（必修7科目、選択12科目）ある。必修科目「フィールドワーク入門」「メディア概論」「情報リテラシー」などにおいて、職業人としての倫理や、生涯にわたり自らの資質を向上させることにつながる人文・社会・自然科学の基本的視点・考え方及びリテラシーを身につける。国際性につながる汎用的能力を養う科目としては、「比較文化論」「現代文化論」「ヨーロッパの社会と文化」及び、語学科目「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」「フランス語」「中国語」「イタリア語」などがある。社会科学に関する基礎教養を学ぶ科目としては、「会計入門」、「産業論入門」、「法学入門」、「地域論入門」があり、「職業専門科目」で本格的なビジネスや知財論の知識を習得する前に、基礎となる商学・法学系科目、産業に関する歴史的展開について学ぶ。以上のような「基礎科目」の定着を

図り、有機的に結びつける主体的な学習機会の場として、「社会科学基礎ゼミ」と「文化論基礎ゼミ」が配置されている。

「職業専門科目」の「ファッション論科目群」や「メディア科目群」の科目では、ファッション産業の各職種を包括し当該産業分野全般に精通するための人文・社会などの一定の幅を持つ分野の理論的知識を身につける。「ファッションとは何か」「多様な装いの文化」「メディア」というキーワードを手助けに、ファッション産業を読み解くための歴史性や同時代性、媒介などの観点や視点について学ぶ。「ファッション論科目群」は全学科共通で10科目（必修2科目、選択8科目）あり、ファッション全般の学習基盤となる「造形論入門」と「色彩論入門」を必修としている。昨今、ファッション業界においては、固定化されたジェンダー観を問い直すようなクリエイションや、障害等も含む多様な身体性を考慮したインクルーシブデザイン、地域によって異なる宗教や世界観と結びつく装いなどに対する深い理解が求められている。選択科目「装いと社会性・ジェンダー」や「身体とパフォーマンス」では、そのような現代的課題に対応する思考力を身につけるべく、服飾が身体を保護するだけでなく、身にまとう人の社会的な属性を表す記号として機能する点について学ぶ。また、選択科目「職人の世界」「自然資源と服飾文化」では、デジタル・テクノロジーが進展する一方で環境問題が深刻化する状況下における、職人技術や自然素材、伝統衣装などがもつ新たな意味や価値について考える。ヨーロッパを中心に生まれ、服以外の美容などにも広がるファッション業界を十全に理解するための選択科目が「美とファッションの歴史」、「ブランドの歴史と文化」、「美容とファッション」である。以上のような「ファッション論科目群」を有機的に結びつけ、主体的に学習意欲を培う場として、「ファッション論基礎ゼミ」が配置されている。

「メディア論科目群」は全学科共通で4科目ある。必修科目である「写真概論」と「映像概論」では、各種メディアの発達や役割について歴史的変遷をもとにした基礎知識及び、機械技術の発展の変遷をもとにした基礎技術の理解を深める。さらに、選択科目「写真実習」と「映像実習」を通じて、映像機器の種類や用途、デジタル加工などの編集技術の種類や技術といった実践的な知識や技術を講義、実習、演習を通して学ぶ。

本学では、ファッションクリエイションとファッションビジネスの思考を持った専門職人材の育成に向けて、1-2年次に教養教育を通じて問題発見能力、論理的思考能力等を強化し、同時にファッションクリエイションやビジネスの実践的な知識や技術を習得する演習・実習科目を学び、座学と演習の反復による知識の定着・深化を図ることで、3年次以降のインターンや臨地実務実習科目に必要な知識や能力を養成する独自のカリキュラムを採用している。研究教員を中心とする教養教育と、実務家教員による実践的な演習・実習教育を組み合わせ、往還させる本学の学びは、実際、学外のファッション関連コンテスト（「Sustainable Fashion Design Award」、「装苑賞」等）において、本学学生による社会課題や地域資源等の徹底的なリサーチをもとにした創造的なクリエイションが評価され、受賞に結びつくなど顕著な成果が出ている。

こうした教養教育とファッション関連演習・実習教育を連携した本学独自の学びを活かした学生たちの取り組みについては、FD研修会(令和5(2023)年度第3回)で教員間にそのプロセスや教学上の工夫なども含めて共有し、今後の新たな領域横断的な科目間連携等の取り組みを促すよう努めている。

エビデンス集（資料編）

【資料 F-5】 学生要覧

【資料 4-2-8】 教務委員会規程

【資料 4-2-b】 国際ファッション専門職大学ホームページ（「PIIF EYES」の学生による社会との取り組みやコンテストなどの紹介ページ）

【資料 4-2-c】 FD 研修会（2023 年度実施概要・報告資料）

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

【留意点】 アクティブ・ラーニングなど、教授方法を工夫しているか。

【留意点】 授業を行う学生数（クラスサイズなど）は、教育効果を十分上げられるような人数となっているか。

【留意点】 教育課程の編成に当たり、実践的な能力及び応用的な能力を展開させるとともに、豊かな人間性や職業倫理を涵養するよう適切に配慮しているか。

【留意点】 教育課程連携協議会の意見を勘案した上で教育課程の編成、見直しなどを行っているか。

【留意点】 基礎科目、職業専門科目、展開科目及び総合科目の各授業科目を適切に開設しているか。

基準 4-1-③および 4-1-④に記したとおり、本学は専門職大学設置基準に基づき、科目区分を「基礎科目」、「職業専門科目」、「展開科目」、「総合科目」とし、「基礎科目」は全学科に共通する教養力の涵養と、語学力強化のための授業、各学科の基礎科目に位置する講義を中心とした授業を展開している。「職業専門科目」は各学科における基礎科目に位置する講義・実習・演習の授業、「展開科目」は専門技能により特化したかたちで展開し価値創造力を高める授業、「総合科目」は4年間の学びの中で集大成に位置する授業としている。

ファッションクリエイションとファッションビジネスの思考を持った専門職人材の育成に向けて1、2年次は問題発見能力、論理的思考能力など基礎に当たる能力の強化・向上に当てた科目があり、同時に、本学ではアウトプットを意識し1年次から演習・実習科目を配置することで、座学と演習の反復による知識の定着・深化を図っている。

その際、体験学習やリサーチに基づく問題解決型学修の方法、あるいは、ディスカッションやグループワークなどのアクティブ・ラーニングの手法を積極的に導入している。

さらに年次が上がるにつれて演習・実習科目を増やすことで、学生自身の学修において不足している内容や、獲得すべき知識・技術領域を学生に自覚させることで意欲の活性化を図りながら、身に着けた知識や教養、論理的思考能力を形成するよう教授方法を工夫している。

具体的な例は、次のとおりである。この内容は、基準 A の大学独自に定めた基準にも詳述している。体験学習、リサーチに基づく問題解決型学習、ディスカッションやグループワーク、プレゼンテーションなどのアクティブ・ラーニングを積極的に導入している科目の代表的な例として、3年次の必修科目「臨地実習Ⅰ」および「臨地実習Ⅱ」があげられる。前者では企業での体験学習を300時間ほど実施している。後者は、ものづくり産地の企業などと連携して、フィールドワーク調査などを通じて対象地域や企業の魅力や課題を

読み解き、新たなビジネスプランやプロダクトの提案を行ったり、映像制作をして公開イベントを企画運営したりするなど、多地域での多様なテーマをもつ問題解決型学習を 300 時間ほど行う。

4 学科を通じて「地域企業・地方連携ゼミ」では、アクティブ・ラーニング型のプロジェクトとして、2 つの学内ビジネスコンペティションに参加している。株式会社オンワードデジタルラボとの産学連携による「ONWARD みらい人財プロジェクト」および、イオンリテール株式会社との産学連携による「ミライフファッション人材育成プロジェクト」を運営している。

また、「海外実習Ⅰ」および「海外実習Ⅱ」においても、前者はフランス、アメリカ、オーストラリア、韓国、インドネシア、ベトナム、マレーシア等で現地体験型学修を行い、後者は欧米、中東、アジア各国での実践的なインターンシップを伴う体験学習を行う。国際社会への視野を広げ、複雑な社会的課題と向き合うアクティブ・ラーニングを実現している。

こうした科目は、1、2 年次の「フィールドワーク入門」や「文化論基礎ゼミ」、「ファッション論基礎ゼミ」、「社会科学基礎ゼミ」等の科目において、学外でのフィールドワークやディスカッションなどのグループワークで、体験的に学習した手法であり、体系的なカリキュラム整備の結果といえる。

アクティブ・ラーニングを含む授業方法の工夫や向上を目的として、基準 5-3 で詳述する FD 研修では、本学教員や外部講師による実験的な取り組みの紹介を通じて、教員がノウハウや課題などの理解を深める機会を設けている。また、これまでに実施された本学の基幹共同研究（「ファッション教育の比較研究」（令和 4（2022）年～令和 6（2024）年）における成果発信でも議論を深めている。これら関連する取り組みにより、社会や業界の変化や学生の要望に応じた実践的かつ有効的な教授方法の開発に努めている。

また、本学は、留学生や社会人など多様な背景を持った学生を積極的に受け入れ、学生間で教育内容に不平等が生じないようケアや配慮をするという考えに基づき、各科目の評価基準をシラバス等で明確に示すとともに、各科目で得られた評価点は、本学の成績評価基準に照らし合わせて区分し、学生の不利益にならないよう配慮している。この内容は基準 4-1-②に詳述している。

さらに、本学の基本的な教育方針として、十分な授業日数の確保を重視しているため、授業期間とは別に試験期間の設定し（前期：7 月下旬～8 月上旬、後期：1 月下旬～2 月上旬の予定）、かつ授業振替日の設定について、できる限り平日の夕刻以降の時限にあたる時間に設定し、社会人学生等が履修しやすいよう、学生の学修を妨げないよう授業回数の確保に努めている。

本学の授業における人数は、専門職大学設置基準第 17 条に則り、基本的に 1 つの授業に対し 40 人以下の編成としている。ただし、ファッションクリエイション学科においては、入学時に入学定員 80 人を超える。そのため、基礎科目の「英語Ⅰ・Ⅱ」などの科目については 2 クラスに分けることで、1 クラスが 40 人以下となるように配慮している。また、基礎科目の「比較文化論」、「フィールドワーク入門」、「メディア概論」、「情報リテラシー」、職業専門科目の「造形論入門」、「美とファッションの歴史」、「色彩論入門」、「日本の衣生活・服装史入門」、「生活科学入門」、「ファッションデザイン論」、「テキスタイル基

礎」、「知財論」、展開科目の「環境とビジネス」、「地域産業論」なども、同時に受講する学生数の想定が最大で 80 人となる可能性があったため、2 クラスに分けるか、あるいは複数名の教員で担当するか、場合によっては助手を付して、全科目で 1 クラスが 40 人以下となるよう編成をしている。

また、ファッションビジネス学科、大阪ファッションクリエイション・ビジネス学科でも下記の科目において同様の対応をしている。

- ・ ファッションクリエイション学科 (1年次) 教員1人、助手1人で授業を行う科目：「ファッションデザイン論」「テキスタイルⅠ」「造形論入門」「写真概論」「ファッションビジネス実習Ⅰ」「ファッションビジネス実習Ⅱ」「色彩論入門」「情報リテラシー」「映像概論」「比較文化論」「生活科学入門」
- ・ ファッションクリエイション学科 (2年次) 教員1人、助手1人で授業を行う科目：「美とファッションの歴史」「日本の衣生活・服飾史入門」「フィールドワーク入門」
- ・ ファッションクリエイション学科 (3年次) 教員1人、助手1人で授業を行う科目：「消費者行動論」「マーケティング論」「環境とビジネス」
- ・ ファッションビジネス学科 (1年次) 教員1人、助手1人で授業を行う科目：「リテール企画実習Ⅱ」「日本の衣生活・服装史入門」「美とファッションの歴史」「産業とメディアデザイン」
- ・ ファッションビジネス学科 (3年次) 教員1人、助手1人で授業を行う科目：「マーケティング論」
- ・ 大阪ファッションクリエイション・ビジネス学科 (1年次) 教員1人、助手1人で授業を行う科目：「ファッションデザイン論」「テキスタイルⅠ」「メディア概論」「写真概論」「ファッションビジネス実習Ⅰ」「ファッションビジネス実習Ⅱ」「色彩論入門」「情報リテラシー」「映像概論」「比較文化論」「EC概論」「生活化学入門」
- ・ 大阪ファッションクリエイション・ビジネス学科 (2年次) 教員1人、助手1人で授業を行う科目：「美とファッションの歴史」「日本の衣生活・服飾史入門」「フィールドワーク入門」
- ・ 大阪ファッションクリエイション・ビジネス学科 (2年次) 教員1人、助手1人で授業を行う科目：「消費者行動論」「マーケティング論」「環境とビジネス」

教育課程については、教務委員会での討議を経て教授会で審議され、必要に応じて改訂が行われている。これまでには、大学生活に必要なライティング能力を養う「日本語文章表現」の開講時期を1年後期から1年前期へ変更したほか、臨地実習への導入的な科目として位置づけられる「フィールドワーク入門」を1年後期から2年後期へと変更するなどの見直しを行ってきた。また、2-3-②にも記載のとおり、教育課程連携協議会において英語力強化の必要性が指摘されたことを受け、「ビジネス英語」を新設したほか、「EC概論」や「ECシステム構築演習」など、デジタル関連の科目も導入している。

エビデンス集 (資料編)

【資料 F-5】 学生要覧

【資料 F-13】 「6. カリキュラム」「7. 履修登録」(学生要覧抜粋)、2025 年度シラバス

- 【資料 4-2-9】 教育課程連携協議会規程
- 【資料 4-2-10】 授業科目別登録者数一覧
- 【資料 4-2-a】 設置の趣旨等記載した書類 国際ファッション専門職大学
- 【資料 4-2-d】 32_FAB 臨地実習 II 報告
- 【資料 4-2-e】 25_KF 教授会第 2 回資料⑤-7<共同研究様式最終年度報告書>hirano>
- 【資料 4-2-f】 設置計画履行状況報告書【2024 年 5 月 1 日版】「授業の概要」部分抜粋
- 【資料 4-2-g】 オンワードデジタルラボ社・イオンリテール社連携課題解決型授業・コンペティション_HP 記載
- 【資料 4-2-h】 学外関係者の意見等を改善につなげるシステム図
- 【資料 4-2-i】 令和 2（2020）年度 教育課程連携協議会議事録（東京キャンパス）
- 【資料 4-2-j】 令和 4（2022）年度 教育課程連携協議会議事録（東京キャンパス）
- 【資料 4-2-k】 令和 5（2023）年度 第 5 回教授会資料⑩<選択英語科目>

4-3. 学修成果の把握・評価

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 3 つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

【留意点】 3 つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。

基準 1-1-③に示した 3 つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーをふまえて、カリキュラム・ポリシーの 7 点目に、「学修成果の評価の在り方」を明示している。

学位授与の方針に掲げる能力、資質及び必要単位の修得状況を把握し、卒業判定をする。基礎力、専門性、展開力、総合力を養成することを目指し体系的に配置した各科目を、配当年次にしたが履修し、卒業要件の基準をみたす単位数を取得することを求める。各科目の学修方法・学修過程、学修成果の評価の在り方は、評価の客観性を担保し、あらかじめシラバス等で示す。各科目は、シラバスに記された方法と基準に基づき評価し合否を判定する。成績は、学期の所定の時期に開示する。学生の学びの過程と評価は、記録して教育課程の見直しや自己点検、カリキュラムの充実や教育開発にいかす。

以上の内容は、ホームページで広く周知するとともに、学生に配布する学生要覧にも示して理解を促している。

また前期末と後期末に発表される成績通知書などで結果を参照することも可能である。令和 6（2024）年度後期からは、学修ポートフォリオを導入し、学生の主体的な学びを可視化することが可能となった。年初の目標設定とそれに対する年度末の達成度と振り返りを可視化したものである。

【留意点】 学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の

満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を把握・評価しているか。

基準 2-2-②、2-3-①にも示したように、各種調査を実施している。学生の学修状況については、主に担任が進捗状況（成績、出席率、課題提出状況など）を把握し、問題のある場合は速やかに面談を実施し、早期の解消に努めている。科目担当教員は、遅刻や欠席が目立つ受講生がいる場合には担任へ報告し、双方が連携して学生の学修状況を把握する体制をとっている。また、教員側による把握に加えて、学修成果の可視化の一環として、学生自身が目標設定や振り返りを行う機会を、学修ポートフォリオに組み込んでいる。

資格取得状況については、年始や学期中に行われる担任による学生面談を通じて把握するとともに、キャリアサポート担当者が履歴書作成指導の際にも併せて確認し、指導に生かしている。

就職状況についても、キャリアサポート担当者が把握している。担当者は2年次に学生面談を行い、インターンシップに向けた希望職種等を聞き取る。さらに、3年次には複数回の面談を重ね、進路希望や就職活動の状況を確認している。内定を得た学生は、本学専用のキャリアWEBサイト上で内定報告を行い、情報の集約を図っている。

学生の意識調査については、担任が年2回（前期・後期に各1回）以上の個別面談を実施し、学業への意欲、学修の進捗、将来への見通し、学校生活上の課題などを把握している。問題が深刻であると判断する場合には、速やかに学科長を含む三者面談、あるいは保護者を含む四者面談を実施する。また、キャリアサポート担当者も2年次後期に、臨地実習先の希望調査を兼ねた全員との面談を行い、ここでも学生の意識確認を行っている。

学校に対する満足度調査は、すべての学年において後期の授業評価アンケート VOS のなかで実施されており、同時に学生の達成度調査も行っている。さらに卒業直前の1月には就職アンケートを実施し、就職活動及びその成果についての満足度も確認している。いずれの場合も、得られた知見は学科長と共有するだけでなく、必要に応じて学科会議で報告しよりよい教育へ役立てる努力を行っている。

就職先の企業アンケートは一度しか実施していないが、キャリアサポート担当者が個別に企業とやり取りを行うなかで、ヒアリングを行うことがある。

学生の学修成果は4-1-②にも記載のとおり、本学の定めた評価基準、指標、測定方法に基づいて評価をしている。本学の単位認定基準では、出席率が80%以上かつ評定値が60点（C評価）以上の場合、単位認定する。また、出席率が60%以上かつ80%未満の場合、または評定値が60点未満（D評価）の場合には再試験対象となり、再試験の結果次第で単位認定となる。出席率60%に満たない場合には単位取得不可である。

その際、本学では15分以上の遅刻・早退をも欠席とみなす。したがって、期中に遅刻や欠が目立ち、単位認定基準を満たす可能性が低いと判断した場合には、担任は早急に問題の解消を図るため、学生との個別面談を行う。

また、「海外実習Ⅱ」（3年次・選択科目）など一部の科目には、履修に必要なGPA及び出席率の基準（出席率85%、GPA3.03以上）を提示し、国際本部が1年次から学生に説明を行っている。

エビデンス集（資料編）

【資料 F-5】 学生要覧

【資料 F-10】 学校法人日本教育財団就業規則・規程類、国際ファッション専門職大学規程一覧

【資料 4-3-1】 大学が求める学修成果を示す文書など

【資料 4-3-2】 大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など

【資料 4-3-3】 学修成果の把握・評価の方針

【資料 4-3-4】 教授会規程、教務委員会規程

【資料 4-3-5】 学習成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果

【資料 4-3-a】 設置の趣旨等記載した書類 国際ファッション専門職大学

【資料 4-3-b】 令和 6（2024）年度 就職アンケート集計表

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

【留意点】 学修成果の把握・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。

本学では、3 つのポリシーを定めそれを踏まえた学修成果の点検・評価を「自己点検委員会」、「教務委員会」、「学生委員会」、「就職委員会」、担任、キャリアサポート・センターなどの各種委員会が連携して行っている。

全学レベルでは、学位の取得状況、就職率、進学率、中退率、VOS、臨地実習に関するアンケート、海外実習に関するアンケート、就職指導に関するアンケート、また卒業時の満足度、進路の決定状況、就職先の企業アンケート、卒業生アンケートなどを実施し、全学レベルにおける学修成果の達成状況を検証する。学科長がまとめた検証結果は、4 学科が連携して現状把握、全学的な教育改革、学生支援の改善に活用する。全学レベルでは、調査・アンケートについて、「自己点検委員会」、「FD 委員会」、「教務委員会」、教授会が連携して点検・評価を行い、改善案を検討し、実行に移している。また年に一度、学長あるいは副学長によるリーダーシップのもと、教職員への個別面談を実施し、自己点検・評価シート、シラバス、VOSなどを参照しながら、教育、研究、運営、社会還元の各領域について現状把握を行うとともに改善点を協議する機会を設けている。

教育課程については、GPA、単位取得状況、科目別成績評価、学生の学修状況・資格取得状況、などから教育課程における学修成果の達成状況を検証する。検証結果は教育課程の現状把握及び教育改善に活用する。授業評価アンケート VOS から科目ごとにシラバスで提示した学修目標に対する学修成果の達成状況を検証する。検証結果は、個別面談などを通じて科目担当教員の教育改善に活用する。

成績通知書、GPA は学内のイントラネットより閲覧することが可能であり、教員は必要に応じて学生の学修成果を確認し学修指導などの改善に生かしている。GPA が著しく低くなった学生に対し、担任や担当科目の教員が学修指導を行うこともある。その旨はホームページ及び学生要覧に記載して周知を図り、運用につなげている。

アンケート結果は担当教員に開示され、結果に基づき改善案を考え、教育内容・方法及び学修指導などの改善に生かしている。さらに、担任とキャリアサポート・センターによ

る学修成果の把握・評価結果のフィードバックについては、毎月開催される学科会議で教員全員に周知している。加えて緊急を要する場合などは随時情報を共有するように務めている。また、学修ポートフォリオの導入により、学生の学修成果をさらに多面的に把握・評価することが可能となった。これは担任が必要に応じて閲覧し教育内容・方法及び学修指導などの改善に活用している。

毎年、自己点検・評価に必要な検討項目を整理して、自己点検・評価に努めてきた。自己点検委員会では、自己点検・評価シートを各教員に提出依頼し、学科長がこれを検討する。こうした活動に基づき報告書を作成、公刊している。

開学後の文科省による設置基準等履行調査期間が終了し、その後分野別認証評価受審に相当する自己点検評価第三者検証委員会による「認定」の判定を受けた。すべての基準項目で「基準を満たしている」との判定であった。ただし、文科省や認証機関による改善要求（例えば学修ポートフォリオの導入など）については、真摯に個別対応し、これを実施している。

なお、全学科の全ての科目が VOS の対象であり、その結果を受けて、教務委員会は改善案を提出し学生へのフィードバックを行っている。

本学の自己点検・評価活動は、点検・評価に留まらず、ディプロマ・ポリシーに即した自己点検評価の結果を実行に移してきており評価できるものである。

エビデンス集（資料編）

【資料 4-3-5】学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果

【資料 4-3-6】学修ポートフォリオワーキンググループ議事録

【資料 4-3-c】自己点検評価第三者検証報告書

【基準 4 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

3 つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用では、各種アンケート調査などを実施するとともに、令和 6（2024）年に受審した自己点検評価第三者検証委員会による指摘を反映して、学生の省察力を育成し、「学生の学び」を把握するために学修ポートフォリオを導入しており、成果がでている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

専門職大学の特徴に照らして、これまで履修科目の年間登録上限（CAP 制）等を設けないう編成となっていたが、今回の自己点検を通じて、開学当初より科目が増えていること、今後も学生の興味関心をさらに引き出す選択科目の充実が見込まれていることを勘案して、将来的な導入とその内容の検討が課題である。

令和 6（2024）年度後期より学修ポートフォリオの導入を開始したが、段階的な導入にとどまっていることが課題である。

就職先アンケートをこれまで一度しか実施していないが、企業とのやり取りを行うなかで、今後定期的にこうしたアンケートを取るという課題が認識された。この課題は基準 2 の自己点検評価における課題とも連動している。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

既に、履修科目の年間登録上限（CAP 制）などの導入に向けた議論を開始している。その際、単純に時間数の上限を設けるのか、あるいは、選択科目の増設や、科目を選択できる年限を拡大するという方策と合わせて、専門職大学として本学の3ポリシーに照らして望ましいありかたを議論している。

学修ポートフォリオは、令和6(2024)年度に令和5(2023)年度入学生と令和6(2024)年度入学生に、令和7(2025)年度に令和7(2025)年度入学生に対し、段階的に導入を開始した。今後も継続して導入を進め、来年度に全学年導入完了の予定である。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

【留意点】学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制を構築し、必要な規則を整備しているか。

学長の役割は、以下のとおりである。学長は運営、教育、研究の領域におけるリーダーシップを発揮している。学長は、「学長選任規程」に基づき理事会で選任され、担当理事と共同して大学の運営に携わる。学長は、長らく外務省で大使としての任務を遂行し、文化庁長官を務めた後、平成 31 (2019) 年 4 月から本学で学長として勤務している。内外の大学教育と研究、大学行政に精通している人物である。学長は、校務をつかさどり大学職員を統括するとともに、学則に基づき、学部で開かれる教授会からの意見を勘案し意思決定を行う。また、教授会を招集し本学の教育研究、運営にかかる重要決定事項や報告事項について意見を述べる。特に全学的な調整を要する事項、緊急性・時限性があり速やかに結論を出す必要がある事項について、学長は学部会議において審議・協議する体制を確立している。学長は大学の使命達成に向けて、3 つのポリシーを念頭にリーダーシップを発揮している。具体的には、学生、保護者、教職員はじめ学会関係者、業界関係者、理事長、学部会議、教授会、その他各種委員会に方針を明確に示し、その実現のために率先して活動している。また、特別講義を通じて、各キャンパスの学生たちと交流を図っている。このほか、学長は「研究倫理審査委員会」「研究インテグリティマネジメント委員会」の委員長として専任教員の研究活動に主体的に関わるとともに、担当理事と連携して大学全体の方針を踏まえた管理運営に携わる。また、学長は、副学長、学部長、学科長等による教育、研究、運営に関わる体制の統括責任者として、その効率的な活用に携わる。

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制については、学則に明記している。具体的には、「第 12 章教職員組織」において、第 44 条（職員の種類）の第 1 項に「学校教育法第 92 条の定めに従い、学長、教授、准教授、専任講師、助教及び職員その他必要な教職員を置く。」と明記し、第 2 項に「学長は、本学の校務をつかさどり、本学教職員を統督する。」と明記している。また、学長の補佐体制として、第 45 条（副学長）、第 46 条（学部長）、第 47 条（事務組織）について明記しており、学長の適切なリーダーシップを発揮するための体制を確保している。加えて、「第 13 章教授会等」において、第 48 条（教授会）、第 49 条（委員会）、第 50 条（大学評議会）を明記している。

教授会は「学生の入学、卒業及び課程の修了」、「学位の授与」等の学長が決定を行うに当たり審議のうえ意見を述べる役割を担うことで、学長の意思決定の支援を行う体制となっている。また、大学評議会は教学マネジメントに係る重要事項について審議し、決定する重要な会議である。各メンバーからの提案を受けて学長が決定し、教授会で報告している。

エビデンス集（資料編）

【資料 F-3】学則

【資料 5-1-1】大学の意思決定に関する組織図

【資料 5-1-2】大学評議会規程

【資料 5-1-3】学長の職務権限一覧

【資料 5-1-6】「学生要覧」抜粋（学則 第 38 条）

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

【留意点】大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。

【留意点】教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。

【留意点】教育課程連携協議会の構成は適切か。

【留意点】教育課程連携協議会の組織上の位置づけ及び役割が明確になっており、機能しているか。

教授会は、「教授会規程」で定めるとおり、学長が決定を行うための審議機関、意見聴取機関として組織上位置づけられている。教授会における審議については、教授会構成メンバー（学長・教授・准教授・講師・助教）による検討を可能にするために、各種委員会において事前に検討を行っている。各種委員会は教員全員の協力のもとで編成している。

教授会の議題設定については、学長、副学長、学部長で構成される学部会議で検討している。教授会は、「教授会規程」に記載のとおり、議長は、学長または学長が任命する教授が担当し、教授会を招集する。議長が止むを得ない事情で教授会に出席できない場合には、学長の指名した者が議長の職務を代行する体制としており、本学においては、副学長が任命され、学部に関する校務をつかさどっている。検討機関としての役割を担う委員会については、「各種委員会規程」を整備しており、権限と責任を明確にしてその機能を果たしている。よって、本学での教育研究上の諸事項については、委員会、委員会から学部会議、教授会、学長という段階を踏んで意思決定が図られていくのが通例である。なお、教授会ならびに委員会の一部では該当事項を所管する職員も出席しており、教職協働で取り組んでいる。

本学の使命・目的に沿って大学の意思決定及び教学マネジメントを適切に機能させるため、本学では、学長を議長として、理事、副学長、学部長、統轄責任者から組織する大学評議会を開催している。大学評議会は、教学にかかわる全学的に重要な事項について審議し決定する機関であり、また、学長が理事会に建議するに当たり審議し、意見を述べる機能を有している。教学にかかわる全学的な重要な事項は、以下の内容となっている。

1. 学則その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
2. 教育課程の編成に関する方針に係る事項
3. 教員組織の編成方針、教員の選考・任用及び昇任に関する教育研究業績の審査に係る事項
4. 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
5. 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

6. その他、教育研究に関する重要事項で、評議会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

大学評議会は上記のとおり、理事会の意思決定が必要な事項や学部の教育課程の編成に係る事項等が審議し決定する対象となる。このため、学長のほか、理事、副学長、学部長、統轄責任者で組織することで、大学の意思決定の権限と責任を明確にすることに加え、教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長が大学評議会にて審議したうえで定め、各学部の教授会に周知できる体制となっている。

教育課程連携協議会は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、円滑かつ効果的に実施するために設けられた。学長が指定する教員その他の職員として、副学長、その他、各学科の専任教員、本学の課程にかかる職業についている者、または当該職業に関連する事業団体の関係者、地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者、臨地実習や海外実習等などの関係者、その他学長が必要と認める者によって構成される。

原則として、全学の会議ならびに各キャンパスの対面による会議はそれぞれ年1回開催され、産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設、その他の教育課程の編成に関する基本的な事項を審議する。ここでは、産業界及び地域社会との連携による授業の実施、その他の教育課程の実施に関する基本的な事項、その実施状況の評価に関する事項を審議する。ここで提案された教育課程の見直しに関する議論や事項は、各学科の「教育課程連携協議会」の構成員が各学科に持ち帰ってさらに検討する。加えて大学評議会には、副学長が「教育課程連携協議会」での議論を持ち帰り必要事項を検討する。大学評議会での審議結果は、担当理事が理事会に報告する。

理事会で建議され見直しを行うべき内容は、担当理事が大学評議会に議論を持ち帰り、そこから提案に向けた指示を学務室、各校舎の統轄責任者を通して学科に戻し、実際の教育課程の改訂につなげる。

その他、本学では全学的な附置組織・機関として、「全学アドミッション・センター」、「アドミッションセンター（管理部）」「キャリアサポート・センター」、「地域連携センター」、図書館を配置しており、学長のもと各センターを組織している。さらに教授会の配下に各委員会を配置し、大学運営において全学・学部単位で審議すべき教育研究に関する事項を審議する機関を設けている。

上記の組織体には、教員に加え、教学マネジメントの遂行に必要な職員が適切に配置されており、大学運営で必要な情報共有や関係部署との連携などをスムーズに運営できる体制を構築している。

エビデンス集（資料編）

【資料 5-1-2】 大学評議会規程

【資料 5-1-4】 教授会規程

【資料 5-1-5】 教授会の開催日時・議題一覧

【資料 5-1-10】 教育課程連携協議会規程

【資料 5-1-11】 教育課程連携協議会の構成員名簿

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

【留意点】教育研究活動のための管理運営の遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。

【留意点】職員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

本学では、大学の使命・目的を確実に達成するために、事務局組織図に示された事務体制の整備に努めている。法人本部（大学本部、統轄本部、企画本部、国際本部、システム室、学務室）、「アドミッションセンター（管理部）」、「キャリアサポート・センター」、「地域連携センター」、図書館や管理部の事務部門を配置し、それぞれの部署が関連する規程に基づき、その役割に応じた業務を適切かつ効率的に遂行している。これらの事務部門は、庶務・人事管理、経理・会計・管理、広報活動、入試業務、学生支援、学生の就職及びキャリア支援などの業務を分担し、教育組織と密接に連携しながら大学全体の円滑な運営を支えている。職員の資質や専門能力の向上に向けては、5-3 に示す職員研修を継続的に行なっている。

大学評議会や教授会のもとで複数の専門委員会を設置し、管理運営に関わる諸課題や改善点について定期的に協議を重ねることで、透明性の高い運営体制を構築している。加えて、毎年、各センター及び委員会の補佐を行う職員を選定し、人事考課の結果を踏まえて職員の役職配置を適宜見直す体制を整えている。これにより、変化する教育環境や運営課題に柔軟かつ迅速に対応可能な組織運営が実現されている。

職員の採用および昇任に関しては、明文化された規則は設けていないものの、就業規則に準じた運用が徹底されており、「人材採用申請書」や「昇降格申請書」等の運用書類を活用することで、実務において適切かつ円滑な対応が図られている。これらの総合的な施策により、本学は教育研究活動を支える管理運営体制の充実と職員体制の適正な維持に努めており、大学の使命達成に向けた基盤強化を着実に推進している。

エビデンス集（資料編）

【資料 5-1-7】事務局組織図

【資料 5-1-8】組織及び業務分掌規程

【資料 5-1-9】就業規則、人材採用申請書、昇降格申請書

【資料 5-1-a】業務分担表

5-2. 教員の配置

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

【留意点】設置基準上必要な教員を確保し、適切に配しているか。

【留意点】教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

教育課程を遂行するために必要な教員の配置に関しては、専任教員数、教授数ともに設

置基準に適っている。本学の専任教員は、主務として、大学の教育、校務、研究・社会貢献の業務に従事している。専任教員は、令和7(2025)年5月1日時点で国際ファッション学部49人を配置し、職位の内訳は、教授18人、准教授13人、講師12人、助教6人となっている。専門職大学設置基準では、本学が該当する学部の種類で収容定員794人の場合、専任教員数は34人以上(うち教授数は17人以上)と定められており、本学は専任教員数・教授数ともに適切に大学設置基準を遵守している。

専門職大学は、実務家教員が全体の4割以上となるよう定められている。本学においては、実務家教員が全体の63%を占める。学科別には、ファッションクリエイション学科は実務家教員11人、研究教員3人、ファッションビジネス学科は実務家教員8人、研究教員2人、大阪ファッションクリエイション・ビジネス学科は実務家教員5人、研究教員8人、名古屋ファッションクリエイション・ビジネス学科は実務家教員7人、研究教員5人である。

本学の教育課程においては、服飾を専門とすることから専門領域の授業方法は実習が多く、複数名の教員で組織的連携をもって授業展開をしている。また、総合科目は専任教員が担当するよう配置している。ファッション業界関係の授業については、外部の専門家による特別講義を行っている。専任教員1人当たりの学生数は、ファッションクリエイション学科は16.5人、ファッションビジネス学科は15.8人、大阪ファッションクリエイション・ビジネス学科は12.5人、名古屋ファッションクリエイション・ビジネス学科は9.1人、平均13.5人であり、適切である。

本学の専任教員の男女別構成は、全体49人のうち、男性29人(59%)、女性20人(41%)で、女性の比率がかなり高い。また、外国籍教員は2人である。

教員及び助手の採用、昇任等の任用に関しては、必要な事項を定めるものとして「国際ファッション専門職大学 教員選考・任用及び昇任規程」を制定している。また、教員等の選考・任用及び昇任においては、各々の職位に求められる資格を明記しており、教員の教育及び研究の水準を確保している。産学連携を展開する教育活動をする必要性から、大学と産業界との連携教育に即対応できる活動業績のある実務家教員を積極的に採用している。教員の採用・昇任に関しては、「国際ファッション専門職大学 教員選考・任用及び昇任規程」に基づき、JRECで公募し、審査委員会で書類審査ならびに面接を行う。候補者の推薦は、学長、担当理事、学部長、統轄責任者で構成する大学評議会で審議した候補者を学長に推薦し、学長が意見を付して理事長に提出し、理事長が学長の助言を得て任用及び昇任を決定している。

教員業績評価においては、年に1回各教員から提出された自己点検・評価シートで評価を行っている。本学の教育課程は、ファッションに関する実習主体の実践的な教育を特色としており、特に実務家教員の採用・昇任については、論文等の研究業績のほかに作品や制作活動を重視した評価を行っている。

エビデンス集(資料編)

【資料5-2-1】教員選考・任用及び昇任規程

【資料5-2-2】大学評議会規程

【資料5-2-a】専門職大学設置基準が定める必要教員数基準

【資料 5-2-b】 教員数に関する資料

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

【留意点】教育内容や方法を改善するための研修・研究を教職協働で組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。

本学では、「FD 委員会」を中心に、「SD 委員会」、「教務委員会」等が連携しながら、各種研修会やアンケート調査を実施し、教育研究活動のさらなる改善を図っている。主な活動は、教育研究を行う機関としての教員の倫理観の醸成、外部資金など資金の取り扱いに関する研修、教育の質の向上を図るためのアンケートの実施、教育研究の理念や目標を理解する研修、実習を含む授業内容や授業方法の改善するための組織的な研究や研修、多様な学生に対する理解と適切な対応を促す組織的な研修等の実施である。

学生を対象とした学修状況に関するアンケート調査 VOS は、「教務委員会」が中心となり、学期末（前期：7月中下旬、後期：1月上旬）にオンラインで実施している。VOS を通じて得られた学生の意見を受けて、特に評価の高かった授業の事例紹介や、授業改善に向けた教授法の習得等を図る各種の FD 研修会を実施している。

FD 研修会は年 4-5 回ほど、「FD 委員会」が中心となり、教育の質向上や、本学の設立目的・理念にそった特色ある教育プログラムの開発等を目的に開催している。5-3-②で示す「SD 委員会」と連携したハラスメント研修のほか、VOS の結果を踏まえて「授業の質向上のための研修会」と題し、学生からの評価の高い授業について担当教員が紹介したり、経験豊富な教員が授業の実施方法の工夫（効果的な授業資料の作成方法や、学生に向けたフィードバックの仕方等）について情報共有する FD 研修会を行っている。さらに専門職大学である本学の特性を鑑み、年毎に教員に研修内容の希望やアイデアを募り、教育改革やファッションを取り巻く業界理解に向けたテーマ別の FD 研修会を実施している。

令和 5(2023)年度は「実務家教員とアカデミア教員の連携促進」をテーマに、日本人として史上 2 人目のパリ・オートクチュールのゲストデザイナーである中里唯馬氏を講師に迎え、社会課題のリサーチと国内外の産地や多分野との協業を組み合わせたファッション・クリエイションの進め方について理解を深めた（第 1 回 FD 研修会）。また本学のファッションデザインやビジネスコンテストの受賞学生 2 組による、コンセプトワークから服のデザインまでのプロセスの紹介を通じ、本学の教養科目とファッション関連実習科目、双方の学びを活かした教育プログラムに関する議論を行った（第 3 回 FD 研修会）。同年後期は「AI を活用した授業設計」をテーマに、生成 AI の専門家である本学教員を講師に、画像生成 AI を活用した産学連携授業の紹介や、画像生成 AI の各種アプリケーションの操作方法の実演等を、2 回にわたる FD 研修会で実施した（第 4・5 研修会）。

令和 6(2024)年度は、本学学生の性質やニーズに合わせた指導や評価の仕方等を考える場づくりを目的に、学長の問題提起を起点として教員間で Z 世代のリスク回避指向について意見交換するワークショップ形式の研修（第 2 回研修会）や、「産業技術総合研究所」

の小島一浩氏を講師に、「産業技術総合研究所デザインスクール」が開発したデザイン思考を取り入れた実践的なカリキュラムについて理解を深めるため同研究所との共創による授業実施に向けたディスカッションを行った（第4回研修会）。また、「地域企業・地方連携ゼミ」及び「臨地実習Ⅱ」等のプログラムにおいて、日本の繊維産地と連携し、国内産地のテキスタイルの魅力を国際的に発信する取組みの強化を目的として、「広報委員会」が実施する本学公開講座と合同で「ファッションと繊維産地の現在、そして未来」と題し、本学教員及び産学連携する「有限会社坂田織物」代表取締役の坂田和生氏による本学の実習授業の報告を行い、加えて非公開の形で実習担当教員を交えた議論の場を設け、3キャンパスの地域的特性に合わせた産地での臨地実習の方策について検討を行った（第3回研修会）。

各回のFD研修会については、参加者に対する終了後アンケートを実施し、その結果をまとめた資料を学部会議及び教授会で配布し、「FD委員会」から報告を行なっている。令和5（2023）年度、令和6（2024）年度の終了後アンケートでは、全研修会について、90%以上の回答者から「参考になる点が多かった」との回答が得られ、参加教員にとってのFD研修会に対する満足度の高さが示された。アンケートでは参加者から今後のFD研修の要望も募り、本学の教学の課題やファッションをはじめとする業界を取り巻く状況の時節に応じた新たな研修の企画に繋げている。例えば、本アンケートに寄せられた要望から実現した令和6（2024）年度第3回FD研修会が、複数のキャンパスの地域企業・地方連携ゼミが参加して、ものづくり産地での実習の成果を海外企業にプレゼンテーションする「海外発進型ゼミ」のプロジェクトの遂行に寄与するなど、具体的な成果も上がっている。

エビデンス集（資料編）

【資料 5-3-1】FDの方針・計画

【資料 5-3-2】FDの実施報告書

【資料 5-3-a】FD研修会（2023年度実施概要・報告資料）

【資料 5-3-b】FD研修会（2024年度実施概要・報告資料）

【資料 5-3-c】令和6年(2024年)VOS結果

5-3-② SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【留意点】職員の資質・能力向上のための研修などを組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。

本学では、大学運営及び教育・学生支援活動において、事務職員に期待される役割が非常に重要であると考えている。「SD委員会」を中心に、研修の継続的な実施を通じて、企画・運営能力や資質の向上を図るため、全学的な取り組みを展開している。これらの取り組みの結果は、委員会が報告資料にまとめ、活動の評価やさらなる改善に役立てられている。

職員の研修は基本的にOJTで行われている。新入職員には、大学職員として基本的に必要とされる、パソコン研修、ビジネスマナー研修、コミュニケーション・倫理研修を行う。新任職員を対象とする研修は、各自の着任時期に応じて、概ね約1か月以内に前任者から個別に実施される。大学運営に関わる職員の資質・能力向上を目的とした取り組みとして

は、職員を対象とした研修会を実施している。令和5(2023)年度の研修会のテーマは「本学に関する理解を深める」であり、設置の趣旨に関する研修会(2023年6月12日)、教育過程に関する研修会(2023年6月19日)、教育課程連携協議会に関する研修会(2023年7月3日)を開催した。

SD研修会は、SD委員会を中心に、本学の教育に関する事項、倫理観、学生への理解や対応の仕方、本学が位置するファッション産業界の概略等に関する基本的な情報や知識の理解を目的として、教員と職員が合同で実施する。SD研修は主に、学生指導、入学・就職に関する情報共有、個人情報・人権・多様性に関して行っている。

学生指導に関するSD研修会は、各キャンパスにて毎年3月から4月の学科会議終了後に実施している。この研修では教職員が学生支援活動における具体的な課題を共有しながら、対応能力を高める実践的な手法を取り入れている。例えば、学生の進路指導や心理的サポートに必要なコミュニケーションスキルを強化する内容や、多様な背景を持つ学生への配慮を反映した指導方法の見直しが行われる。このほか大阪ファッションクリエイション・ビジネス学科では、休学者退学者を抑制する対策として、4月に2度にわたる全教員参加による新入生とのワークショップが開催されている。このワークショップを通じて、教員は多様な背景を持つ学生とのコミュニケーションを深めると同時に、個々の学生をより正確に把握するための貴重な機会を得ている。このような取り組みによって、教職員は実践的なスキルを磨き、教育現場での信頼性や対応力を向上させている。また、学生との関わり方を通じて教職員個々の倫理観や共感力の向上にも寄与している。研修を通じて培われた知識や経験は、全学的な学生支援の質向上に大きく貢献している。

入学・就職に関する情報共有は、3キャンパス合同で毎年5月の教授会終了後に開催している。「アドミッションセンター(管理部)」と「キャリアサポート・センター」が、好事例や改善点を紹介する。入学に関しては、各キャンパス・各年度の入学に関する学生募集実績(出願者数、入学者数、定員充足率など)の数値データを提示し、現状把握を行う。定員充足及び大学全体の競争力強化に向け、教職員一丸となった知恵の結集が実施され、教職員の資質・能力向上に寄与する各種施策が進められている。就職については、キャリアサポート担当者が学生に寄り添いながら指導を行い、就職活動に直結する支援を実施していること、授業内では受講態度、質問、発言機会、プレゼンテーション、挨拶の徹底が求められ、学生の就職力向上に寄与していること等が報告される。具体的には、好事例として、大阪キャンパスの卒業生がアメリカ合衆国への留学後、海外展開を目指す大手スポーツ用品メーカーに内定した事例が挙げられ、カリキュラム内で具体例を示し、エントリーシートの作り込み指導を実施した。教員間で就活状況や指導内容の情報共有が行われ、授業内での発言促進や礼儀、対話力の育成が実践されたプロセスが紹介された。本SD研修会では、インターンシップのタイミングや行き先といった要素にも注目し、早期の企業アプローチや就職先の具体的事例の開示、集団面接や個人面接対策セミナーの実施など、就職支援全体の強化を図っている。教員の協力体制が就職支援目標達成に不可欠であるとの認識が共有されている。

毎年、年度初めには「SD委員会」と「FD委員会」が連携し、各キャンパスで各種のハラスメント研修(大学組織内、教職員と学生の間、就活時の相手先企業と学生の間等)を開催し、学生指導における現代の倫理観やコミュニケーションの適切性について学び、職員

の資質向上を図っている。これらの研修では、具体例を通じた学びが参加者の認識を深め、現代の社会情勢に即した対応力を育成している点が有意義である。終了後のアンケートでは、ハラスメントに対する認識が社会の変化と共に深化しているという気付きが得られ、こうした研修の定期的な実施が学内環境の向上に寄与するとの声が寄せられた。本研修を通じて全員で認識を共有することで一貫した行動を促進し、組織の信頼性や安定性を向上させる効果が期待できる。

研修終了後にはアンケートを通じて新たな課題を収集している。その結果をもとにSD委員会では審議を行い、新たな研修の提案及び実施を進める体制を整備している。

エビデンス集（資料編）

【資料 5-3-3】SD の方針・計画

【資料 5-3-4】SD の実施報告書

【資料 5-3-d】2024 年度 FD_SD 合同教職員倫理研修アンケート結果

【資料 5-3-e】2024 年度 SD 研修会（入学・就職に関する研修）

5-4. 研究支援

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

【留意点】快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。

専任教員には個別に研究室が与えられている。個人研究室のほか、各キャンパスに共同研究室がある。また、クリエイションの授業を担当する教員にはそれぞれの研究室のほか、授業の教室が割り当てられている。本学の専門分野であるファッションクリエイションの研究においては、作品制作が不可欠となることが多く、従って授業以外の時間に自身の研究遂行のための作品制作をする場合に、大学の設備である商業用ミシン、商業用アイロン、ボディ（トルソー）等も自由に使用することが可能となっている。

さらに研究を推進するための環境として本学の附属図書室には、服飾関係の蔵書も多く、令和 6（2024）年度において全蔵書 5,594 冊中、専門分野の服飾関係の蔵書は 904 冊であり、約 16%程度を占める。また、年々蔵書数自体も増えており、開学時から約 2 倍になっている。

表 3 蔵書数の推移

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024
蔵書数 (冊)	2,666	3,940	4,341	4,735	5,005	5,225

本学では助教以上の専任教員を対象に、個人研究活動が認められており、また、複数の専任教員による共同研究の申請を受け付けている。個人研究は、毎年 4 月に研究課題の届

出をする。共同研究は、毎年12月～1月に公募を行い、「研究委員会」によって候補課題が選考され、学部会議で、候補課題が審議・決議されると同時に、配分される予算の使用可能内訳と金額が決定される。採択された研究については原則として年度内に学内の教職員に向けての公開シンポジウムが開催され、そこで研究成果が発表される。共同研究では、学内研究員の他、外部の研究者や実務家が研究に加わる場合が多くあり、本学専任教員と外部の関係者との重要な交流の場となっている。

査読付きの大学紀要『国際ファッション専門職大学研究報告 FAB』も毎年発行している。この紀要は、学内教員による「編集委員会」が設けられ、研究論文等の公募、査読、紀要の編集、発行、レポジトリでの公開までを担当している。共同研究や個人研究の成果発表の場になっているが、非常勤講師や共同研究に参画する外部の研究協力者も投稿が可能であり、様々な専門分野の研究論文や研究ノートが掲載される。特筆すべきは、研究実績が少ない実務家教員にとって重要な研究業績を発表する場を提供していることである。実務家教員の研究活動については、副学長の主導の元、「研究委員会」が手厚く支援をするような体制作りを心がけている。

エビデンス集（資料編）

- 【資料 5-4-1】 国際ファッション専門職大学 研究室一覧
- 【資料 5-4-2】 研究環境の整備とその方針・計画
- 【資料 5-4-a】 蔵書数
- 【資料 5-4-b】 『FAB』 投稿規程
- 【資料 5-4-c】 FAB vol. 4 投稿原稿一覧 2023
- 【資料 5-4-d】 FAB vol. 5 投稿原稿一覧 2024
- 【資料 5-4-e】 2019 年度-2023 年度（5 年間）共同研究採択課題一覧
- 【資料 5-4-f】 研究会活動報告一覧

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

【留意点】 研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。

本学では開学時に「研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程」を策定するとともに「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26（2014）年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）の施行に基づき、研究倫理に関する研修を毎年 6 月に実施している。研修は、教員及び研究費管理に携わるすべての構成員に受講を義務付け、研究不正を未然に防げるよう運用している。

また、公的な研究費に関しては「公的研究費の管理・監査規程」を策定し、関連して「公的研究費不正防止計画」「公的研究費の使用に関する行動規範」「公的研究費の不正防止に関する基本方針」「公的研究費に係る不正取引に関与した取引業者に対する処分方針」を定め、不正防止体制を整備している。さらに「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26（2014）年 2 月 18 日改正）を踏まえ、「科学研究費助成事業－科研費－取扱いハンドブック」を 2019 年に作成し、研究費の不正使用の防止に取り組んできている。加えて令和 3（2021）年度以降は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和 3（2021）年 2 月 1 日改正）により、四半期に一度

の啓蒙活動を教員及び研究費管理に携わるすべての構成員に対して実施している。

個人研究費の執行にあたっては、開学時に使用ルールを定めた「研究費共通取扱いハンドブック」を策定したほか、公的研究費と同様の研究倫理に関する啓蒙活動を実施し、教員及び研究費管理に携わるすべての構成員の受講を必須とすることで、意識を高めている。

個人情報収集に関わる研究については、別途学長を委員長とする「人を対象とする研究の倫理審査委員会」の定めるところによって審査を実施している。さらに研究インテグリティに関連する体制整備として、「安全保障輸出管理規程」「利益相反マネジメント規程」「知的所有権に関する規程」「研究データの管理等に関する規程」を策定しており、「研究インテグリティ・マネジメント委員会」を通じて、研究活動における不正の回避に努めている。

エビデンス集（資料編）

【資料 5-4-3】研究倫理に関する規則

【資料 5-4-4】研究費の適正利用に関するマニュアル

【資料 5-4-g】公的研究費の不正防止に関する基本方針

【資料 5-4-h】公的研究費に係る不正取引に関与した取引業者に対する処分方針

【資料 5-4-i】コンプライアンス教育・研究倫理啓発活動年間計画書_2024 年度

【資料 5-4-j】コンプライアンス教育・研究倫理啓発活動年間計画書_2025 年度

【資料 5-4-k】倫理関連受講状況一覧

5-4-③ 研究活動への資源の配分

【留意点】研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援と RA (Research Assistant) などの人的支援を行っているか。

【留意点】研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。

個人研究費の上限額は、原則共同研究が 50 万円、個人研究が 25 万円である。なお、令和元（2019）年度以降 5 年間の共同研究の採択状況は【資料 5-4-e】の通りである。

科学研究費補助金等競争的資金の申請書作成にあたっては、「研究委員会」が申請の仕方のアドバイスをを行い、研究支援担当者が事務的ミスの有無をチェックしている。研究遂行中においては研究支援担当者が積極的に関わることで、問題が生じないように心掛けている。科学研究費補助金の申請の時期に教員対象に説明会を開き、科研費等の外部競争的資金の獲得を目指すべく周知を図っている。取扱いに関しては不正等が起きないように、研究者、担当事務職員ともに上記の公的研究費のマニュアルに即しての対応を心掛けている。

本学での過去 6 年間の外部競争的資金などの採択数は、【資料 5-4-1】の通りであり、2025 年度に採択された課題数 5 件は、申請数 11 件の 45.5%を占めていて、本学のような小規模の大学としては、相対的に数多く採択されている。

エビデンス集（資料編）

【資料 5-4-5】研究活動への資源配分に関する規則

【資料 5-4-6】研究活動に対する RA など人的支援に関する規則

【資料 5-4-7】科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書

【資料 5-4-8】 外部資金応募・獲得の実績一覧

【資料 5-4-e】 2019 年度-2023 年度（5 年間）共同研究採択課題一覧

【資料 5-4-1】 2019-2024 年度科研費

【基準 5 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

「自己点検・評価報告書の作成」、「各年度の学生による授業評価の取りまとめ」、「各年度の教員の採用ならびに承認人事」、「各年度の委員会構成メンバーの検討」、「各年度の入試対策の検討」等が、主に学長のリーダーシップのもとで進められてきている。研修や個別面談を積み重ねることにより、教員・事務職員全体で課題や問題点を共有してきた。

「FD 委員会」、「SD 委員会」、「教務委員会」等が連携しながら、各種研修会やアンケート調査を実施し、教育研究活動の改善を図ってきた。

個人研究費や共同研究費など学内助成金を利用した研究活動及びその成果発表、論文執筆、公刊、科学研究費など外部競争資金の申請・獲得という有機的な流れがある程度機能していると思われる。

研究倫理については、定期的にこれを喚起し、不正が生じないように会計処理の透明化を徹底してきた。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

副学長、学部長らと連携を密にすることで、学長のリーダーシップをさらに発揮できるような環境を整える必要がある。研究活動や外部競争資金の獲得を推進し、そのような意識をさらに醸成していく必要がある。職員の採用および昇任に関しては、明文化された規則は設けていないことが課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

絶えず変化し続けているファッション業界の現状に対応する形で、本学では令和 8(2026)年度より「新コースの設置」を導入することが決まっている。これによって、学生はより明確な目標をもって学習に専念することが可能になる。また、すでに令和 7(2025)年度には「海外実習 I」の履修年次変更に向けての取組みが決定している。これまで学長のリーダーシップのもと専門職大学教育に相応しい教員配置の改善を行ってきたが、大きく変貌しつつある関連業界のニーズに合った人材の育成を目指すためにも、より一層の努力を行う必要がある。

特に外部資金のさらなる導入を目指し、科研費他の競争的資金の公的ならびに民間研究費への申請を勧めている。また「研究委員会」による学内での説明会や申請書の執筆支援を強化する。学内においても共同研究への申請のほか、学会での発表や学術雑誌、本学の紀要への投稿も積極的に呼びかけていく。研究教員だけでなく、実務家教員による研究も積極的に推し進めていく。教員自身の研究が社会還元可能な回路を確立するとともに、教育への貢献に結びつくように一層の努力をする。

基準 1 と基準 2 などと連動して、職員の役割に関しては、さらに明確化することが望ましい。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

【留意点】組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を誠実にやっているか。

【留意点】法令などに基づき、教学マネジメント指針を参考に、情報の公表を適切に行っているか。

【留意点】法人の業務の適正を確保するために必要な内部統制システムを適切に整備しているか。

本学の設置者である学校法人日本教育財団（以下、本法人）は、「学校法人日本教育財団寄附行為」（以下、寄附行為）第 3 条（目的）に記載のとおり、教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行い創造性豊かな人材を育成することを目的として設立された学校法人である。

組織倫理に関しては就業規則の第 3 章服務規律のほか「コンプライアンス規程」を定め、本法人の構成員として、その使命を自覚し、コンプライアンスの重要性を深く認識し、高度の倫理観と社会的良識をもって、常に適正かつ公正に業務及び職務を遂行しなければならないとしている。教職員にコンプライアンス違反があると思料する場合は、本法人に、相談又は通報することができる窓口を設けている。通報窓口は監事とし、相談又は通報を受け調査を開始する場合は理事長に報告するものとしている。通報者に不利益にならないよう「公益通報者保護規程」を設け、当該通報者等に対して不利益な取り扱いを禁止している。調査の結果、コンプライアンス違反の事実があると認めた場合には、直ちに当該コンプライアンス違反の中止その他是正のために必要な措置、法令及び規程に基づく措置、再発防止のために必要な措置その他適当な措置を執らなければならないと定めている。

情報の公表に関しては、「情報公開規程」第 3 条（教育研究活動等の状況）に基づき、学校教育法第 109 条および学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定める内容をホームページに適切に公開している。また「情報公開規程」第 4 条（情報の公表）に基づき、私立学校法第 151 条に定める寄附行為の内容、監査報告書の内容、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、および役員等名簿の内容、役員に対する報酬等の支給の基準について、ホームページに適切に公開している。

本法人は、寄附行為の定めにより理事（内、1 人を理事長）、監事、評議員を適切に選任しており、令和 7(2025)年 6 月 1 日現在、理事 8 人、常勤監事 1 人、非常勤監事 1 人、評議員は 10 人置いている。役員、評議員の構成は令和 7(2025)年 4 月施行の改正私立学校法に準拠し寄附行為に定めており、理事は 5 人以上 9 人以下、監事の構成は 2 人以上 4 人以下、評議員は 6 人以上 10 人以下としており、評議員の実数が理事の実数を超える人数で組織している。

理事会や評議員会の構成や役割についても寄附行為の定めにより、理事会は学校法人の業務を決し理事の職務の執行を監督する機関、評議員会は学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問にこ

たえる機関として設置している。また、法人の管理運営を適正に行うために、理事の業務執行や財産を監査する機関として監事を2人（内、1人を常勤監事）置いており、監事の理事会・評議員会からの独立性と専門性を高める観点から外部監事を1人選任している。その他学校運営のための重要な会議については、毎年作成している「会議一覧」に基づいて適切に運営している。

エビデンス集（資料編）

- 【資料 6-1-1】 就業規則（服務規律抜粋）、コンプライアンス規程
- 【資料 6-1-2】 情報公開規程
- 【資料 6-1-3】 教育情報の公開ページ
- 【資料 6-1-4】 教育情報の公開ページ・法人本部公開ページ
- 【資料 6-1-5】 内部統制システム整備の基本方針
- 【資料 6-1-6】 内部統制の組織体制
- 【資料 6-1-7】 リスク管理規程、コンプライアンス規程、監事監査規程、文書取扱規程
- 【資料 6-1-a】 学校法人日本教育財団寄附行為
- 【資料 6-1-b】 学校法人日本教育財団 役員名簿・評議員名簿・会計監査人
- 【資料 6-1-c】 令和7（2025）年度 学校法人日本教育財団会議一覧
- 【資料 6-1-g】 公益通報者保護規程
- 【資料 6-1-h】 情報公開規程

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

【留意点】 環境や人権について配慮しているか。

【留意点】 学内外に対する危機管理の体制を整備し、それが適切に機能しているか。

環境保全の取組みとして、教員の在宅勤務による校舎内の省エネ対策、教授会や各種委員会活動等の各種校務のハイブリット形式（集合型及びオンラインでの会議形式）によるペーパーレス化を実施している。特に、校務においては、コロナ禍前は、学内設備であるテレビ会議を中心に運用していたが、コロナ禍を契機にオンライン会議で実施するようになり、現在も会議によってはオンラインのみで実施し、会議の運営が効率的になった。

また、教員や職員の情報共有の方法においては、開学当初は一部紙資料で議題や各種議事録等を共有していたが、現在はクラウドサービスやファイルサーバ等で保管するようになり、限られた教職員のみが特定の場所にアクセスし、会議資料や議事録等を共有する仕組みとしている。

校舎全体の省エネ対策として、防災センターが「水」「電気」「水道」「蒸気・温水・給湯」の観点で各キャンパス全体の消費量を月次・年次で定量的に把握しており、月に1回の校舎管理ミーティングで状況を共有し対策を講じている。

人権に関しては、本法人の就業規則の「第3章 服務規律」において、第25条 職場のパワーハラスメントの禁止、第26条 セクシュアルハラスメントの禁止、第27条 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの禁止、第28条 その他あらゆるハラスメントの禁止を明確に定めている。「ハラスメント防止に関するガイドライン」を本学ホームページに公開し、学生および教職員に周知し、メールにて相談を受け受けるほか、各相

談窓口をキャンパス毎に設置し、悩みがあれば相談できる体制を構築している。

教職員の安全・衛生については、就業規則の「第6章 安全・衛生」に定めているとおり、健康診断を実施しており、健康状態を定期的にチェックし管理している。コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症が発症した場合は、各種法令や自治体の規程に則り対応している。

学校法人において発生した又はそのおそれがある諸般の事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対応するため、リスク管理体制、対処方法等を「リスク管理規程」にて定めている。教職員は危機事象が発生又は発生するおそれがあることを察知したときは、遅滞なく、自身が所属する組織の責任者に通報しなければならないとしており、通報を受けた責任者は直ちにリスク管理体制の責任者である理事長に報告し、危機事象の発生内容に応じて、都度理事長が担当者を任命する体制となっている。同規程第3条において危機事象の程度に応じて、対応区分をレベルⅠ（部署内で対応可能なレベル）とレベルⅡ（法人として対応が必要なレベル）とし、特にレベルⅡについては緊急対策本部を設置し、法人全体で対応する。

各地区の校舎施設に関する危機管理体制については、防災センターが24時間体制で総合校舎コクーンタワー、総合校舎スパイラルタワーズに常駐しており（ただし、大阪総合校舎は6時～22時）、災害時や不審人物等がいた場合に直ぐに教職員と連携して対応できる体制となっている。防災の観点から各キャンパスで年1回の防災訓練を実施し、大規模災害の対応として水や食料等の備蓄に加え、防災危機管理マニュアルも整備し、非常時に教職員が行動するべき指針を定めている。また学生に対しても学生要覧にて防災・緊急非常時の心得を周知している。

本法人グループ校の医療系専門学校（首都医校、大阪医専、名古屋医専）が主体となり、AEDの使用方法について、専門学校の教員と学生が本学に常駐している教職員及び助手に教授する場を年に数回設けており、本学だけでなく他グループ校も一体となって危機管理対策を講じている。

エビデンス集（資料編）

【資料 6-1-1】就業規則（服務規律抜粋）、コンプライアンス規程

【資料 6-1-8】ハラスメント対応規程

【資料 6-1-9】個人情報保護規程

【資料 6-1-10】リスク管理規程

【資料 6-1-11】防災危機管理マニュアル

【資料 6-1-d】ハラスメント防止に関するガイドライン

【資料 6-1-e】就業規則（安全・衛生抜粋）

【資料 6-1-f】学生要覧（防災・緊急非常時の心得抜粋）

6-2. 理事会の機能

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【留意点】使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、それが適切に機能しているか。

【留意点】理事会の運営を適切に行っているか。

【留意点】理事の選任を適切に行っているか。

本学の設置者である学校法人日本教育財団（以下、本法人）は、寄附行為第 13 条（理事会の構成）～第 22 条（議事録）に定める理事会を設置し、適切に運用している。

理事会は全ての理事をもって組織し、使命・目的の達成に向けて法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。理事会の決議には、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。重要な決議に関する別段の定めとして、寄附行為第 20 条第 2 項において「寄附行為の変更」、「予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更」、「基本財産の処分」、「借入金その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄」、「残余財産の帰属者の決定」、「収益を目的とする事業に関する重要な事項」等の事項については、議決に加わることができる理事の数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決議を行わなければならないとしている。また、さらに重要な決議として、寄附行為第 20 条第 2 項において「私立学校法第 109 条第 1 項第 1 号に定める事由による解散」、「法人の合併」については、理事の総数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決議をしなければならないとしている。理事会の決議のうち評議員会の意見を聴かなければならないものとして、寄附行為第 38 条第 2 項において、「重要な資産の処分又は譲受け」、「多額の借財」、「予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更」、「役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当）の支給の基準の策定又は変更」、「収益事業に関する重要事項」、「私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 項までに定める事項を除く寄附行為の変更」、「予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄」、「寄附金品の募集に関する事項」、「その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの」について決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないとしている。また理事会の執行の状況を監査する立場として、監事と会計監査人を置いている。

令和 6(2024)年度の理事会は年間で 7 回開催し、全開催日程で定足数を満たし有効に成立しており、次に示すように予算・決算承認、理事の選任など適切に運用している。

理事会の予算承認は会計年度（4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる）開始前の通常 3 月に行われる。令和 7(2025)年度予算については、令和 7(2025)年 3 月 19 日開催の理事会において、理事全員により承認されている。理事会の決算承認は通常 5 月開催の定時理事会で行われる（旧寄附行為：会計年度終了後 2 月以内に基づいて。新寄附行為：会計終了後 3 月以内）。令和 6(2024)年度決算は令和 7(2025)年 5 月 29 日開催の理事会にて理事全員により承認されている。

理事の選任は、私立学校法第 30 条、寄附行為第 7～8 条、および理事選任機関運営規程に基づき、理事選任機関たる理事会で選任している。本法人の理事は、本法人の設置する学校の学長・校長のうちから理事会選任機関において選任した者 1 人以上、その他理事選任機関において選任した者 4 人以上 8 人以下としている。

現在の理事は令和7(2025)年4月1日変更前の旧寄附行為に則り、令和5(2023)年3月17日開催の理事会・評議員会にて、第7条第1項第1号理事2人(設置する学校の学長および校長のうちから理事会において選出)、第7条第1項第2号理事4人(評議員のうちから評議員会において選出)、第7条第1項第3号理事1人(学識経験者のうち理事会において選出)を適切に選任している。その後、令和6(2024)年3月17日開催の評議員会において2号理事1名選任、さらに令和7(2025)年4月23日開催の理事会・評議員会において現寄附行為第8条第1項第2号理事1人(その他理事選任機関において選出)を適切に選任している。

令和7(2025)年4月1日施行の改正私立学校法第39条により新たに定められた寄附行為第17条(理事長の報告義務)の理事長による職務執行の状況報告については、報告期限が到来しておらずまだ実施していないが、原則3か月に1回以上との規定に則り理事会の開催スケジュールを計画しており、直近では令和7(2025)年6月18日に実施予定である。

ビデンス集(資料編)

【資料6-2-1】法人の意思決定に関する組織図

【資料6-2-2】予算・決算承認の理事会議事録(第281回理事会、第284回理事会)

【資料6-2-3】理事選任機関運営規程

【資料6-2-4】理事選任議事録(第268回理事会、第236回評議員会、第240回評議員会、第282回理事会、第247回評議員会、第284回理事会)

【資料6-2-6】2025年度の理事長による職務執行状況報告の予定について

【資料6-2-a】学校法人日本教育財団寄附行為

【資料6-2-b】理事会の開催状況

【資料6-2-c】理事会運営規程

【資料6-2-d】変更前の旧寄附行為

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

【留意点】大学の使命・目的を達成するために継続的な努力をしているか。

本法人の理念は「創造力」と「豊かな人間性」を教育の根幹とした「人間教育」である。この理念のもと、本法人は自立した人格を育て、学ぶ意欲を持つ学生に応えるべく、最後まで学生の面倒を見る教育を実践し、職業人としての遂行能力を獲得させる知識教育や技術教育を提供し、各業界で活躍できる人材の育成に努めてきた。本法人は、これまで注力してきた各分野における中核的専門人材の養成に加えて、学術的な知見や識見を具備し高度な職業実践のための問題発見能力・解決能力を備えた人材を養成し社会に送り出すことを企図して、新たな大学である「国際ファッション専門職大学」を設立している。また、本学の使命・目的は、「ファッションという専門性をたて糸に、国際的な教養をもった人間性をよこ糸にしたグローバル人材を育成し、国内の地域企業・地方産地及び国際社会において、ファッション分野を通じて貢献する。」であり、学則の第1条の目的には「教育基本法及び学校教育法に則り、ファッション業界における地域社会や産業界との密接な連携による実践職業教育を通じて、時代に即した価値創造をもってグローバルに活躍できる専門性の高い人材を育成・輩出するとともに、地域の職業教育を先導する高等教育研究機関と

して、職業に関連する複合的新領域や実践職業教育の手法や効果に関する研究を行い、その成果を広く提供することにより社会発展に寄与することを目的とする。」と記載している。

本学の使命・目的の実現に向けて、年3回開催される法人運営会議（理事長、各校各室統轄責任者で構成）で学校運営の進捗や実績、そして今後の計画を報告しており、最終的に理事会で承認・可決された「学校法人日本教育財団 中期計画 2023-2026」に沿って遂行する体制である。

計画の遂行にあたり、大学評議会が中心となって大学の具体的な方針や計画を行い、教授会や各センター、委員会で検討し推進している。「学校法人日本教育財団 中期計画 2023-2026」は「使命・目的」、「学生受け入れ・学修環境」、「教育課程」、「教員・職員」、「内部質保証」の項目を明示し、項目毎に代表的な Action Plan を定めており、教職一体で使命・目的の実現への継続的な努力がなされている。

エビデンス集（資料編）

【資料 6-2-5】 中期計画承認の理事会議事録（第 269 回理事会）

【資料 6-2-e】 学校法人日本教育財団 中期計画 2023-2026

【資料 6-2-f】 国際ファッション専門職大学 学則

【資料 6-2-g】 事業計画書（令和 7(2025)年度）

【資料 6-2-h】 事業報告書（令和 6(2024)年度）

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

【留意点】 意思決定において、理事会と評議員会が意思疎通と連携を適切に行っているか。

【留意点】 教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。

本学を運営する学校法人日本教育財団では、予算及び事業計画や事業に関する中期的な計画等の経営全般に関する事項を意思決定する機関として、理事長が議長を務める「理事会」を設置している。寄附行為第 15 条第 2 項の定めにより、理事長の選任は、理事のうち 1 名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。第 15 条第 3 項の定めにより、理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。また、理事会の意思決定に資する事項の諮問機関として評議員会を設置し、本法人の業務もしくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べたり、その諮問に答えたり、さらには役員から報告を徴することができる体制としている。理事会の決議と評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合に協議をするため、理事・評議員協議会を開催することができる規程を令和 7(2025)年 4 月 1 日施行で制定し、業務の停滞を防止する策を講じている。

教職員の提案などを汲み上げる仕組みとして、大学評議会の構成員である担当理事が法人と大学のパイプ役として役割を果たし、教授会、各委員会、教職員などから上がってく

る情報や提案を理事会に共有し、法人の意思決定に反映させる体制を構築している。これとは別に、教職員個人が直接行う業務改善提案として、法人本部に提案できるプラスプロデューサー制度、および法令違反行為等に関する相談又は通報のための公益通報窓口を整備している。

エビデンス集（資料編）

【資料 6-3-a】 学校法人日本教育財団寄附行為

【資料 6-3-b】 理事・評議員協議会運営規程

【資料 6-3-c】 プラスプロデューサー制度規程

【資料 6-3-d】 公益通報者保護規程

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

【留意点】 評議員の選任を適切に行っているか。

【留意点】 評議員会の運営を適切に行っているか。

【留意点】 監事の選任を適切に行っているか。

【留意点】 監事は、監事の職務を適切に行っているか。

評議員会は、理事会の意思決定に資する事項の諮問機関として設置しており、本法人の業務もしくは財産の状況又は役員業務執行の状況について役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる体制としている。理事会の決議のうち評議員会の意見を述べるなければならないものとして、寄附行為第 38 条第 2 項において、「重要な資産の処分又は譲受け」、「多額の借財」、「予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更」、「役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当）の支給の基準の策定又は変更」、「収益事業に関する重要事項」、「私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 項までに定める事項を除く寄附行為の変更」、「予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄」、「寄附金品の募集に関する事項」、「その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの」を定めている。

評議員の選任は寄附行為第 33 条に定めがあり、評議員選任委員会において評議員が選任される。選任される者は、法人の職員のうちから選任した者 1 人以上 3 人以内、法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 歳以上の者から選任した者 1 人以上、学識経験者のうちから選任した者 1 人以上である。評議員選任委員会の構成員は理事のうちから互選された者 2 人、評議員のうちから互選された者 4 人である。

評議員が職務を適切に行うため、寄附行為第 34 条において私立学校法第 31 条第 3 項及び第 6 項、第 46 条第 2 項及び第 3 項並びに第 62 条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならないとしている。

現在の評議員は、令和 7（2025）年 4 月 23 日の理事会・評議員会で互選された評議員選任委員 6 人により同日開催された評議員選任委員会にて、寄附行為第 33 条第 1 項第 1 号評議員 3 人、同 2 号評議員 1 人、同 3 号評議員 6 人が選任されている。寄附行為 34 条を遵守しており、適切に選任されている。

評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催するとしている。2024年度は理事長より6回招集している。評議員総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の30日前までにしなければならない。

令和6(2024)年4月1日から令和7(2025)年5月30日の期間において評議員会は全9回開催し、全開催日程で定足数を満たし有効に成立している。令和7(2025)年度予算については、令和7(2025)年3月19日開催の評議員会において、評議員全員に異議がないことを確認している。決算に関しては、令和7(2025)年5月29日開催の定時評議員会にて理事長より令和6(2024)年度決算、財産目録及び事業の実績について報告を受け、同会議にて監事より監査報告書の提出を受けている。議長から出席評議員に意見を求めて異議がないことを確認しており、評議員会は適切に運営がなされている。

学校法人の業務や財産状況、業務執行状況等を監査する監事を2名置いており、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる体制としている。

寄附行為第23条(監事の選任)に則り、監事については、理事会で候補者を選定し、評議員会の決議によって選任する。選任にあたっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとしている。寄附行為第24条では、監事の資格として、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条の規定を遵守しなければならないとしている。現在の監事のうち1名については旧寄附行為に基づいて選任された者であるが(改正私立学校法の経過措置)、もう1名の監事については、寄附行為第23条に従い、理事会選定の候補者から令和7(2025)年4月23日開催の評議員会の決議にて適切に選任している。

寄附行為第51条(会計監査人の選任)に則り、会計監査人については評議員会の決議によって選任する。任期は選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとしている。現在の会計監査人の選任については寄附行為第51条に従い、令和7(2025)年5月29日の定時評議員会の決議にて適切に選任している。

寄附行為第29条に定める監事の職務は、「法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること」、「毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出すること」、「理事会及び評議員会に出席して意見を述べること」、「不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大の事実があることを発見した時又はそれらの事実が発生する恐れがあるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣に報告すること」などが挙げられている。監事監査規程の第3条において、監事監査の対象として、(1)本法人の業務の内容、(2)本法人の財産の状況、(3)理事及び教職員の職務執行の違法性及び妥当性、(4)内部統制システム整備の適正性、(5)情報保護管理体制及び情報開示体制、が掲げられている。監事は、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針を立て、適切に調査対象及び方法を選定し、監査計画を策定しており、内部監査部門である統轄本部と連携の元、日々監査業務を推進して

いる。直近の業務実施状況として、令和 6(2024)年度決算にあたり、令和 7(2025)年 5 月 29 日開催の理事会及び定時評議会において監査報告を行い、監事の職務を適切に遂行している。

寄附行為第 56 条に定める会計監査人の職務は、「法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告書を作成し、監事及び理事会に提出するとしている。本規定は私立学校法改正に伴い変更した令和 7(2025)年 4 月 1 日施行の寄附行為で新たに制定した規程であり、令和 7(2025)年度決算から遂行する予定である。令和 6(2024)年度決算では、独立監査人による監査を受けており、計算書類が学校会計基準に準拠して適正に表示していることが「独立監査人の監査報告書」として理事会宛に報告されている。

エビデンス集（資料編）

- 【資料 6-3-1】評議員選任議事録（第 282 回理事会、第 247 回評議員会、令和 7(2025)年評議員選任委員会、第 248 回評議員会）
- 【資料 6-3-2】監事・会計監査人選任議事録（第 268 回理事会、第 282 回理事会、第 247 回評議員会、第 249 回評議員会）
- 【資料 6-3-3】予算・決算を審議した評議員会議事録（第 246 回、第 249 回評議員会）
- 【資料 6-3-4】監事監査規程
- 【資料 6-3-5】2024 年度監事監査計画書
- 【資料 6-3-a】学校法人日本教育財団寄附行為
- 【資料 6-3-e】評議員選任委員会運営規程
- 【資料 6-3-f】評議員会運営規程
- 【資料 6-3-g】評議員会の開催状況
- 【資料 6-3-h】独立監査人の監査報告書

6-4. 財務基盤と収支

(1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-① 財務基盤の確立

【留意点】大学を運営するために必要な財務基盤を確立しているか。

本法人は、借入金もなく自己資金のみで運営しており、尚且つ学校法人の核となる教育活動収入は、令和 4(2022)年度 30,270 百万円、令和 5(2023)年度 31,603 百万円、令和 6(2024)年度 31,502 百万円と推移しており、本法人の提供する教育が社会的需要と合致しているといえる。また、教育活動収支差額においても、令和 4(2022)年度 12,638 百万円、令和 5(2023)年度 12,508 百万円、令和 6(2024)年度 11,608 百万円と推移しており、学生生徒等納付金比率（学生生徒等納付金／経常収入）においては、令和 4(2022)年度 88.9%、令和 5(2023)年度 88.1%、令和 6(2024)年度 86.6%と推移しており、教育機関として補助金に依存することなく安定した財務基盤を確立している。

エビデンス集（資料編）

【資料 6-4-a】 令和 6(2024)年度 事業報告書

6-4-② 収支バランスの確保

【留意点】収入と支出のバランスが保たれているか。

【留意点】外部資金の導入の努力を行っているか。

予算編成の基本方針としては、理事長が予算責任者たる経理責任者の意見を徹して作成し、理事会において決定することとしている。理事長は予算責任者の意見から予算大綱を定め、予算責任者に通知し、予算責任者はそれに基づき、予算積算資料を作成し、理事長に提出する。予測し難い予算の不足を補うため、予備費として相当の金額を予算に計上する。なお、その予備費を使用するときには、予算責任者がその事由を付し、理事長の承認を得なければならない。

収支バランスについては、法人全体としては事業活動収支差額比率が 40%以上を維持しているものの、本学単体では完成年度後もマイナス比率であり、法人全体が本学を財政面で支える構造となっている、大学単体としての収支バランスを保つため、定員充足に向けた取り組みを重点的に行っている（基準 3-1-③参照）。

外部資金の獲得については、主に科学研究費助成事業の獲得に注力している。令和 6(2025)年度の科研費交付決定一覧に示す通り、令和 6(2024)年度の獲得状況は代表者として延べ 8 件、分担者として延べ 7 件から当年度分として合計 1,323 万円を獲得している。開学初年度には日本学術振興会から職員を派遣いただき、教員全員に対し FD 研修として科研費全般に関する説明会を実施した。以降、毎年副学長より科研費説明会を実施している。科研費獲得の支援として、募集に関する周知連絡や研究課題の設定方法・審査区分についてのアドバイス・計画書の校正等を研究委員会で行っている。さらに民間助成獲得への支援として、公開されている民間助成情報を定期的に調べて一覧用にまとめ、全教員に報告し共有することで応募を促進するなど、外部資金の導入の努力を継続し行っている。

エビデンス集(資料編)

【資料 6-4-1】 経理規程

【資料 6-4-3】 令和 6 (2024) 年度科研費交付決定一覧

【資料 6-4-h】 平成 31(2019)年 3 月 19 日日本学術振興会 科研費説明会資料

【資料 6-4-i】 令和 6(2024)年度_科研費説明会 2025 公募

【資料 6-4-j】 研究助成金公募一覧（民間団体等）

【資料 6-4-k】 民間助成採択一覧

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

【留意点】中期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っているか。

大学の継続性・安定性の観点から、設置者となる学校法人日本教育財団の財務基盤の確立のため、理事会にて使命・目的を反映させた「学校法人日本教育財団 中期計画 2023-2026」を推進するために、理事会は 3 か月に 1 回、評議員会は年 4 回、法人運営会議は年 3 回開催している。法人運営会議は、理事長、各校各室の統轄責任者で構成しており、理事会が

決定した法人の運営方針・計画、進捗、実績等を共有し、必要な対策を講じる場としても機能している。

理事長は、やむを得ない事由により予算の追加、その他の変更を必要とするときは、予算の補正を行うことができる（経理規程第 52 条）。予算の変更については、現寄附行為第 58 条第 2 項（変更前の寄附行為第 32 条第 1 項）、理事会において議決に加わることができる理事の数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならないが、令和 7(2025)年 3 月 19 日理事会での令和 6（2025）年度補正予算も適切に対応している。

このように、中長期的な計画に基づき、適切な財務運営の継続に努めており、結果として法人全体では財務基盤は安定している状況である。

エビデンス集（資料編）

【資料 6-4-1】経理規程

【資料 6-4-2】令和 7(2025)年度予算書（資金収支予算書、事業活動収支予算書）

【資料 6-4-4】資金運用規程

【資料 6-4-b】2025 年度学校法人日本教育財団会議一覧

【資料 6-4-c】学校法人日本教育財団 中期計画 2023-2026

【資料 6-4-d】学校法人日本教育財団寄附行為

【資料 6-4-e】変更前の寄附行為

【資料 6-4-f】令和 7(2025)年 3 月 19 日第 281 回理事会議事録

【資料 6-4-g】令和 7(2025)年 3 月 19 日第 246 回評議員会議事録

6-5. 会計

(1) 6-5 の自己判定

「基準項目 6-5 を満たしている。」

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-① 会計処理の適正な実施

【留意点】学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。

【留意点】予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。

本学は学校法人であることを踏まえ、法人の会計は学校法人会計基準により行っている。学校の経営に関する会計（以下、学校会計という）及び収益事業に関する会計（以下、収益事業会計という）に区分し、寄附行為、「経理規程」を定め、会計処理を適正に実施している。定期的に外部の会計監査人による監査を実施しており、適正に会計処理を実施している。

年度予算の編成は、3 月の評議員会で予算及び事業計画に関する事項に対して理事長に意見を述べており、理事会に付議される事項として扱われ、理事会で年度予算の編成を行っている。次年度の予算は、過年度の入学実績、進級実績等を鑑み、各校統轄責任者と協議したうえで、統轄本部で精査を行い、評議員会の諮問を経て理事会で決定される。

予算の執行は、理事会で編成した各校の予算に基づき、各校で必要な時期に執行の稟議を行う。具体的には、事前に計画したシステム改修や PC 等を購入する場合、起案者となる

担当者が原則事前に文書による手続きを取り、所属長を経て、関係者に回付のうえ、法人本部担当室に提出する。稟議書が回付された回議者は、必要に応じて意見を記入し押印し、稟議の決裁を原則として理事長が実施した上で購入等を行う。また、3月の次年度予算決定後、予算と著しくかい離がある決算額の科目については、適正に補正予算を編成している。令和6(2024)年度に関しては、有価証券売却に関わる費目および広報費支出についての補正予算が、令和7(2025)年3月19日の第246回評議員会の諮問を経て第281回理事会で適正に編成・決定されている。

エビデンス集（資料編）

- 【資料 6-5-1】 経理規程
- 【資料 6-5-2】 学校法人日本教育財団寄附行為
- 【資料 6-5-a】 月末支払
- 【資料 6-5-b】 資産管理 固定資産台帳
- 【資料 6-5-c】 資産管理 備品台帳（システム）
- 【資料 6-5-d】 学費納入（新入生入金管理・未入金者フォロー）
- 【資料 6-5-e】 学費納入（その他納付金入金管理）
- 【資料 6-5-f】 令和7(2025)年3月19日 第246回評議員会議事録
- 【資料 6-5-g】 令和7(2025)年3月19日 第281回理事会議事録

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【留意点】 会計監査人の選任を適切に行っているか。

【留意点】 会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。

会計監査は、令和6(2024)年度までは独立会計監査人として公認会計士と契約し、毎年度、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、認可収益事業部門の貸借対照表、損益計算書等の監査と、重要な会計方針及びその他の注記について監査してきた。令和7(2025)年度からは、寄附行為に基づき、評議員会にて会計監査人を選定している、また、外部の会計監査人に加え、内部の監事により、財産状況監査、業務監査（主に研究執行状況や教育に関する体制等）を厳正に実施している。

以上により、会計処理は、学校法人会計基準に基づき、寄附行為や経理規程に定める事項を適切に履行しており、会計監査は会計監査人と監事が相互に情報交換し連携しているため、監査体制が十分に整備され、適正に実施されているといえる。

エビデンス集（資料編）

- 【資料 6-5-2】 学校法人日本教育財団寄附行為
- 【資料 6-5-3】 会計監査人に関する寄附行為の規定新設について
- 【資料 6-5-h】 令和7(2025)年5月29日第249回定時評議員会議事録

【基準6の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

私立学校法の改正に伴い、理事会・評議員会のメンバーを適切に見直し、適切に選任し

ている。新たに選任した会計監査人と監事による監査機能の強化が適切に行われている。

本法人は、借入金もなく自己資金のみで運営しており、本法人の提供する教育が社会的需要と合致しているといえる。また、教育活動収支差額や、学生生徒等納付金比率（学生生徒等納付金／経常収入）から、教育機関として補助金に依存することなく安定した財務基盤を確立していることが分かる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

法人としての収支はプラスであるが、本学単体としては収支がマイナスの状態にあり法人に依存している状態にある。適切な収支バランスに向けた対策が必要である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

入学者確保の強化による定員充足に向けた取組みを進めている。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 産学・国際連携事業

A-1. 産学・国際連携事業の推進

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 海外実習の充実

本学では、学則に基づき、グローバルファッション業界体験ができる教育課程として、「海外実習Ⅰ」（必修）、「海外実習Ⅱ」（選択）を開講している。令和6(2024)年度は渡航対象である3年次学生全体(134名)の87%にあたる117人が海外に渡航した。渡航先は11カ国にのぼる。ファッション先進国であるフランス(パリ)、イタリア(ミラノ)、アメリカ(ニューヨーク)はもとより、経済力を背景に今後のグローバルファッション業界をけん引する中東UAE(ドバイ)、カタール(ドーハ)、ファッション生産地、原料輸出国であるベトナム(ホーチミン)、インド(ジャイプール)、オーストラリア(メルボルン)、ニュージーランド(オークランド)、マレーシア(クアラルンプール)にも渡航した。実習提携先企業も26社を有する。各企業においてマーケティング、マーチャンダイジング、トレンド分析等を学び、工場や売り場を視察し、アトリエのアシスタント業務等を中心に体験した。

加えて、本法人では学生の海外での学修を強力かつ安全に支援するために海外事務所を設置している。それぞれの事務所と国際本部が綿密に学生の希望に沿った海外実習ができるようオンラインを使って打合せし、必要があればオンラインに学生を参加させ海外実習をするうえでの学生達の不安を取り除けるよう丁寧にサポートしている。

海外事務所は下記のように学生の実習希望が多い場所に設置し、それぞれに求められる業務を行っている。

- ・ ニューヨーク事務所：毎年コンスタントに実習先企業の開拓並びに学生の受け入れ
- ・ ミラノ事務所：ヨーロッパの市況など定期的な情報交換、学生の受入れ、特別講師招聘、大学との提携など
- ・ 韓国事務所：実習先企業の開拓並びに学生の受け入れ
- ・ ドバイ事務所：中東エリアでの実習先企業の開拓並びに学生の受け入れ
- ・ 北京事務所：中国人留学生招致、実習先企業の開拓並びに学生の受け入れ
- ・ 上海事務所：中国人留学生招致、実習先企業の開拓並びに学生の受け入れ
- ・ 台湾事務所：中国人留学生招致、実習先企業の開拓並びに学生の受け入れ

A-1-② 特別講師の招へい

本学では開学の翌年である令和2(2020)年からグローバルファッション業界をけん引するクリエイターやビジネスパーソンの講義を教育課程外で実施してきた。令和2(2020)年度4人、令和3(2021)年度9人、令和4(2022)年度6人、令和5(2023)年度5人、令和6(2024)年度6人の講義を学生は受講した。コロナ禍において国際交流が途絶えて対面での講義が不可能な状況においても、オンラインで世界各国のリアルな情報を直接講師から得ることにより学生達の学ぶ意欲を活性化することができた。その結果を踏まえ令和

6(2024)年度から「国際特別講義」として教育課程の展開科目において単位化した。

A-1-③ 国際コンペティション受賞実績

本学の設置の主旨にもあるとおり、グローバル化時代における日本初のファッションの創出を実現すべく、授業時間外の指導ではあるが、日頃の学習成果を確認するためにも国際コンペティションに挑戦してきた。令和6(2024)年には世界31カ国257校が参加した「Woolmark Performance Challenge (オーストラリア)」において、日本初の学校賞(最終審査に20作品が残り、参加校最多となったため)を獲得した。在学生在がファイナリスト5名に選出され、イタリアでのワークショップ、ドイツでの最終審査(英語でのプレゼンテーションを実施)を体験した。同じく、世界70カ国、1,000人以上の若手デザイナーが参加した「SHEIN X Global Challenge 2024 (イギリス)」にて、日本人で唯一在学生在がファイナリストとしてロンドンでのワークショップに参加し、最終審査において「次世代賞」を受賞した。今後も国際コンペティションへの参加を推奨し、授業時間外でのサポートを継続する。

A-1-④ 日本の知財発見とグローバルファッション業界への接続

本学では大学の使命・目的に基づき、海外発信力強化プログラムとして、「地域企業・地方連携ゼミ」において、日本各地の繊維素材や染色技術の魅力を見出し、産地と連携しながら海外へ新しいファッション知財として発信するために、国内外のファッション業界で活躍するクリエイターやビジネスパーソンを招聘し、学生が日本語と英語でその成果をプレゼンテーションする機会を学内で設けてきた。

【基準Aの自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

特色ある取組みとして、海外実習が充実していることが挙げられる。また、学生の海外での学修を強力かつ安全に支援するために海外事務所を設置している。国際コンペティションでは受賞実績があり、日本の知財発見とグローバルファッション業界への接続のための学修にも取り組んできた。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

海外などの学外実習における学生の負担費用面に助成等が望まれる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

今後、キャリアサポート・センター、国際本部、地域連携センター、海外事務所との連携がさらに推進される予定である。

エビデンス集(資料編)

【資料 A-1-a】海外実習 I・II

【資料 A-1-b】特別講師招聘実績報告 20~24

【資料 A-1-c】woolmark performance challenge 参加校一覧

- 【資料 A-1-d】・ザ・ウールマーク・カンパニー・ピーティールワイ・リミテッド日本支社の
プレスリリース
- 【資料 A-1-e】「SHEIN X グローバルデザインコンテスト」プレスリリース
- 【資料 A-1-f】PIIF EYES
- 【資料 A-1-g】23,24 年度産地ゼミプレゼン来場者リスト
- 【資料 A-1-h】23_PIIF 産地ゼミ発表のご案内
- 【資料 A-1-i】23_PIIF_Students Presentation
- 【資料 A-1-j】24_PIIF 産地ゼミ発表のご案内
- 【資料 A-1-k】24_PIIF_Students Presentation

基準 B. 教授方法と研究活動の有機的な連携事業

B-1. 教授方法と研究活動の有機的な連携事業の推進

(1) B の自己判定

「基準項目 B を満たしている。」

(2) B の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 教授方法と研究活動の有機的な連携事業の推進

基準 1-1-⑤、基準 4-2-④「教養教育の実施」、4-2-⑤「教授方法の工夫」、基準 5-3「FD 研修」とも連動する。

本学は、社会や業界の変化や学生の要望に応じた実践的かつ有効的な教授方法の開発に努め、以下の3つの方法を実践している。それらは、(1)授業科目におけるアクティブ・ラーニングなどの教授方法、(2)FD 研修などの教職員間の研鑽、(3)共同研究等の研究実践である。

(1) アクティブ・ラーニング：基準 4-2-⑤に記したように、体験学習、リサーチに基づく問題解決型学習、ディスカッションやグループワーク、プレゼンテーション等のアクティブ・ラーニングを全学的に積極的に導入している。代表的な科目として、専門職大学独自に設定を義務付けられている臨地実務実習科目に相当する3年次の必修科目「臨地実習Ⅰ」、「臨地実習Ⅱ」と、それに関連する「地域企業・地方連携ゼミ」があげられる。

本学では、これらの科目を学ぶまでに1、2年次において、「フィールドワーク入門」や「文化論基礎ゼミ」、「ファッション論基礎ゼミ」、「社会科学基礎ゼミ」等の多くの科目において、リサーチに基づく問題解決型学習、学外でのフィールドワーク、学内でのディスカッションやグループワーク、プレゼンテーションなどを体験し習熟させている。このため、専門職大学に設定を義務づけられている臨地実務実習が他の科目と密接に連携する形で取り組まれているといえよう。

さらに、これらの臨時実務実習科目と関連するゼミ科目での取り組みは、全学科において企業との間で明確な成果を上げている。例えば、ものづくり産地の企業などと連携したフィールドワークを通じて対象地域や企業の魅力や課題を読み解き、新たなビジネスプランや作品、その商品化の提案を行ったり、映像制作をして公開イベントを企画運営して社会還元したりするなど、多様なテーマに繋がる、地域特有の問題解決に努めている。

具体的なプロジェクトとして、2つの学内ビジネスコンペティションをあげる。1点目が株式会社オンワードデジタルラボとの産学連携による「ONWARD Venture Award」である。2点目がイオンリテール株式会社との産学連携による「ミライフファッション人材育成プロジェクト」である。それぞれの連携企業が選定した具体的な課題に対して、学生が現地調査やアンケート調査、ディスカッション等のグループワークを行い、オリジナルな企画提案を実行して企業に向けたプレゼンテーションを行う。このコンペティションで受賞した履修学生の提案は、当該連携企業でのインターンシップを通じて新たなビジネスやプロダクト開発に取り組むことができる実践的なプログラムとなっている。これらの内容がホームページを通じて広く周知されている。

2) FD 研修：FD 委員会が実施する研修は、開学以来活発に行われている。本学のカリキュラムの体系的な理解及び授業方法の工夫や向上を目指して、本学教員や外部講師による

研修を全学的に学ぶ体制を設けている。教員にとっては、専門職大学ならではのカリキュラムを理解し、社会や業界の変化を知り、その対応方法のノウハウや課題等の理解を深める機会になっている。

本学のカリキュラムにおける学びは、研究教員を中心とする教養教育による学びと、実務家教員による実践的な演習・実習教育による学びを組み合わせる往還させるものである。これらファッションクリエイションとファッションビジネスの思考を持った専門職人材の育成に向けて、FD 研修会では、研究教員と実務家教員が共同して、1、2 年次にはじまる教養教育を通じた問題発見能力・論理的思考能力等の習得の重要性を認識し、同時に実務の実践的な知識や技術を習得する演習・実習科目での反復学修の重要性を認識して、3 年次以降の臨地実務実習科目、4 年次の総合科目に結びついている。FD 研修会を職員もうけることで全学的にカリキュラムを理解する機会になっている。

こうした教養教育とファッション関連演習・実習教育を連携した本学独自の学びを活かした学生たちの取り組みは、FD 研修会(令和 5(2023)年度第 3 回)で取り上げ、教員間にそのプロセスや教学上の工夫等も含めて共有されている。こうした活動を通じて教員が今後の新たな領域横断的な科目間連携等を提案することができる環境整備に努めている。具体的な成果として、学外ファッションコンテストでの実績があげられる(「Sustainable Fashion Design Award」、「装苑賞」等)。また、先述の臨地実務実習科目において、本学学生による社会課題や地域資源等の徹底的なリサーチをもとにした独創的なクリエイションが評価され、受賞に結びつくなど顕著な成果が出ている。

3) 共同研究：設立以来本学では、教員への研究支援体制を整えており、外部資金の取得や大学独自の共同研究資金の取得の機会を広く奨励してきた。出版物や論文、学会発表などを通じた成果発表のほかに、大学独自に発行している『国際ファッション専門職大学研究報告 FAB』においても様々な成果が発信されている。特に学内の共同研究の成果は、日本以外の教授方法の紹介や工夫取り上げられ、本学の議論に繋がっている。最近注力しているのは、基幹共同研究「ファッション教育の比較研究」(令和 4(2022)年～令和 6(2024)年)である。これは、主として海外のファッション関係の高等教育機関での調査を主たる目的とした研究であるが、成果論文や研究ノートを FAB 誌上で公表し、関連する公開シンポジウムを開催することで、広く成果の社会還元を努めている。現在は、フランスの大学と連携し、関連する国際シンポジウムを計画中である。

【基準 B の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

FD 研修が、専門職大学固有のテーマで実施されており、特色あるといえる。

国内外の産学連携の取り組みは、特色ある取り組みといえる。企業と連携してビジネスを産み出す課題解決型学習の特色は成果が出ている。

キャンパス間に差はあるものの、研究教員と実務家教員の交流に特色があり、研究成果が出ている。

社会や業界の変化への対応は、専門職大学設置以来不可欠な基準であり、本学は、それを教授方法の工夫という点で反映している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

積極的な産学連携は見られるが、3 キャンパスともに法人が併設する他の研究教育機関との共同的な取り組みや成果が見られない。

積極的な産学連携を推し進める際に必要な組織や担当者の業務の整理が望まれる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

今後、法人が併設する教育研究機関との共同研究が試行される予定である。

地域連携センターのさらなる有効活用を検討する予定である。特に、キャリアサポート・センターや国際本部との業務の整理が見直される予定である。

V. 特記事項

特になし

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	「国際ファッション専門職大学 学則」第 1 条に目的について明記している	1-1
第 83 条の 2	○	「国際ファッション専門職大学 学則」第 1 条に目的について明記している	1-1
第 85 条	○	「国際ファッション専門職大学 学則」第 4 条に学部を設置について明記している	1-1
第 87 条	○	「国際ファッション専門職大学 学則」第 5 条に修業年限について明記している	4-1
第 88 条	○	「国際ファッション専門職大学 学則」第 10 条、第 19 条、第 20 条に編入学、再入学、転入学の修業年限について明記している	4-1
第 88 条の 2	○	「国際ファッション専門職大学 学則」第 5 条第 3 項、第 10 条、第 33 条第 2 項に入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力についての単位認定基準を明記している	4-1
第 89 条	—	本学では早期卒業の制度を設けていないため	4-1
第 90 条	○	「国際ファッション専門職大学 学則」第 9 条に入学資格について明記している	3-1
第 92 条	○	「国際ファッション専門職大学 学則」第 44 条、第 45 条、第 46 条、並びに「国際ファッション専門職大学 教員選考・任用及び昇任規程」に職員の種類、教員の職位別の資格を定め、その基準に沿って任用している	4-2 5-1 5-2
第 93 条	○	「国際ファッション専門職大学 学則」第 48 条、並びに「国際ファッション専門職大学 教授会規程」に教授会について明記している	5-1
第 104 条	○	「国際ファッション専門職大学 学則」第 36 条、並びに「国際ファッション専門職大学 学位規程」に学位について明記している	4-1
第 105 条	○	「国際ファッション専門職大学 学則」第 42 条履修証明プログラムを規定している	4-1
第 108 条	—	本学は短期大学を設置していない	3-1
第 109 条	○	「国際ファッション専門職大学 学則」第 2 条、並びに「国際ファッション専門職大学 自己点検・評価規程」に明記している	2-2
第 113 条	○	大学ホームページ内に「教育情報の公開」ページを設け公表している	4-2
第 114 条	○	「国際ファッション専門職大学 学則」第 47 条に事務組織について明記し、事務職員並びに技術職員は本条に定める役割を担って	5-1 5-3

国際ファッション専門職大学

		いる	
第 122 条	○	「国際ファッション専門職大学 学則」第 10 条第 3 号に高等専門学校からの編入学について明記している	3-1
第 132 条	○	「国際ファッション専門職大学 学則」第 10 条第 4 号に専修学校の専門課程からの編入学について明記している	3-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	所定の事項を「国際ファッション専門職大学 学則」に明記している。ただし、寄宿舎に関する事項については、本学は寄宿舎を設けていないため定めていない。	4-1 4-2
第 24 条	—	本学に児童等は在籍していない	4-2
第 26 条 第 5 項	○	「国際ファッション専門職大学 学則」第 38 条に退学、停学及び訓告の処分について明記している	5-1
第 28 条	○	担当各部署において適性に管理している	4-2
第 143 条	○	「国際ファッション専門職大学 教授会規程」に明記している	5-1
第 146 条	○	「国際ファッション専門職大学 学則」第 5 条第 3 項、第 10 条、第 33 条第 2 項に入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力についての単位認定基準を明記している	4-1
第 147 条	—	本学では早期卒業の制度を設けていないため	4-1
第 148 条	—	本学では修業年限が 4 年を超える学部を設置していない	4-1
第 149 条	○	「国際ファッション専門職大学 学則」第 10 条、第 20 条に編入学、転入学について明記している	4-1
第 150 条	○	「国際ファッション専門職大学 学則」第 9 条に入学資格について明記している	3-1
第 151 条	—	飛び入学の制度を設けていないため、該当しない	3-1
第 152 条	—	飛び入学の制度を設けていないため、該当しない	3-1
第 153 条	—	飛び入学の制度を設けていないため、該当しない	3-1
第 154 条	—	飛び入学の制度を設けていないため、該当しない	3-1
第 161 条	○	「国際ファッション専門職大学 学則」第 10 条に編入学について明記している。	3-1
第 162 条	○	「国際ファッション専門職大学 学則」第 10 条、第 20 条に編入学、転入学について明記している	3-1
第 163 条	○	「国際ファッション専門職大学 学則」第 6 条に明記している	4-2
第 163 条の 2	—	学修証明書の発行は行っていない	4-1
第 164 条	○	「国際ファッション専門職大学 学則」第 42 条履修証明プログラムを規定している	4-1
第 165 条の 2	○	三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、	1-1

国際ファッション専門職大学

		アドミッション・ポリシー) を定め、大学ホームページで公表している	2-3 3-1 4-1 4-2
第 166 条	○	「国際ファッション専門職大学 学則」第 2 条、並びに「国際ファッション専門職大学 自己点検・評価規程」に明記している	2-2
第 172 条の 2	○	本学ホームページ「教育情報の公開」において公表している	1-1 3-1 4-1 4-2 6-1
第 173 条	○	「国際ファッション専門職大学 学則」第 3 6 条、並びに「国際ファッション専門職大学 学位規程」に明記している	4-1
第 178 条	○	「国際ファッション専門職大学 学則」第 1 0 条に明記している	3-1
第 186 条	○	「国際ファッション専門職大学 学則」第 1 0 条に明記している	3-1

大学設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 2 条			1-1
第 2 条の 2			3-1
第 3 条			1-1
第 4 条			1-1
第 5 条			1-1
第 6 条			1-1 4-2 5-2
第 7 条			3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 8 条			4-2 5-2
第 9 条			4-2

国際ファッション専門職大学

			5-2
第 10 条 (旧第 13 条)			4-2 5-2
第 11 条			4-2 4-3 5-3
第 12 条			5-1
第 13 条			4-2 5-2
第 14 条			4-2 5-2
第 15 条			4-2 5-2
第 16 条			4-2 5-2
第 17 条			4-2 5-2
第 18 条			3-1
第 19 条			4-2
第 19 条の 2			4-2
第 20 条			4-2
第 21 条			4-1
第 22 条			4-2
第 23 条			4-2
第 24 条			4-2
第 25 条			3-2 4-2
第 25 条の 2			4-1
第 26 条			4-2
第 27 条			4-1
第 27 条の 2			4-2
第 27 条の 3			4-1
第 28 条			4-1
第 29 条			4-1
第 30 条			4-1
第 30 条の 2			4-2
第 31 条			4-1 4-2
第 32 条			4-1

国際ファッション専門職大学

第 33 条			4-1
第 34 条			3-5
第 35 条			3-5
第 36 条			3-5
第 37 条			3-5
第 37 条の 2			3-5
第 38 条			3-5
第 39 条			3-5
第 39 条の 2			3-5
第 40 条			3-5
第 40 条の 2			3-5
第 40 条の 3			3-5 5-4
第 40 条の 4			1-1
第 41 条			4-2
第 42 条			1-1
第 42 条の 2			3-1
第 42 条の 3			5-2
第 42 条の 4			4-2
第 42 条の 5			4-2 5-1
第 42 条の 6			4-2
第 42 条の 7			4-2
第 42 条の 8			4-1
第 42 条の 9			4-1
第 42 条の 10			3-5
第 43 条			4-2
第 44 条			4-1
第 45 条			4-1
第 46 条			4-2 5-2
第 47 条			3-5
第 48 条			3-5
第 49 条			3-5
第 49 条の 2			4-2
第 49 条の 3			5-2
第 49 条の 4			5-2
第 58 条			1-1

国際ファッション専門職大学

第 59 条			3-5
第 61 条			3-5 4-2 5-2

専門職大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	本学は「学校教育法」その他の法令遵守、水準の向上に努めている	2-2 2-3
第 2 条	○	「国際ファッション専門職大学 学則」第 1 条、第 3 条、第 4 条に明記している	1-1
第 3 条	○	「国際ファッション専門職大学 入試委員会規程」に明記し、公正かつ妥当な方法で実施している	3-1
第 4 条	○	教育研究上適当な規模内容で、組織、教員数共に大学設置基準を遵守した運用を行っている	1-1
第 5 条	○	「国際ファッション専門職大学 学則」第 4 条に明記している	1-1
第 6 条	—	本学では、学科に代わる課程を設けていないため、該当しない	1-1
第 7 条	—	本条に該当する学部以外の教育研究上の基本となる組織を設置していないため、該当しない	1-1 4-2 5-2
第 8 条	○	「国際ファッション専門職大学 学則」第 1 1 条に明記し、適切に運用している	3-1
第 9 条	○	大学全体、各学部のカリキュラム・ポリシーを定め、カリキュラム・ポリシーに沿って、教養教育科目及び専門教育科目の教育課程を体系的に編成している	4-2
第 10 条	○	「国際ファッション専門職大学 学則」第 5 1 条及び「国際ファッション専門職大学 教育課程連携協議会規程」に明記し、適切に運用している	4-2 5-1
第 11 条	—	本学では連携開設科目を開設していないため該当しない。	4-2
第 12 条	○	「国際ファッション専門職大学 科目履修・単位認定規程」第 3 条に明記し、各年次に配当して教育課程を編成している	4-2
第 13 条	○	「国際ファッション専門職大学 科目履修・単位認定規程」第 3 条に明記し、各年次に配当して教育課程を編成している	4-2
第 14 条	○	「国際ファッション専門職大学 学則」第 2 8 条に明記し、運用している	4-1
第 15 条	○	「国際ファッション専門職大学 学則」第 6 条第 1 項に、学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わると定めている他、3 5 週の授業期間を確保し実施している	4-2

国際ファッション専門職大学

第 16 条	○	「国際ファッション専門職大学 学則」第 6 条第 2 項に、学年は前期と後期の 2 期に分けると定めている	4-2
第 17 条	○	一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、四十人以下としているが、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、教育効果を十分に上げられるような適当な人数としている	4-2
第 18 条	○	「国際ファッション専門職大学 科目履修・単位認定規程」第 2 条に明記している	3-2 4-2
第 19 条	○	学生に対し、授業日程、学事スケジュールを提示し、各科目のシラバスにより明示している	4-1
第 20 条	—	本学は、夜間開講を行っていないため該当しない	4-2
第 21 条	○	「国際ファッション専門職大学 学則」第 2 9 条、第 3 0 条に明記し、適切に運用している	4-1
第 22 条	×	2025 年度に CAP 制導入を進めることが意思決定され、2026 年度から運用を開始する予定。	4-2
第 23 条	—	本学では連携開設科目を開設していないため該当しない。	4-1
第 24 条	○	「国際ファッション専門職大学 学則」第 3 1 条に明記し、適切に運用している	4-1
第 25 条	○	「国際ファッション専門職大学 学則」第 3 2 条に明記し、適切に運用している	4-1
第 26 条	○	「国際ファッション専門職大学 学則」第 3 3 条に明記し、適切に運用している	4-1
第 27 条	○	「国際ファッション専門職大学 学則」第 5 条第 2 項に明記し、適切に運用している	4-2
第 28 条	—	本学では科目等履修生を規定していない。	4-1 4-2
第 29 条	○	「学則」第 3 4 条に明記し、適切に運用している	4-1
第 30 条	—	本学では前期課程を規定していない	4-1
第 31 条	○	「国際ファッション専門職大学 教員選考・任用及び昇任規程」に基づき、職位や年齢構成のバランスを鑑みながら適切に運用している	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 32 条	○	教育上主要と認める授業科目については、原則専任教員が担当している	4-2 5-2
第 33 条	—	本学では授業を担当しない教員はいないため、該当しない	4-2 5-2

国際ファッション専門職大学

第 34 条	○	必要な専任教員数・教授数を確保している。	4-2 5-2
第 35 条	○	必要な実務の経験等を有する専任教員数を確保している	5-2
第 36 条	○	「国際ファッション専門職大学 FD 委員会規程」「国際ファッション専門職大学 SD 委員会規程」に基づき、定期的に研修を行っている。	4-2 4-3 5-3
第 37 条	○	「国際ファッション専門職大学 学長等選考規程」第 2 条に基づき、選任している	5-1
第 38 条	○	「国際ファッション専門職大学 教員選考・任用及び昇任規程」第 3 条に基づき教授の資格を定めている。	4-2 5-2
第 39 条	○	「国際ファッション専門職大学 教員選考・任用及び昇任規程」第 4 条に基づき教授の資格を定めている。	4-2 5-2
第 40 条	○	「国際ファッション専門職大学 教員選考・任用及び昇任規程」第 5 条に基づき教授の資格を定めている。	4-2 5-2
第 41 条	○	「国際ファッション専門職大学 教員選考・任用及び昇任規程」第 6 条に基づき教授の資格を定めている。	4-2 5-2
第 42 条	○	「国際ファッション専門職大学 教員選考・任用及び昇任規程」第 7 条に基づき教授の資格を定めている。	4-2 5-2
第 43 条	○	校地は教育にふさわしい環境を備えており、校舎の敷地に学生が交流、休息その他に利用するのに適当な施設（学生サロン、ホワイエ、ラウンジ）を有している。	3-5
第 44 条	○	大都市の駅前キャンパスであるため、やむをえず運動場が確保できないため、各キャンパスに代替措置としてトレーニングスタジオを確保している。	3-5
第 45 条	○	教育研究に支障のないよう必要な施設は適切に備えている。	3-5
第 46 条	○	校地面積は基準を満たしている	3-5
第 47 条	○	校舎面積は基準を満たしている	3-5
第 48 条	○	図書等資料及び図書館については適正に備えている	3-5
第 49 条	—	本学は該当しない	3-5
第 50 条	○	学内に実習室、および学外に臨地実務実習施設を備えている	3-5
第 51 条	○	教育研究分野、教員数及び学生数に応じて、必要な機器・備品を備えている	3-5
第 52 条	○	校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えている	3-5
第 53 条	○	教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等を行い、環境の整備に努めている	3-5 5-4
第 54 条	○	大学、学部、学科の名称は教育研究上の目的にふさわしい名称である	1-1
第 55 条	—	本学は、共同教育課程は編成していないため、該当しない	4-2

国際ファッション専門職大学

第 56 条	—	本学は、共同教育課程は編成していないため、該当しない	4-1
第 57 条	—	本学は、共同教育課程は編成していないため、該当しない	4-1
第 58 条	—	本学は、共同教育課程は編成していないため、該当しない	4-2 5-2
第 59 条	—	本学は、共同教育課程は編成していないため、該当しない	3-5
第 60 条	—	本学は、共同教育課程は編成していないため、該当しない	3-5
第 61 条	—	本学は、共同教育課程は編成していないため、該当しない	3-5
第 77 条	—	本学は、外国に学部、学科その他の組織を設けていないため、該当しない	1-1
第 78 条	—	本学は大学設置から完成年度を越えているため、該当しない	3-5 4-2 5-2

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 2 条	—	専門職大学は適用除外	4-1
第 2 条の 3	○	「国際ファッション専門職大学 学則」第 3 6 条および「国際ファッション専門職大学 学位規程」第 2 条に定める適切な専攻分野の名称を付記している	4-1
第 10 条	○	「国際ファッション専門職大学 学則」第 3 6 条および「国際ファッション専門職大学 学位規程」第 2 条に定める適切な専攻分野の名称を付記している	4-1
第 10 条の 2	—	本学は共同教育課程を編成していないため、該当しない	4-1
第 13 条	○	「国際ファッション専門職大学 学則」及び「国際ファッション専門職大学 学位規程」で定めており、学則を変更した場合は、文部科学大臣に適正に報告している。	4-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 20 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 2 3 条に明記し、利益相反を適切に防止することができる者を監事として選任している	6-1
第 27 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 6 9 条に明記し、適切に運用している	6-1
第 29 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 7 条に明記し、適切に運用している	6-2
第 30 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 8 条に明記し、適切に運用している	6-2

国際ファッション専門職大学

第 31 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 9 条に明記し、適切に運用している	6-2
第 36 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 1 3 条、第 1 4 条及び第 1 5 条に明記し、適切に運用している	2-1 2-3 6-1 6-2
第 37 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 1 5 条及び第 1 6 条に明記し、適切に運用している	6-1 6-2
第 39 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 1 7 条に明記し、適切に運用している	6-1 6-2 6-3
第 43 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 2 2 条に明記し、適切に運用している	6-2
第 45 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 2 3 条に明記し、適切に運用している	6-3
第 46 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 2 4 条に明記し、適切に運用している	6-3
第 52 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 2 9 条に明記し、適切に運用している	6-3
第 54 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 3 1 条第 4 項に明記し、適切に運用している	6-3
第 55 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 2 9 条第 1 項第 3 号に明記し、適切に運用している	6-3
第 56 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 2 9 条第 1 項第 2 号及び第 2 9 条第 1 項第 4 号に明記し、適切に運用している	6-3
第 61 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 3 3 条に明記し、適切に運用している	6-3
第 62 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 3 3 条及び第 3 4 条に明記し、適切に運用している	6-3
第 66 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 3 7 条及び第 3 8 条に明記し、適切に運用している	6-3
第 78 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 4 8 条に明記し、適切に運用している	6-3
第 80 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 5 1 条に明記し、適切に運用している	6-3 6-5
第 86 条	○	会計監査人に選任してはならない要件について明文化された規定はないが、適切に運用している	6-5
第 99 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 5 8 条に明記し、適切に運用している	1-1 2-3

国際ファッション専門職大学

			6-4
第 100 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 59 条に明記し、適切に運用している	6-2 6-3
第 103 条	○	適切に運用している	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5
第 104 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 68 条に明記し、適切に運用している	6-2 6-5
第 105 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 68 条第 2 項に明記し、適切に運用している	6-3
第 106 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 69 条に明記し、適切に運用している	6-1
第 107 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 69 条に明記し、適切に運用している	6-1
第 108 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 71 条に明記し、適切に運用している	6-1
第 144 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 6 条に明記し、適切に運用している	6-5
第 145 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 30 条に明記し、適切に運用している	6-3
第 146 条	○	理事の構成については「学校法人日本教育財団寄附行為」第 8 条及び 9 条、報告義務については第 17 条に明記している。新寄附行為は 2025 年 4 月施行であり、初回の報告を 2025 年 6 月に行う予定。	6-2
第 148 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 26 条に明記し、適切に運用している	1-1 2-1 2-3 6-1 6-4
第 151 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 75 条に明記し、適切に運用している	6-1

学校教育法（大学院関係） 該当なし

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条			1-1
第 100 条			1-1
第 102 条			3-1

学校教育法施行規則（大学院関係） 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条			3-1
第 156 条			3-1
第 157 条			3-1
第 158 条			3-1
第 159 条			3-1
第 160 条			3-1

大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 1 条の 2			1-1
第 1 条の 3			3-1
第 2 条			1-1
第 2 条の 2			1-1
第 3 条			1-1
第 4 条			1-1
第 5 条			1-1
第 6 条			1-1
第 7 条			1-1
第 7 条の 2			1-1 4-2 5-2
第 7 条の 3			1-1 4-2 5-2
第 8 条			3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 9 条			4-2

国際ファッション専門職大学

			5-2
第9条の3			4-2 4-3 5-3
第10条			3-1
第11条			4-2
第12条			3-2 4-2
第13条			3-2 4-2
第14条			4-2
第14条の2			4-1
第15条			3-2 3-5 4-1 4-2
第16条			4-1
第17条			4-1
第19条			3-5
第20条			3-5
第21条			3-5
第22条			3-5
第22条の2			3-5
第22条の3			3-5 5-4
第22条の4			1-1
第23条			1-1
第24条			3-5
第25条			4-2
第26条			4-2
第27条			4-2 5-2
第28条			3-2 4-1 4-2
第29条			3-5
第30条			3-2 4-2
第30条の2			4-2

国際ファッション専門職大学

第 31 条			4-2
第 32 条			4-1
第 33 条			4-1
第 34 条			3-5
第 34 条の 2			4-2
第 34 条の 3			5-2
第 42 条			3-3
第 43 条			3-4
第 45 条			1-1
第 46 条			3-5 5-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 2 条			1-1
第 3 条			4-1
第 4 条			4-2 5-1 5-2
第 5 条			4-2 5-2
第 5 条の 2			4-2 4-3 5-3
第 6 条			4-2
第 6 条の 2			4-2 5-1
第 6 条の 3			4-2
第 7 条			4-2
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			4-1
第 11 条			4-2
第 12 条			4-1

国際ファッション専門職大学

第 13 条			4-1
第 14 条			4-1
第 15 条			4-1
第 16 条			4-1
第 17 条			1-1 3-2 3-5 4-2 5-2
第 18 条			1-1 4-1 4-2
第 19 条			3-1
第 20 条			3-1
第 21 条			4-1
第 22 条			4-1
第 23 条			4-1
第 24 条			4-1
第 25 条			4-1
第 26 条			1-1 4-1 4-2
第 27 条			4-1
第 28 条			4-1
第 29 条			4-1
第 30 条			4-1
第 31 条			4-2
第 32 条			4-2
第 33 条			4-1
第 34 条			4-1
第 42 条			2-2 2-3

学位規則（大学院関係） 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条			4-1
第 4 条			4-1
第 5 条			4-1

国際ファッション専門職大学

第5条の3			4-1
第12条			4-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			2-2 2-3
第2条			4-2
第3条			3-2 4-2
第4条			4-2
第5条			4-1
第6条			4-1
第7条			4-1
第8条			4-2 5-2
第9条			3-5
第10条			3-5
第11条			3-2 4-2
第13条			2-2 2-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「-」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 3-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 3-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 3-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 3-4】	就職相談室等の状況	
【表 3-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 3-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 3-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 3-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 3-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 3-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 3-11】	図書館の開館状況	
【表 3-12】	情報センター等の状況	該当なし
【表 4-1】	授業科目の概要	
【表 4-2】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 4-3】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 5-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 6-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 6-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 6-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人日本教育財団寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	国際ファッション専門職大学 大学案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	国際ファッション専門職大学 学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2026 年度 入試要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	2025 年度 学生要覧	
【資料 F-6】	大学組織図	
	国際ファッション専門職大学 大学組織図	
【資料 F-7】	事業計画書	
	2025 年度（令和 7 年度）事業計画書	
【資料 F-8】	事業報告書	
	2024 年度（令和 6 年度）事業報告書	
【資料 F-9】	中期的な計画	
	学校法人日本教育財団中期計画 2023-2026	
【資料 F-10】	法人及び大学の規定一覧及び規定集	
	学校法人日本教育財団就業規則・規程類、国際ファッション専門職大学規程一覧	
【資料 F-11】	理事、監事、評議員、会計監査人の名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、議題一覧、出席状況など）がわかる資料	
	役員名簿、2024 年度理事会開催状況、2024 年度評議員会開催状況	
【資料 F-12】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）、会計監査報告（過去 5 年間）及び財産目録（最新のもの）	
	決算書類（2020～2024 年度）、監事監査報告書（2020～2024 年度）、会計監査報告書（2020～2024 年度）、財産目録（2024 年度）	
【資料 F-13】	履修要項、シラバス	
	「6. カリキュラム」「7. 履修登録」（学生要覧抜粋）、2025 年度シラバス	
【資料 F-14】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	国際ファッション専門職大学 ホームページ（国際ファッション専門職大学の 3 ポリシー） https://www.piif.ac.jp/about/public_publication/	
【資料 F-15】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	設置計画履行状況報告書 令和 4（2022）年度 抜粋	
【資料 F-16】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	

基準 1. 使命・目的

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映		
大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL		
【1-1-1】	教育情報の公開ページ	
使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則		
【1-1-2】	大学評議会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【1-1-a】	国際ファッション専門職大学ホームページ（国際ファッション専門職大学について）	
【1-1-b】	国際ファッション専門職大学ホームページ（沿革）	
【1-1-c】	設置の趣旨等記載した書類 国際ファッション専門職大学	
【1-1-d】	自己点検評価第三者検証報告書	
【1-1-e】	令和 2（2020）年度 教育課程連携協議会議事録（東京キャンパス）	
【1-1-f】	令和 4（2022）年度 教育課程連携協議会議事録（東京キャンパス）	

基準 2. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 内部質保証の組織体制		
内部質保証に関する全学的な方針		
【2-1-1】	内部質保証の方針	
内部質保証のための組織図		
【2-1-2】	内部質保証のための組織図	
内部質保証に責任を持つ会議体の規則		
【2-1-3】	国際ファッション専門職大学 大学評議会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
-	-	
2-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
自己点検・評価に関する規則		
【2-2-1】	自己点検・評価規程	
直近の自己点検・評価の報告書		
【2-2-2】	令和 5(2023)年度 専門職大学分野別認証評価 自己点検評価書	
自己点検・評価を担当する会議体の議事録		
【2-2-3】	令和 6（2024）年度 自己点検・評価委員会議事録	
自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書		
【2-2-4】	令和 5（2023）年度 第 11 回教授会議事録	
IR などを検討する会議体の規則		
【2-2-5】	国際ファッション専門職大学 大学評議会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-2-a】	自己点検評価第三者検証報告書	
【2-2-b】	令和 6（2024）年度 VOS 結果	
【2-2-c】	令和 6（2024）年度 就職アンケート集計表	

2-3. 内部質保証の機能性		
学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-1】	学生の意見等を改善につなげるシステム図	
学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-2】	国際ファッション専門職大学 大学評議会規程	
学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-3】	学外関係者の意見等を改善につなげるシステム図	
学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-4】	国際ファッション専門職大学 教育課程連携協議会規程	
三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-5】	令和6(2024)年度 自己点検・評価委員会議事録	
自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-6】	「学修ポートフォリオ」をめぐる議事録	
自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など		
【2-3-7】	教育情報の公開ページ	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-3-a】	Wi-Fi 環境の充実について	
【2-3-b】	令和2(2020)年度 教育課程連携協議会議事録(東京キャンパス)	
【2-3-c】	令和4(2022)年度 教育課程連携協議会議事録(東京キャンパス)	
【2-3-d】	令和5(2023)年度 第5回教授会資料⑩<選択英語科目>	

基準3. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 学生の受入れ		
アドミッション・ポリシーを示す部分の URL		
【3-1-1】	教育情報の公開ページ	
アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則		
【3-1-2】	大学評議会規程	
入試方法の検討と検証を行う会議体の規則		
【3-1-3】	大学評議会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-1-a】	設置の趣旨等記載した書類 国際ファッション専門職大学	
【3-1-b】	入試要項 令和8(2026)年度春入学	
【3-1-c】	留学生入学要項	
【3-1-d】	令和7(2025)年度 KF 専門職大学入学者選抜試験実施要項	
【3-1-e】	令和1(2019)年度_KF 教授会第3回資料<アドミッションセンター組織について>	
【3-1-f】	令和1(2019)年度_KF 教授会第3回資料<アドミッションセンター規定(案)>	
【3-1-g】	令和6(2024)年度 大学機関別認証評価 判断例	
【3-1-h】	募集・入試結果を記した資料	
3-2. 学修支援		
学修支援に関する方針・計画		
【3-2-1】	学修支援に関する方針・計画	

国際ファッション専門職大学

学修支援に関する会議体の規則		
【3-2-2】	学生委員会規程	
TA、SA などに関する規則		
【3-2-3】	ティーチングアシスタント制度について	
オフィスアワーを学生に周知したこと示す文書		
【3-2-4】	オフィスアワーを学生に周知したことを示す文書	
障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況		
【3-2-5】	障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況	
退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則		
【3-2-6】	学生委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-2-a】	国際ファッション専門職大学ホームページ（就職・キャリアサポート）	
【3-2-b】	国際ファッション専門職大学ホームページ（担任制度について）	
【3-2-c】	令和6(2024)年度_FCFB 学科_第9回学科会議(1205)	
【3-2-d】	令和6(2024)年度_FCFB 学科_第10回学科会議(0109)	
【3-2-e】	令和6(2024)年度_NC 学科_第9回学科会議(1205)	
【3-2-f】	令和6(2024)年度_NC 学科_第12回学科会議(0306)	
【3-2-g】	令和6(2024)年度_OC 学科_第9回学科会議(1202)	
【3-2-h】	令和6(2024)年度_OC 学科_第11回学科会議(0206)	
3-3. キャリア支援		
キャリア支援に関する方針・計画		
【3-3-1】	キャリア支援に関する方針・計画	
キャリア支援に関する授業科目名一覧		
【3-3-2】	キャリア関係科目シラバス	
キャリア支援に関する会議体の規則		
【3-3-3】	就職委員会規程	
教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧		
【3-3-4】	教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-3-a】	国際ファッション専門職大学ホームページ（内定者インタビュー）	
【3-3-b】	国際ファッション専門職大学ホームページ（キャリア）	
3-4. 学生サービス		
学生生活支援に関する方針・計画		
【3-4-1】	学生生活支援に関する方針・計画	
学生生活支援に関する会議体の規則		
【3-4-2】	学生委員会規程	
学生の課外活動の支援に関する規則		
【3-4-3】	学生委員会規程	
奨学金に関する規則		
【3-4-4】	「学生要覧」抜粋および奨学金に関する規則	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-4-a】	国際ファッション専門職大学ホームページ（担任制度について）	
【3-4-b】	21_KF<学生表彰制度推薦書（様式1）>	
【3-4-c】	21_KF<学生表彰制度推薦書（様式2）>	

国際ファッション専門職大学

【3-4-d】	23_KF<学生表彰制度規定（追加）>	
【3-4-e】	23_KF<学生表彰制度推薦書（様式1）PIIF CAMPUS AWARD>	
【3-4-f】	令和6(2024)年度_KF 教授会第2回資料⑥-1<KF 課外活動団体申請書(表一覧)>	
【3-4-g】	令和6(2024)年度_KF 教授会第2回資料⑥-2<KF 課外活動団体申請書(まとめ)>	
【3-4-h】	令和6(2024)年度_KF 教授会第4回資料⑦<KF 課外活動団体申請書>	
【3-4-i】	令和6(2024)年度_KF 教授会第5回資料⑦<学生委員会：課外活動団体（L.E.C）>	
【3-4-j】	令和6(2024)年度 日本学生支援機構 奨学金・学費免除 受給実績	
3-5. 学修環境の整備		
施設・設備の管理に関する規則		
【3-5-1】	校舎施設・設備の管理運営組織図	
ICT環境について学生に周知したことを示す文書		
【3-5-2】	「学生要覧」抜粋	
図書館に関する規則		
【3-5-3】	図書館規程	
図書館利用案内		
【3-5-4】	「学生要覧」抜粋（14. 図書館）	
建物の耐震化率を示す文書		
【3-5-5】	国際ファッション専門職大学のホームページ（「建物の耐震化率を示す文書」を示す部分のURL）	
臨地実務実習施設一覧（専門職大学のみ）		
【3-5-6】	臨地実務実習施設一覧	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-5-a】	インターネット設備環境の整備状況	
【3-5-b】	バリアフリー設備整備状況	
【3-5-c】	実習施設設備	

基準 4. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
ディプロマ・ポリシーを示す部分のURL		
【4-1-1】	教育情報の公開ページ	
ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-1-2】	大学評議会規程	
学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-1-3】	「学生要覧」抜粋（1. ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針））	
学位規則、学位審査基準		
【4-1-4】	学位規程	
進級・卒業・単位認定に関する規則		
【4-1-5】	科目履修・単位認定規程	
単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則		
【4-1-6】	大学評議会規程	

国際ファッション専門職大学

入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力の単位認定の基準（専門職大学のみ）		
【4-1-7】	ファッション業界経験の単位認定	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-1-a】	設置の趣旨等記載した書類 国際ファッション専門職大学	
4-2. 教育課程及び教授方法		
カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL		
【4-2-1】	教育情報の公開ページ	
カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-2-2】	大学評議会規程	
学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-2-3】	「学生要覧」抜粋（2. カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針））	
教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど		
【4-2-4】	カリキュラムツリー	
履修に関する規則		
【4-2-5】	科目履修・単位規程	
教育課程を検討する会議体の規則		
【4-2-6】	教務委員会規程	
シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書		
【4-2-7】	シラバス作成依頼（メール本文）	
教養教育を検討する会議体の規則		
【4-2-8】	教務委員会規程	
教育課程連携協議会の議事録（専門職大学のみ）		
【4-2-9】	教育課程連携協議会規程	
授業科目別登録者数一覧（専門職大学のみ）		
【4-2-10】	授業科目別登録者数一覧	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-2-a】	設置の趣旨等記載した書類 国際ファッション専門職大学	
【4-2-b】	国際ファッション専門職大学ホームページ（「PIIF EYES」の学生による社会との取り組みやコンテストなどの紹介ページ）	
【4-2-c】	FD 研修会（2023 年度実施概要・報告資料）	
【4-2-d】	32_FAB 臨地実習 II 報告	
【4-2-e】	25_KF 教授会第 2 回資料⑤-7<共同研究様式最終年度報告書> hirano>	
【4-2-f】	設置計画履行状況報告書【2024 年 5 月 1 日版】「授業の概要」部分抜粋	
【4-2-g】	オンワードデジタルラボ社・イオンリテール社連携課題解決型授業・コンペティション_HP 記載	
【4-2-h】	学外関係者の意見等を改善につなげるシステム図	
【4-2-i】	令和 2（2020）年度 教育課程連携協議会議事録（東京キャンパス）	
【4-2-j】	令和 4（2022）年度 教育課程連携協議会議事録（東京キャンパス）	
【4-2-k】	令和 5（2023）年度 第 5 回教授会資料⑩<選択英語科目>	
4-3. 学修成果の把握・評価		
大学が求める学修成果を示す文書など		
【4-3-1】	大学が求める学修成果を示す文書など	
大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など		
【4-3-2】	大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など	
学修成果の把握・評価の方針		

【4-3-3】	学修成果の把握・評価の方針	
学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則		
【4-3-4】	教授会規程、教務委員会規程	
学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果		
【4-3-5】	学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果	
学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録		
【4-3-6】	学修ポートフォリオワーキンググループ議事録	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-3-a】	設置の趣旨等記載した書類 国際ファッション専門職大学	
【4-3-b】	令和6（2024）年度 就職アンケート集計表	
【4-3-c】	自己点検評価第三者検証報告書	

基準 5. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性		
大学の意思決定に関する組織図		
【5-1-1】	大学の意思決定に関する組織図	
大学の意思決定に関する会議体の規則		
【5-1-2】	大学評議会規程	
学長の職務権限に関する規則		
【5-1-3】	学長の職務権限一覧	
教授会に関する規則		
【5-1-4】	教授会規程	
教授会の開催日時・議題一覧		
【5-1-5】	教授会の開催日時・議題一覧	
学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書		
【5-1-6】	「学生要覧」抜粋（学則 第38条）	
事務局組織図		
【5-1-7】	事務局組織図	
事務分掌に関する規則		
【5-1-8】	組織及び業務分掌規程	
職員採用・昇任の方針・規則		
【5-1-9】	就業規則、人材採用申請書、昇降格申請書	
教育課程連携協議会の規則（専門職大学のみ）		
【5-1-10】	教育課程連携協議会規程	
教育課程連携協議会の構成員名簿（専門職大学のみ）		
【5-1-11】	教育課程連携協議会の構成員名簿	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-1-a】	業務分担表	
5-2. 教員の配置		
教員の採用・昇任の方針・規則		
【5-2-1】	教員選考・任用及び昇任規程	
教員人事に関する会議体の規則		
【5-2-2】	大学評議会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		

【5-2-a】	専門職大学設置基準が定める必要教員数基準	
【5-2-b】	教員数に関する資料	
5-3. 教員・職員の研修・職能開発		
FDの方針・計画		
【5-3-1】	FDの方針・計画	
FDの実施報告書		
【5-3-2】	FDの実施報告書	
SDの方針・計画		
【5-3-3】	SDの方針・計画	
SDの実施報告書		
【5-3-4】	SDの実施報告書	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-3-a】	FD研修会（2023年度実施概要・報告資料）	
【5-3-b】	FD研修会（2024年度実施概要・報告資料）	
【5-3-c】	令和6年(2024年)VOS結果	
【5-3-d】	2024年度FD_SD合同教職員倫理研修アンケート結果	
【5-3-e】	2024年度SD研修会（入学・就職に関する研修）	
5-4. 研究支援		
研究環境に関する調査の結果		
【5-4-1】	国際ファッション専門職大学 研究室一覧	
研究環境整備の方針・計画		
【5-4-2】	研究環境の整備とその方針・計画	
研究倫理に関する規則		
【5-4-3】	研究倫理に関する規則	
研究費の適正利用に関するマニュアル		
【5-4-4】	研究費の適正利用に関するマニュアル	
研究活動への資源配分に関する規則		
【5-4-5】	研究活動への資源配分に関する規則	
研究活動に対するRAなど人的支援に関する規則		
【5-4-6】	研究活動に対するRAなど人的支援に関する規則	
科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書		
【5-4-7】	科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書	
外部資金応募・獲得の実績一覧		
【5-4-8】	外部資金応募・獲得の実績一覧	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-4-a】	蔵書数	
【5-4-b】	『FAB』投稿規程	
【5-4-c】	FAB vol.4 投稿原稿一覧 2023	
【5-4-d】	FAB vol.5 投稿原稿一覧 2024	
【5-4-e】	2019年度-2023年度（5年間）共同研究採択課題一覧	
【5-4-f】	研究会活動報告一覧	
【5-4-g】	公的研究費の不正防止に関する基本方針	
【5-4-h】	公的研究費に係る不正取引に関与した取引業者に対する処分方針	
【5-4-i】	コンプライアンス教育・研究倫理啓発活動年間計画書_2024年度	
【5-4-j】	コンプライアンス教育・研究倫理啓発活動年間計画書_2025年	

	度	
【5-4-k】	倫理関連受講状況一覧	
【5-4-l】	2019-2024 年度科研費	

基準 6. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 経営の規律と誠実性		
組織倫理に関する規則		
【6-1-1】	就業規則（服務規律抜粋）、コンプライアンス規程	
情報公表に関する規則		
【6-1-2】	情報公開規程	
学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL		
【6-1-3】	教育情報の公開ページ	
私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL		
【6-1-4】	教育情報の公開ページ・法人本部公開ページ	
内部統制システムの基本方針		
【6-1-5】	内部統制システム整備の基本方針	
内部統制の組織体制を示す図		
【6-1-6】	内部統制の組織体制	
内部統制に関する規則		
【6-1-7】	リスク管理規程、コンプライアンス規程、監事監査規程、文書取扱規程	
ハラスメント防止に関する規則		
【6-1-8】	ハラスメント対応規程	
個人情報保護に関する規則		
【6-1-9】	個人情報保護規程	
危機管理に関する方針・規則		
【6-1-10】	リスク管理規程	
危機管理に関するマニュアル		
【6-1-11】	防災危機管理マニュアル	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-1-a】	学校法人日本教育財団寄附行為	
【6-1-b】	学校法人日本教育財団役員名簿・評議員名簿・会計監査人	
【6-1-c】	令和 7（2025）年度 学校法人日本教育財団会議一覧	
【6-1-d】	ハラスメント防止に関するガイドライン	
【6-1-e】	就業規則（安全・衛生抜粋）	
【6-1-f】	学生要覧（防災・緊急非常時の心得抜粋）	
【6-1-g】	公益通報者保護規程	
【6-1-h】	情報公開規程	
6-2. 理事会の機能		
法人の意思決定に関する組織図		
【6-2-1】	法人の意思決定に関する組織図	
予算・決算を承認した際の理事会の議事録		
【6-2-2】	予算・決算承認の理事会議事録（第 281 回理事会、第 284 回理事会）	

国際ファッション専門職大学

理事を選任する会議体の規則		
【6-2-3】	理事選任機関運営規程	
理事を選任した際の会議体の議事録		
【6-2-4】	理事選任議事録（第 268 回理事会、第 236 回評議員会、第 240 回評議員会第 282 回理事会、第 247 回評議員会、第 284 回理事会）	
中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録		
【6-2-5】	中期計画承認の理事会議事録（第 269 回理事会）	
理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書		
【6-2-6】	2025 年度の理事長による職務執行状況報告の予定について	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-2-a】	学校法人日本教育財団寄附行為	
【6-2-b】	理事会の開催状況	
【6-2-c】	理事会運営規程	
【6-2-d】	変更前の旧寄附行為	
【6-2-e】	学校法人日本教育財団 中期計画 2023-2026	
【6-2-f】	国際ファッション専門職大学 学則	
【6-2-g】	事業計画書（令和 7(2025)年度）	
【6-2-h】	事業報告書（令和 6(2024)年度）	
6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能		
評議員を選任した際の会議体の議事録		
【6-3-1】	評議員選任議事録（第 282 回理事会、第 247 回評議員会、令和 7(2025)年 評議員選任委員会、第 248 回評議員会）	
監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録		
【6-3-2】	監事・会計監査人選任議事録（第 268 回理事会、第 282 回理事会、第 247 回評議員会、第 248 回評議員会）	
予算・決算を審議した際の評議員会の議事録		
【6-3-3】	予算・決算を審議した評議員会（第 246 回、第 249 回評議員会）	
監事監査に関する規則		
【6-3-4】	監事監査規程	
監事監査計画書		
【6-3-5】	2024 年度監事監査計画書	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-3-a】	学校法人日本教育財団寄附行為	
【6-3-b】	理事・評議員協議会運営規程	
【6-3-c】	プラスプロデューサー制度規程	
【6-3-d】	公益通報者保護規程	
【6-3-e】	評議員選任委員会運営規程	
【6-3-f】	評議員会運営規程	
【6-3-g】	評議員会の開催状況	
【6-3-h】	独立監査人の監査報告書	
6-4. 財務基盤と収支		
予算編成方針		
【6-4-1】	経理規程	
財務計画書		
【6-4-2】	令和 7(2025)年度予算書（資金収支予算書、事業活動収支予算書）	
外部資金導入の実績		

国際ファッション専門職大学

【6-4-3】	令和6(2024)年度科研費交付決定一覧	
資産運用に関する規則		
【6-4-4】	資金運用規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-4-a】	令和6(2024)年度 事業報告書	
【6-4-b】	2025 学校法人日本教育財団会議一覧	
【6-4-c】	学校法人日本教育財団 中期計画 2023-2026	
【6-4-d】	学校法人日本教育財団寄附行為	
【6-4-e】	変更前の旧寄附行為	
【6-4-f】	令和7(2025)年3月19日第281回理事会議事録	
【6-4-g】	令和7(2025)年3月19日第246回評議員会議事録	
【6-4-h】	平成31(2019)年3月19日日本学術振興会 科研費説明会資料	
【6-4-i】	令和6(2024)年度_科研費説明会 2025 公募	
【6-4-j】	研究助成金公募一覧(民間団体等)	
【6-4-k】	民間助成採択一覧	
6-5. 会計		
経理に関する規則		
【6-5-1】	経理規程	
会計監査人の選任に関する規則		
【6-5-2】	学校法人日本教育財団寄附行為	
会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など		
【6-5-3】	会計監査人に関する寄附行為の規定新設について	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-5-a】	月末支払	
【6-5-b】	資産管理 固定資産台帳	
【6-5-c】	資産管理 備品台帳(システム)	
【6-5-d】	学費納入(新入生入金管理・未入金者フォロー)	
【6-5-e】	学費納入(その他納付金入金管理)	
【6-5-f】	令和7(2025)年3月19日第246回評議員会議事録	
【6-5-g】	令和7(2025)年3月19日第281回理事会議事録	
【6-5-h】	令和7(2025)5月29日第249回定時評議員会議事録	

基準 A. 産学・国際連携事業

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 産学・国際連携事業の推進		
【A-1-a】	海外実習 I・II	
【A-1-b】	特別講師招聘実績報告 20～24	
【A-1-c】	woolmark performance challenge 参加校一覧	
【A-1-d】	ザ・ウールマーク・カンパニー・ピーティールワイ・リミテッド 日本支社のプレスリリース	
【A-1-e】	「SHEIN X グローバルデザインコンテスト」プレスリリース	
【A-1-f】	PIIF EYES	
【A-1-g】	23, 24 年度産地ゼミプレゼン来場者リスト	
【A-1-h】	23_PIIF 産地ゼミ発表のご案内	
【A-1-i】	23_PIIF_Students Presentation	
【A-1-j】	24_PIIF 産地ゼミ発表のご案内	
【A-1-k】	24_PIIF_Students Presentation	

基準 B. 教授方法と研究活動の有機的な連携事業

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 教授方法と研究活動の有機的な連携事業の推進		
-	-	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

※「専門職大学のみ」の欄について該当がない場合は、「該当なし」と記載すること。

※基準項目ごとの「自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料」に該当資料が無い場合は、記入欄を削除すること。